

多の名士政客を生み、而も關東に於ける民權振盪の泉源となりて、混々として八州の野に浸透せしめた。之れ石坂を圍繞する者の才伎智略の羽翼に由ると雖も、其の斯くあらしめたるは即ち石坂の徳と器とに由るものにして、多摩を云爲するに當つては決して彼を閑脚してはならぬ。

石坂は天保十二年五月二十二日南多摩郡鶴川村野津田に生れた。豪農伊助の三男で、母は昌孝、幼名高之助と稱し、後里正たる同族昌吉の養嗣子となり又次郎と呼んだ。幼にして英才の聞えあり河井雲齋、小泉詔齋等に師事して勉學し、十七歳で三十八ヶ村の長となつて農民を督勵誘導する事老若も及ばぬ考察と措置とに出た。當時同地方は旗本富田某の采地常に賦課が煩はしきに苛重の申し渡りに接した。高之助は農民の窮境にあるを見るに忍びず身を以て代るの覚悟を爲して斷乎として采地主の命を斥けて民衆を救つた。此の罪に由つて一年間の、宿預けの罰に處せられた。併し采地主富田も亦一風格ある人物で、高之助が嗣冠にして衆に代つた事を却て喜び、相扶けて郷士となした而して名を鎮四郎と改めた。

維新となつて制度の變更さるゝや彼は戸長を拜命した。炯眼能く時代の推移を透貫し、先づ會同所なるを設け、村内に事あるや父老を集め諮議して後でなければ行はなかつた。此の時代に於て既に彼は民本主

義であつた。故に其の治績は大に擧つた。又教育の至らざるを患へ子弟に讀書習字武術をも講修せしめ勉むる者は賞し忘る者は諍々として諭すので年餘ならずして村風に新生命を興へ、月と共に著しき進境を呈した。之れを見聞する遠近の部落は皆彼れを師表として之れを効ふのであつた。文物進歩の今日すら模範村を得るに難いが、彼れは人智未開の前世紀に於て之れを成し遂げて居る。

當時神奈川縣令であつた中島信行が彼れの才名を聞き、戸長より引擧げて縣屬とした。時に板垣が民權論を提唱し政黨を立て自由黨と稱し天下に呼號するや、石坂大に共鳴して直に辭職し同志を糾合して黨務に參與し、拮据盡瘁國家民衆の爲めに遂に盡饒なる傳來の財産も空乏に歸して了つた。併し毫す意に介する所がなかつた。二十九年板垣の内相當時群馬縣知事として令名を走せ在職半歲にして罷めたが身を政黨に委ねるや終始一貫にして其の天分を盡し、國會議場は素より院外にあるも權機に參與し、明治四十年一月十三日六十七歳にして病歿した。彼れが政治家としての迂餘曲折は項を改めて記するが先づ性格を記して置かねばならぬ。其の養父母も一見地ある人物で石坂が十歳位の時、或人養父昌吉に、將來役に立ちさうない作だとの推稱に對し、イヤ彼奴も親の家を守る位で潰すやうな事は迎も出来ない。と答へたが望み通り見事に潰し

て了つた。昌吉も地下で苦笑したであらう。養母も亦氣概ある者で、お前は内を相續しても年に入る位な事が出来ないでは駄目だぞ。と言ふや彼は小さい手をチャンと膝に置いて。承知しました。と答へた。斯うしたやうに一家盡く異彩を放つて居たが父母の豫望通り民衆國家の爲めに手錠も締められ家も潰した。恬淡寡慾で代議士となるや當時八百圓の歳費も持つて歸るや投げ出して家人の遣ふに任せ、又知事となつても飾らず造らず且つ貴賤の階壁を撤して膝を交へて酔ひ且つ談じ、興に乗するや紙を展べて詩懷を遣るを樂しみとして居た。詩は平塚梅花に學び、書は眞下晩蔭を師として能書家と稱せられた。その放庵と稱したのは「放之彌六合」に取つて號としたので、豪放磊落瑣事に拘泥せず、時勢を達觀し人物を鑑識する明、誠に一代の人傑である。又自由黨に一異彩を放つた者は大井憲太郎、星亨等であるがその裏面に石坂の熱誠があつて益々形を大成せしめしが如く、石坂の裏面には又村野常右衛門、森久保作藏のあつた事を知らねばならぬ、其の人物に於ては或は村野が勝つて居たかも知れぬ、併し其の輪廓に於て石坂の上に出る事は出来得ない。森久保は彼等の訓陶に由る後進であるが發奮狂熱は相伯仲して居る。而して村野森久保も亦石坂に由つての村野森久保たる事も知らねばならぬ。

是の如く郷土の先覺者として青年の士氣を鼓舞し、關東自由黨の重鎮として國家に盡したる大器も其の晩年は甚だ揮はなかつた彼の巨財は政治運動の爲めに盡く失つて遂に陋巷の一寒士に過ぎぬ不遇の身となり東京芝區虎の門雲龍館に止宿して國事に奔走はして居たが彼れの生活を顧みる者は一人も無かつた、勿論各自が他を顧みる程の餘裕も無かつた事にも由るであらうが、老來精氣の薄らぎは人を引つける方の消耗にも有つたであらう、此の窮境に當つて棄てなかつた者は一人由木村の井上隆治のみであつた。石坂の窮情を知るか否や其の宿所を訪ふて八十金を呈供して一時の急を救ひ爾來訪問しては慰めて居た、そして部下たりし者の冷淡なるを憤慨しても居た、其の結果として彼れの仁俠は只に憤慨のみでは止まない、今一度石坂を世に立たしめやうと計るまでに高調し、第六議會の選舉に當つて候補に推した、其の競争者は石坂の股肱であり女房役であつた村野常右衛門であつた。如何に此の對照が世體の反覆人情の表裏の常ならざる深刻さを覺えしめたであらうか、井上は火の如くなつて鬨つたが、憫むべし石坂の頽勢は、遂に挽回するに難く失敗したのであつた。石坂も惜むべきであつたが井上の氣骨と義侠は又得難きもので若し彼をして壽を貸さしめたなら日々谷原頭を送らるべき人物であつたが五十二歳で不歸の客となつた事も亦甚だ惜むべきであつた。

村野常右衛門

熱狂家水島と久保田と村野

村野常右衛門は安政六年多摩郡鶴川村に生れた。家は豪農の舊家で、明治元年家督を相續したが僅かに十歳の時であつた。同村の清水塾に入つて和漢學の素地を作り、十五六歳から横濱の賞田勉菴の門に入つて學んだ。其青年時代より自ら徳字備はり地方青年の尊重を受けて一勢力を作つて居た、後同村の先輩石坂昌孝と意氣が投合したが村野は質實、石坂は放逸の性格で殆んど正反對であるが極端と極端は能く一致するもので、常に石坂の短所を補ふ立場にある女房役であつた。明治七年一月板垣、副島、後藤、江藤等が民選議員設立建議の時より政治に關し青年地方有志として奮起し大に働いた。十四年十月板垣が後藤衆次郎、中島信行等と自由黨を組織するや石坂を擁して加盟した、人心の最も剛健なる關東人士が卒先して加盟した事は板垣の最も喜ぶ處であつた。實に土佐派と對立して黨内に不拔の勢力を作つたのは之等同志の加盟が要因を爲

すものである。元來石坂にせよ村野にせよ不言實行の方で言論の人ではないだけに花の如き観はなかつたが常に充實した一種の重さによつて關東の民權は保たれたのであつた。

故に關東派の表面的首領としては先づ大井憲太郎で、其熾烈焰が如き感情的性格で破壊的鋒銳する點に於て三多摩壯士の血を湧かせた事は非常なもので一時神の如き尊敬を受けたのであつた。之に次いで星亨がある、これは大井の如く華々しい途を取らず剛腹無比の鋼鐵的性格を以て政界を縦斷した、此兩者が獨特の資質を以て慍惇不畏の多摩壯士を率ゐたのであるから確に民黨の權威となり又政府の一大脅威たる事は勿論である、然して幾多の波瀾重疊の裡に腥風慘雨の血を以て活氣ある關東自由黨の歴史は彩られて來たが、其眞相の明かにすれば、即ち大井星の裏面には影の如く石坂があつた、石坂の裏面にも亦影の如く村野があり、従つて森久保作藏のあつて、大井も星も石坂も其手足を伸ぶるを得たのである。

熱狂家水島と久保田と村野

十七年の交、福島縣人久保田久米が神奈川縣に萍浪して居つた當時福島縣の同志は政府の横暴を怒り策を

設けて大官を一擧に屠らうと謀つたが事現はれて密計の道行が出来ず、寧ろ公然と反政府を旗の擧げやうと加波山に籠もつて、挑戦したが素より衆寡敵せざる上に時の利を得ず、悉く失敗に歸して了つた、久保田も其一味であるが機に遅れて参加する事が出来ず快々として居つた、然るに同志は日々に縛に就く様予であるから鬼も角歸縣しやうとした、其途中神奈川縣大磯在中里に水島保太郎（第四回の同縣選出代議士）と云ふ熱狂家があると云ふ事を耳にした（人は陰で政治氣運ひと云つた）國の土産に其れと會つて置かうと尋ねて泊り込んだ、而して二日間泊つたが、自家用の濁り酒を互に飲む許りて一言半句の話もない、これは聞きしに勝る本物の氣運ひとと思ひ歸り仕度をする時水島は始めて口を開いて來意を問ふのであつた、久保田は顔みて、國事憂ふべき志士奮起の相に際し脊骨ある男兒と語るは望むところである、偶たま君の名を聞いて尋ねて來たは一言の話もないから歸途に就かうと思ふと答へた。水島は俄に以前の沈黙より脱して大雄辯となつて薩摩の攻撃舌端火を吐くが如くで、終りに、今日此際筑波山に火を放ち全山を紅蓮の炎として吾同志奮起の餘火とするの決心を要す、吾徒に此意氣なくんは我が國家の前途を何うするか。と管を堅めての悲憤慷慨に久保田も座り直して、神奈川縣人に人物があるか。と問ふや擧げ來たる者は石坂孝昌、山本友七、村

野常右衛門であつた。其處で先づ石坂に會ひたいと云ふので鶴川村に行く時村野も居て四人卓を圍んで酒宴となり興酬となるや水島は突如として、石坂今日は君の首を貰ひに來たのだと。物騒千萬な事を言ひ出したが、石坂は平然として、馬鹿を云ふな之れから俺は天津乙女と酒を呑まふと思ふ所だ、一語の贈氣水島を壓倒して了つた。之は石坂の贈を久保田に知らしむるの策であつたかも知れぬが當時志士の間には實際首を貰ひに行くは有勝ちな時代なるを以て、若し石坂が凡庸の器であつたならば、水島の之れに色を變へたかも知れぬが其處が石坂たるの價値であらう。水島は久保田を促して歸らうとする時石坂は久保田だけを止めて一泊させ時事を談じ且つ飲み翌日村野に案内させて同士の梁山泊である西多摩五日市の勸農學校に連れ行き同士に紹介させた、同地の元老株馬場勘左右衛門（甲州馬場美濃守の後裔）と會談中村野が外出した、後で久保田は村野の人物に言及して、水島は村野をエラ物と云ふが貴公子然たる彼れ、啞の如く口を箝し而も諱讒な彼れにしてエライところがあらうか。と問ふのであつたが、馬場が裏い事をやるは彼れ。との答えに久保田は村野の奥床しさを欣慕し「死ぬなら神奈川縣人と一緒に死にたい」と云ふに至らしめ遂に縣人と行動を與にする事となつた。斯う云ふ風に村野は人に言ひ切れぬなつかしみを與へる人格だけに十七歳にして村

長に擧げられて居るがこれに見ても其の人物は石坂はとの輪廓はないが其の内輪を描くに餘りある男たるは事實である。

現代に於ては水平社運動が盛んになつて來たが其れに就いて石坂と村野とに見免せない一事件がある。古來彼の階級に對しては宗教上の關係や徳川幕府の法令やで同席同火をも許されぬ事になつて居た、にも保はらず石坂と村野は之れに接近するのみならず彼れ等の爲めに大つ盡して居る事は三十餘年前の事としては實に奇蹟的な行動であると言はねばならぬ、先づ其の事件を記せば、元八王子は舊語で言へば幾多の多い處だ此處に山口重兵衛と云ふ金満家がある、當時自由民權論が盛んで東奔西走運動費は幾らあつても足らぬ時代で何れも高利を借りて國家の爲めに盡した場合であるから石坂と村野は山口に着目して往訪し民權の重んずべきを説き四民平等の大御心をも通して志しを同じく謀を共にすべく語つた山口も亦一隻眼の有つた男だから大に喜び運動費は引受くと云ふ事で大に力を得て無事を奔走する事が出來た斯うした關係から山口を起して縣會議員の候補として立たしめ石坂村野森久保等は死力を盡して應援し遂に當選せしめ、又村長をも同階級から出し大に向上進歩の途を開いて遣つたのであつた。或新聞では村野等に先見の明がある如く書

いて居るが三十年後の今日水平社の據頭を見越して彼れ等を引起したと云ふのは附會の説ではあるまいか、水平社の運動は明治となつて部分的には各地であつたが今日の如く統一あるものとは無論なつては居なかつた、此の秩序あり統一ある事となつたのは先年米騒動のあつた事が導火のやうに思ふ、先づ東北より聲を擧げたのが期せずして關西よりも同じく「我等にパンを與へよ」的に起つて建て始めて東西呼應して今日の運動を見るに至つたのである、これは時の力と部落自體の覺醒の力であつて國民の多數即ち他の階級にあつては大正の今日に至るも尙ほ且つ等差を附けるが爲め彼れが大なる力を以て當つて來た證據となるのである、今日すら斯くの如くであるのに三十餘年前而も地方に於ける上流の家格にある石坂村野等が先見の明を以て向上を計つたと云ふ説は人に阿ねり世に諂ひ擲當りの記述ではあるまいか、併し其の説に反し慢に石坂村野の徳を傷つけやうとするのではない、石坂村野等が此の擧に出た事は、藩閥政府は五條の御誓文を表面に懸けながら爲す處は悉く之に反し民意を重んぜず依然として官尊民卑として而も干渉壓抑に及ばざらなく日に益々暴戾を極むる反動として、彼れも人なり我も人なり、且つ四民均しく陛下の赤子たりとして大なる眼を以て世を見ると同時に金穴を之れに取つて反政府の一彈として投ずるの策としたと云ふ事が眞想ではな

からうかと思ふ又部落より公職を出した事も其の向上を助勢すると共に一種の皮肉が意味せらるゝやうに思ふ、素より肘度過ぎない事であるから判断は讀者に任するが稱揚も餘りに過大に失すると却つて徳を害するのであるから彌か吾徒の思ふ處を記すのである。

村野は實に情士である、官憲壓迫時代に村野は石坂と艱難を與にしたが、板垣の入閣より石坂が知事となつて赴任した、普通の者なら石坂に頼つて身を起さうとするのであるが、村野には斯る俗惡の心は少しも起らなかつた、只石坂の榮達を喜ぶのみで殆んど無關係者の如くして自らの爲す處を行ふまでであつた。又村野が勅選議員となる時も原敏は村野・森久保との選擇に困つて事を聞いた兩人は「人辭何するものぞ望むところは天爵のみ」と相顧みて笑つたと云ふ事である、これにも兩者の清廉酒脱が窺はれる。原は益々困つて何れかをと強要するに至つて森久保は「自分は隱退するから君やれ」のさつぱりした一語で村野が椅子に就く事となつたまで、淡として水の如くであるが是に三多摩人士の氣魂が現はされて居るではないか。

因に記す村野と森久保とは知つては居たが交情は無いのであつた、然るに森久保が八王子に於て同地の者と喧嘩と相方血を見ねは止まぬと云ふ形勢に在つたので村野が仲裁の勞を取つて事なく納めた爲め爾來交通

するやうになり一方石坂の力として頼む事になつたのである。

戸長時代の村野

下駄穿で縣廳に踏み込む……選舉名簿の不正を發く

「凄い事をやるは彼れだ」と馬場は云つて居る、如何にも村野は外柔にして内剛なる者であつた。當時各官衙は勿論官吏と云へば肩でも極めて横風のみではない、人民の勞苦や利便には少しも意を止めず自らの都合のみで押し通して居た、故に一般は依然として幕府制度の下に居ると何等の差はなかつた、明治十年の都南多摩郡長は佐藤俊正であつたが下役人の横暴は幕吏と選む處はない、第一諸願書の呈出等も正午を過ぐれば如何なる急を要する事件でも斷じて受理はしない、當時交通機關もなき偏僻の土地より出づる者は其の爲めに間に合はず一の届け書に數日を費すの不便と損害は一通りでない、併し其れを糺彈する程の者もなかつた、鶴川村民も大に憤慨し何とかして此の弊を改めやうと考へたが其の衝に當るに足る者は村野であるがま

だ未成年者である爲め村民は彼れが丁年に達するを待つのみであつた、丁度明治十年に入るや村野は二十歳になつた、其處で村野を戸長に擧げた、二十歳で戸長となつたのは全国中村野の外には餘り例を見ない、其れだけ彼れは一頭地をぬきんで居たのであつた、彼れが戸長となるや先づ郡衙の執務上の革正を爲さうと企てた、併し郡長に談ずるは迂遠であると彼れは直に神奈縣令野村靖に面語せんと横濱に赴いた、此の日は雨天で高下駄を穿いて居た、縣廳に行くとい一般人は素足のまゝで恐るゝ泥だらけの廊架を上つて行く、村野は既に其れが氣に食はぬ、下駄のまゝ音高く上り込むと、忽ち俗吏に威猛高に叱咤するのであつた「泥だらけの所に素足で上れるか人民を何と心得る」と一喝して下駄は脱がなかつた、給仕は上草履を持つて來た用向は縣令に面會と云ふのである、併し當時の縣令などは大名格で容易に人には面會せぬ、二日も三日も續けて行つた、受付けは「そら泥下駄が來た」と評判になつて同人を見かけると上草履が出るやうになつたが縣令は出ない。彼れは考へた此の事許りに日子を費すも愚であるまた方法は幾らもあると歸村した。

歸村するや彼れは字の書ける青年五人を物色し引連れて八王子に赴いた。今夜は大に飲むから其の代り明日は大に働けと其の内容は決して話さず同所の妓樓大萬樓に登つて遊興し翌朝時刻を待つて郡役所に行つ

た、そして六人全速力で選舉人名簿を寫し取つた、五人の青年は其の何の爲あかは知らぬが云ふがまゝに書いたのであつた、村野は其れを携へ歸つて調べ始めると自ら私に考へた通り無資格者が往々混じて居る、直に石坂昌孝に面會して事を告ぐる石坂は「これは頗る好材料を得た」と一書を認め「これを持つて中島に會ひ能く相談しろ」と云ふので、當時元老院議員であつた元神奈川縣令中島信行を東京番町の邸に訪ふた、中島は直に面會すると名簿の不正調製を詳さに告げた、中島も民權論者で縣令を辭するや大住郡の金目村に私學校を開き大に事に備へんとした位で政府も中島を野に置くは不利であるから元老院に祭り込んだ譯であるが今議員となつて居ても其の意志には變る所のない中島であるから村野の調査を賞し「好い所に着目した斯うした事は全国にあらう充分に呑み込んで置く。時に君もまだ若い世に立つには學問が必要だ之れから大に勉強せねばいかん」と戒められて別れた、村野が中島に會つたのは此の時が始めて又政治運動に入るの第一期も此の時が始めてあつた。

而して程なく佐藤郡長は名簿の不正より三ヶ月、郡書記は二ヶ月の減俸となり、随つて縣會議員の改選も行はるゝ事となつたが即ち村野が第一の小手調べて其の効果は空しくなかつた。

凌霜館の設立

薩摩浪人も村野に遠慮す

村野は中島に勉強せよと云はれたが深い印象となつて又石坂に話すと無論異議はない、併し何う云ふ物を勉強するか、明らぬので石坂と村野と共に五十圓宛を出し百圓として中島に送つて書籍購入を依頼した。間もなく届けられたのは佛國革命史を初め各國の政黨史を初めとして政治家に必要な物を多く送られたので大に政治に興味を持つ事となつて今日にあらしめたのである。

これより先き村野は郷黨に於て青年子弟を教養すべく凌霜館を起し武術を大に奨励したのであつたが、單に武のみでは不可と云ふので師範學校出身の篠原某を聘して學藝を併せ教ゆるやうにし日夜互に研究に怠りなかつた、此の際村野方に二三の食客があつたが薩摩浪士結城四郎も其の一人であつた。其の後多くの薩摩浪人に到る處の豪農巨商に押し入つて金錢を奢喝して居た、然るに鶴川村は勿論村野の親戚故舊だけは此の

離を免れたのが不思議のやうであつたが、實は彼の結城も其の一人て特に土地の情況や關係を知るが爲め特に村野の關係者や居村を避けたものと判つた。

村野が政治運動を爲す事となつて同輩として志を興にした者は、北多摩では吉野泰三、大磯では伊達時、吾妻村では水島保太郎等で大に時事を談じたものであつたが、獨り吉野のみは自然疎隔するに至つた、其れば村野が大坂事件に携はつて未決在監中森久保と吉野との確執より遂に莫逆の友を失つたので若し自分が居たならば兩者の間も圓滿に行つたであらうと常に惜んで止まぬのである。

武相の志士と大坂事件

大坂事件と云ふのは、明治の新政府が姑息の手段のみに出で、常に失敗する對策を憤慨して、全国各地の自由黨中の有力家が中心となり、韓國の親日派を扶け政弊を改革し、眞の獨立國たらしめんと私に謀り、其の根據地を大坂に置き、發覺して大坂に於て大公判が開かれたるより斯うした名稱が付されたのである。當時多摩三郡は神奈川縣に屬して居たので有志に運動關係上一丸として記する事とした。

事件の内容は即ち明治六年征韓論が破裂して西郷、板垣、後藤、副島、江藤の五參議及び其の一派の者は盡く辭職して了つた。日本政府に征韓の舉圖がなくなつては最も喜ぶ者は清國で、表面の約束は何うであらうとも、日本を見くびつて居る清國は益々朝鮮を屬邦視する、又朝鮮も日本の恣に足らぬ事を見透して親清黨が跋扈するやうになつた。そして政體は外戚閔氏の一族が恣にするので、國王の正父大院君は大に憤慨し兵を擧げて閔族を殺戮した、其の餘勢は排他運動となり、我が公使館は焼かれ兵營も襲撃され、公使竹添進一郎は身を以て免るゝと云ふ騒ぎが起つた、時は明治十五年七月である。我物質の損害は勿論第一日本の體面を傷つけられたことは忍ぶ可からざる問題である。

當時腰抜けの名を取つて居た我が政府も稍腰を起して、外務卿井上馨を大使として談判せしめ五十萬圓の損害賠償と謝罪大使を日本へ送る事其の他の要求で解決し朴泳孝と金玉均が謝罪使として來朝した、併し此の兩人の心は謝罪ばかりの爲めではない、實は日本に力を借りて朝鮮をして清國の壓迫干渉の下から免れ純然たる獨立國としたいと云ふ考へであるから、公用が濟むが否や朝野の名士等を訪問して意見を求めて居た、其中慶應義塾の經營者たる福澤諭吉に遇ふ事になつた、福澤も朝鮮の事には研究もして居たから大い

に同情して平生親交ある後藤象次郎に紹介した。後藤は征韓論で離職し爾後十年間の在野生活に雄心勃勃たる時大いに喜んで相談に乗り私に井上角五郎を渡韓せしめて内情の調査に懸らしめた。

在再日を送つて明治十七年となつた、當時清國は佛國と爭論を開いて居たので朝鮮にまで手を延ばす事は出来兼ねる、此の機を利用して獨立黨を扶くれれば成功するとは考へたが、其れを仕遂けるには百萬圓を要する、併し其の財源がないので苦しんで居た。或日他の要件で板垣を訪問した時偶々此の話となつて助力を求めたが金の事は後藤以上に窮乏してゐるので策だけは與へた、其れは小林樗牛が新聞の事で佛國公使のウキツキーに屢々會見する、佛國は東洋の勢力伸長に留意して居る際であるから仕向け方では好結果を得まいとも限らぬ先づ其の手段を取つてやらうと云ふ事になつた。小林は岡山縣人て佛蘭西學者で立派な人格の人である、板垣に招かれて行つて見ると其の話であつた、小林も山仕事なら考へもするが朝鮮獨立に關する事であるから直に同意し、佛國公使に會見して徐々に相談すると公使大に喜んだ。併し公使としてでなく個人として本國知己と相談の上何とか爲やう。と快諾した、一ヶ月後資金は出來たから進行を計つて貰ひたいと云ふ通知に接した、板垣も後藤も感激して歩を進めたが又一つ問題は、若し政府に妨げられてはと云ふ事

頭を悩ませてゐる、其の際伊藤博文が後藤を訪問した、其の用件は政府の施政反對を防ぐ爲め裏面は功臣綱羅策と稱し、其の實は在野黨の中心人物を抜いて反抗を防止しやうと云ふ策で先づ後藤を手に入るべく尋ねたのであつた、後藤は又此の機を捕へて計劃を語り政府内部を纏めて貰ひたいと頼んだ、利用の仕合ひだから面白い。頼まれた伊藤は驚きもし且つ思案に餘つた、相談役たる井上馨に此の事を話すと井上は一言で不可を唱へた、外人に金を仰ぐ扱は我外交の支障を來すのみならず朝鮮の爲めに悪い、遣るならば政府自ら手を着くるに如くはない、其の方法は十五年事件の賞金が四十萬圓残つて居る、元來之れを取る事は本意ではなかつたが後日の爲めにした事である、此の際支拂ふは苦痛であらうから之れを免除すると云ふ風に持ち込み徐々に懐柔して行けば吃度成功すると云ふ井上の意見に従つて政府で手を附ける事になつた、併し後藤は井上と伊藤との相談は少しも知らなかつた。

竹添朝鮮公使の失態

公使竹添進一郎は漢學者としては特色があつたが外交官としては餘りに正直過ぎる人であつた日本政府の

方針を獨立黨に漏らした爲め、獨立黨は大いに喜び十七年十二月四日に郵便局の開場式を機とし事を舉げる手等をして居た、此の陰然たる活動振りには直に閔氏一派の注意を惹いたので傍に調べて見ると、日本は賞金を免除し獨立の爲めには場合によつて兵力を以てしても援助すると云ふ事まで探知された、茲に至つて直に兵を集めて機先を制した閔氏は疾風迅雷的に獨立黨を襲撃し首領洪英植は勿論當るを幸ひ捕縛して刑に處する我が公使館も兵營も焼打ちに逢ひ、金玉珣、朴泳孝をはじめ其の他の獨立黨は辛うじて日本へ亡命する失態を醸し、後藤等も計畫も亦政府自らの企畫も失敗に歸した。以て益々日本は輕んぜらるゝ事となつた

開戦論の喚起自由黨員の活動

此内究を後に知つた後藤板垣の憤怒は勿論自由黨員の憤怒は頂上に達した、我が首領が政府に賣られたのみならず、國家としても此失態を醸したと云ふに至つては國民として黙視することは出来ぬ、公使館と兵營を焼かれ且つ日本人を惨殺した、此の事變こそ好機で兵を發し列國環視の間に公々然と朝鮮の獨立を扶けて朝鮮の實權を我が手に收めねばならぬと奮起したのは單に自由黨のみならず舉國の聲であつた、併し政府は

何等の道も講ぜない有様である。

■時大井憲太郎の率うる百一館の生徒は、國民が絶叫する開戦論に氣勢を添へるが爲め、飛鳥山に大運會を開く事になつた、武相の自由黨員及びこれに屬する壯士を始め、近隣の黨員は雲の如く集まり來つてこれに参加した、而して血の滴る豚の頭を竹槍に貫き、又は鶏を竿上に懸けて支那朝鮮に諷し之れを推し立て銀座街路を練行くのであつた、當時朝野新聞は非戦論であつたので血祭りとして打ち壊した、近隣に於ても亦さうであつた、警察も極力干渉したが遂に押へ切れず堂々と數千の群衆長蛇の如く飛鳥山に乗り出して凱歌を擧げた、如何に勢ひの猛烈であつたかは辛辣を極めた當時の警察も殆んど傍觀の形であつたかを見て想像される。之は東京ばかりではない全國到處に起つて非戦を主張する新聞社は多くは猛撃を受けた、恰も旋風が各所に起つてゐると同じ形勢にある、斯うなつては成府も黙つて居られぬが併し開戦する氣にはなれない、其處で伊藤博文は西海從道と共に支那に行つて朝鮮に對する相互の立場を定める事に懸つた、之れが即ち天津條約である、裏面こそ朝鮮の平和を保つ爲め日清兩國と均等の約束ではあるが、其の實は日本が朝鮮に對する權力は多く削減されて居るので此の談判の如きは一時國民の心機を一轉させやうとした道具

に過ぎないのだ、以上の経緯がもつれもつれたものが即ち大阪事件となつたのである。

朝鮮改革の具體化

朝鮮に對する政府の遣方は昔ながら優柔である、殊に好くなつた筈の天津條約は有名無實の飾り物にすぎないので大井一派は更に憤激の度を増した。事茲に及んでは自ら渡鮮して彼の獨立黨を扶け、日本政府が爲し能はぬ朝鮮經營は、吾々の手によつて爲す事の捷徑であり簡易である事が益々明かになると同時に其の決心が固くなつた。其處で之を扶する事い銃砲彈藥の準備、之れ等に要する資金、此の三要件が具備せねば手が下せないのである、然るに奔走する車賃も差し支ゆる状態にあるので大井と、小林禮雄とは必死になつて金策に奔走するのであつた。其の中自由黨員の間に計畫が漏れ何れも快哉を稱へて決死の士が集まるほど費用が懸るので益々窮乏を告げる悲境にある。茲に策を抱いて現はれたのが即ち多摩郡の村野常右衛門と山本與七の兩名で、大井を尋ねて計畫贊助の意を表し、而して同子には、我々日本人のみでは亂を好んで隣國を擡がすの排りは免れまい、殊に列國の故障も考察する必要がある、之を免るゝには來

朝中の金玉塚を首領として起つのが總てに於て便利であらうと思ふ。との議論に大井も感嘆して。然らば小林、檜雄が大坂に居るから之と相談して貰ひたいと紹介状を作つて渡した、村野は直に大阪に赴き小林と相談すると。最良な考へてはあるが金玉塚は輕卒で大事に與らせる人物でなく又朝鮮の權機を握らせる程の眞目もない器だ、兎に角總てを自分に任せて貰はれまいかと云ふ事で村野も其れに従つた、酒肴が出て互に應酬して居るが小林は稍ともすると沈鬱になる、村野も流石に國事に奔走するだけあつて意中は見ぬいて居るが、何とはなく。何か心配事でもと尋ねた。小林は實は明日の車代にも窮して居る有様でさう云ふ事を考へて居る爲めつい失敬すると底を割つた。村野は既に悟つて居るから旅費だけを渡し百五十圓許りを渡し。自分分は神奈川縣同志糾合の必要があれば直に歸郷すると袂を別つた。

前に遡つて言つて置く事は、板垣等が發起でありながら大阪事件に加はつて居ない事と、初めの策源地の状況である。小林、檜雄は雄圖の水泡に歸した事を遺憾とし土佐に行つて板垣に今後の方針を問ふと。板垣は事既に去る斯うなつては駈馬も及ばぬ、君も斷念するが宜からうと諭すのであつた。之で板垣との縁は切れた、併し小林は斷念しない。明治十八年五月上旬下谷練馬町の大井の家に磯山清兵衛と會ひ、之等の手に

斷行する事に決定した、各自の任務は、大井、小林は内地に在つて金策を司どり、並に渡韓の後に事を舉ぐる。磯山は渡韓實行者の首領とし同志新井章吾を副頭領と爲し、有一館生徒を中堅に其の他壯士を率ゐて事大黨を屠戮するの方略を取つた。

渡韓後に事を舉ぐると云ふ事に説がある、其現はれた説としては、渡韓隊の奏効と共に獨立黨の新政府を組織すれば日清韓三國の葛藤となる、日本政府は狼狽の餘り事を輿論に諮るやうになる、茲に吾が政略を掃蕩し立憲責任の政治を創始する。と云ふのである。又其側面觀をしては、此のどさくさ紛れに乗じて我が當路者を仆し根底から清めやうと企てた分子もある、と云ふのである。

兎に角大井等は準備として朝鮮國民に宣傳する爲め、大阪より山本憲を呼んで機文を起草せしめ、資金としては石坂重平(長野) 稻垣示(富山) 井上惟誠(石川) 景山英(岡山) 内藤六四郎(愛知)の同志に委嘱し六七百圓を作つた。

景山英は武相に關係する處が多いから少しく記して置く。景山は岡山縣士族でまた十八九歳の女流愛國者で、大正時代の新しい女のやうに虚飾や小さな名聞に囚はれて行く素養も抱負もない者とは違つて熱誠を以

て當るのであつた、夙に女權擴張、政治改良に心を傾け、先づ其郷里に女學校を興し女子教育に従事して居た、當局は一女學校にすら目を尖らし遂に停止を命じた、其れだけ彼れが教育の激しかった事を知るに足るであらう。景山は校を開ちて上京した、此の停止事件は益々景山の反抗心を高からしめ彼れは進んで民權の擴張すべきを痛切に感じ、大井、小林等を始め其の地、主要人物を訪問して居た、其の内對韓運動を感知したので加盟の積りではあるが更に實を明かさぬので景山は考へた、信を得るには實切を擧ぐる外はないと。其處で自ら婦人教育の爲め不恤會社を創立する名の下に、多少の資金を集め之を小林に送つて誠意を示した、こゝに小林も實を告げて加盟を許された、近代に於て女性の身を以て冒險運動に従ふ者は景山を以て魁とする。

問ふ人稀れな武相の自由郷

萬葉中紅一點とは陣營な語ではあるが、朝鮮改革黨中に妙齡の淑女景山英の加はつた事は此語を蘇生せしめたやうな適語であらう。彼は一人の母と一人の弟があつた、弟は鳥城と言つて美術に志し政治方

面には携はらなかつた、彼の母も男勝りと言はるる女丈夫で景山の行動には少しも干渉しなかつた、家政の事は母に委ねて未明より出て深更に歸るまで能く力め能く働いた、そして屢々武相方面を奔走した、多摩では石坂、村野を初め諸有志の間を往來し、對韓問題は勿論對政府策などを協議するのであつた、石坂等は政府の目を避ける爲めに、自家と他とを問はず住宅では相談しなかつた、居村から三里餘もある津久井郡北根小屋の城山に或時は初茸狩、或時は蕨取りとか事に託しく酒肴を携へ、事實遊覽のやうに見せて此處に會合して憚る處なく評議に耽り且つ清遊を恣にするのである。此の附近には田野倉仙藏、吉村伊兵衛、山川一郎、梶野敏三などと云ふ同志が居るから事を議するには最も便利でもあり又其環境が頗る好い、山の半面は相模川を繞らし、半面は甲相の翠巒を眺め而も人跡絶えたる幽邃の丘陵である。此處は往時北條の陣地である正以來の諸武將は關東の覇を争ふ爲め幾多の犠牲を拂つた古戰場で、爲めに城山の名が残つて居る、今民黨が八州に覇權を握らうとする策源地として利用する事は石坂等の胸中には多大の感興を持つて居るのである只に此の山を利便するに止まらず常に此の山を愛しても居たそして當時を紀念せんが爲め石坂は「自由郷」と銘名して常に此處に會合して居た。現代國家を議する者が激酒に酔ひ爛れた肉を杭として大事を談ずるに

比して何うか。

愛甲志士の蹶起

景山英が資金遊説は實に熱心であつた、十八年の春景山は富井於菟と云ふ女性と共に不恤會社の趣意書を携へ、荻野の難波惣平を尋ねた、惣平は神奈川縣會に出て留守であつたが弟の春吉が面接した、春吉はまだ十六七の青年ではあつたが兄惣平が自家を開放して興學會を起し、政治思想の涵養に力めて居たので數年ならずして英佛政體の沿革や長短をも知り又先輩の政治演説に耳を傾けて居たから年に比しては頗る思想が發達して居た。そして青年だけに純なところがあるから、山村に珍らしい此の不思議な珍客と其の趣意書とは少からず好機心を惹いた。兎も角兩女を附近の料理店松坂屋に留めて置いて、有志の山川一郎、佐伯十三郎、黒田黙耳及び義兄に當る天野政立等に紹介した。其の語る處を聞くに携ふる趣意書は裏面を飾る手段であつて、實は小林、磯山等の意を受けて朝鮮事件の應援を求むるのである事が知れた、事甚だ重大な事件なので輕々に相談には乗れない、其處で天野は兩女と共に上京して芝口の旅館虎屋に小林樹雄を訪ひ、又押上村の

有一館(下谷より移轉)に磯山を尋ねて計畫の梗概を聞いて歸郡した、茲に初めて天野、山川、黒田、佐伯、難波春吉等は天地に誓ひ死を賭して此の計畫に同意した。當時天野及び黒田は愛甲郡書記であつたが、天野先づ辭職し家を閉ぢ妻入重(春吉の姉)を伴ひ上京し、天野は在來同志と地方同志との聯絡に力め、妻入重は景山等の女性と共に在京同志間の聯絡機關となつた。又同郷箱島幸次郎、武藤角之助等も天野の紹介によつて有一館に入つた、難波春吉も當時荻野役場の書生をして居たが辭職して入館の積りであつたが、義兄天野も突如辭職入京と云ひ今又春吉の辭職となつては隠謀露見の端を爲せん暫らく時の到るを待てと止めた一方本部に於ては渡津壯士として。

田代季吉(福島)内藤六四郎(愛知)稻垣良之助(富山)魚住滄(同)井山惟誠(石川)窪田常吉(同)久野福太郎(群馬)橋本政治郎(栃木)赤羽根利助(同)川村潔(富山)武藤角之助(神奈川)大矢正夫(同)玉水常治(茨城)田崎定四郎(同)落市寅市(埼玉)加納卯平(富山)加藤宗七(福島)土屋市助(長野)吉村大次郎(大阪)川北寅之助(茨城)山崎重五郎(群馬)

と決定したが未だ資金及び兵器の點に於て實現の成算がない、各同志も皆此の點に苦しんで居る。

同志君國の爲めに強盜

下谷の大井憲太郎は押上の有一館に在る大矢正夫、内藤六四郎、山崎重五郎を呼び、資金の調達を尋常一

様の手段に俟つは第一發覺の恐れ、第二時日を費すの憂ひがある、此際非常手段を取るにあらざれば到底目的を達するに難い、此の際取るべき策としては官金及び守鏡奴輩の金を強奪する事が最善の手段と思ふ、就ては此の任務を諸君に於て盡して貰ひたい。と云ふのである。國家の爲めには水火も厭ふところではないが強奪と云ふ事は強盜である、盗名を被る事は名譽に於て又家名に於て堪ゆ可からざる事であると三人均しく同じ思ひて誰れも即答する者がない、兎も角三日間の猶豫を願ひたいと云ふ事で別れた。其の夜を思案のみに明かした、何處まで相談しやうと館を出て歩き出した、的ではないが郊外に足は向いて居る、終に柳島に出た、人通りもない芝原に入り込んで足を投げ出したが誰も發言する者がない、携へて来た書籍を讀んで居る、斯うして何の相談もなく只黙々として館に歸つた、約束の日が来たが決して居ない、又黙々として三人は大井を尋ねた。何うだ決定したか。三人は突如。やりませう。と答へた、三日の間相談したでもなく又各々決心したのでもなかつたか、物の勢ひは妙なものだ決心して来たかの如く決答した、今は決行するより道はない。先づ勝手を知つた郷里の愛甲郡役所から始めやうと相携へて歸郷した、本部よりの應援としては山崎重五郎、内藤六四郎が加はり、又郡役所には黒田黙耳が居て、今吾が所管に係る愛甲郡の國稅及酒造稅

を徴收あれば幸である、故に自分の宿直の夜に成つて自分及小使等を一時に縛り縛り去れと策を授けた同志は其の言を壯として快哉を唱へて其の夜を待つた。然るに郡役所は厚木町の中央にあるのみならず警察署が附近にある、且つ時季が夏である爲め遂に手を下す事が出来ない。次の手段として該金を横濱金庫に送る途中に奪掠しやうと決し、高座郡用田村に待つて居ると、當日に限つて其の道を取らず角澤橋方面を通つたので遂に効を奏しなかつた。時に本部の磯山は大阪に出て四方の報道を待つて居る。資金は愈々急を告ぐ、今は手を變へて素封家を襲ふ事に決し高座郡座間村の豪農にして同志大矢正夫の一族大矢彌一郎を働かす事になつた、これは同志の一族ではあるが主義を異にするからである。これに入らうと企てたか同家では世間不穩の動靜を見て大に警戒を觀にしてあるのでこれ又意を果す事が出来ぬ。次は愛甲郡萩野村の素封家岸重良兵衛方では入王子の某銀行より數千金の入金があつたと云ふ事を聞き込み、富田勘兵衛、山本與七、菊田兼三郎、佐伯十三郎等にて襲つたが案外にも其の金は無かつた。次は座間村役場の金庫を奪ふ事に決し、菊田兼三郎、大矢正夫、長阪喜作の三名がこれに當り、十八年十月二十二日であつた夜襲に乗じ躍り込み宿直小使を縛り蒲團を被せ聲を立てると斬り殺すと威喝し置き金庫を探した、金庫と言

つても當時は厚板繰造りの錢箱ではあるが容易には開かぬ、大きな螺釘を探し出して穴を穿ち漸くに開いて紙幣封金を取出して立ち去つた。此の封金は金銀貨とのみ思つて居ると銅貨であつたので何れも呆然としたが其れでも取混ぜて八百圓と八十錢を得て本部に送つた、これが神奈川縣に於ての第一の成功で又最終の仕事であつた。斯うした事は各縣に行はれた。(村野の記事参照)

兵器製造の苦心村野の變裝

軍資金の方は愛甲郡の有志が必死となつて非常手段を取つて居る、多摩方面では薬彈の方に懸つた、幸ひ森久保作藏方に火薬があるのので村野常右衛門と共に爆彈を造らうと相談したが居宅では危険でもあり且つ人に見らるゝを恐れ日野原でやらうと云ふ事になつた。村野は人目を避ける爲に差し賣に變裝した、差し賣りと云ふのは一厘錢や天保錢などの穴のある錢を差す小さな微細な裏繩を摘度に燃つたのを賣つて歩く男の事だ、早く言へば質のよくない乞食のやうな者だ、其の扮装も印半圓の上から三尺を締るか又は繩帯をして居る者もある位で薄氣味のわるい手合ばかりだ、これに村野は變裝して日野原に向つた、そして爆彈製造の相

談はなしが二人とも方法が分らぬ、漫りに人に聞く譯にもゆかず少からず頭を悩ませた結果、斯うした新智識は教員などには有るかも知れぬと云ふ事になり、種々物色して見ると幸ひ同志の一人で霜島幸次郎が西多摩郡熊川の小學教員をして居る事に想到したので早速之れに圖つて見ると出來ると言ふので大に喜んで物に製造に着手した、最も小さい一個を森久保が携へて歸つた。政府が憎くてたまらぬ連中ではあるが今之て大官を仆すと云ふ氣でもないが、護身用にとし試験もして見たく又あわよくは遣つ附けて見たいやうな氣もして居る、用事の都合で市中に出た、赤坂の溜池を通りかゝると、直ぐ近くの清水谷で大久保參議が兇變の事や岩倉の變事などを連想して見ると、自然と勇心勃々たるものがある。今と違つて其の頃の溜池は虎の門に續いて大きな池で人家も少く人通りも稀だ、殊には夜陰でもあるところから、客氣にはやる當年の壯夫何かに敵きつけて見なければ氣が納まらなくなつた、殊に何の位の威力を持つて居るものかと早く知りたい。と投げつけた一小爆彈、其の激しい爆聲は山王臺の森を揺がせ、其の凄惨な一閃輝は暗黒裡から自分を露出した此一刹那本能的に駆け出して其處を免れた。歸村して村野に其の威力を告ぐると、村野も實地が見たいといふので同志の瀬沼伊兵衛、霜島幸次郎と共に西多摩郡駒木野村二つ塚で試験すると豫想外の好成绩であ

つた、互に會心の笑を浮べて歸村した。(村野記事参照)

一方本部は本部だけに規模が大きい。渡津隊の一人たる福島田代季吉は以前鍛冶職をした経験から爆発物の製造を擔任し、小田秀吉と變名して鑑札を受け、本所仲の郷に公然と工場を設け、同志の田崎定四郎を職人格とし、爆裂彈装置の鐵片、硝子罐、鐵罐、ブリキ罐等二萬個を製造し、又刀劍をも調製し、之れを小梅村の稻垣示方と有一館に隠匿し、其れより淺草松葉町の石塚重平方に送致し、斯くして漸く渡津の實行の期に入つた茲に於て十八年八月十七日新井章吾は先發として壯十橋本、井山、加納、吉村、山崎等を率いて下阪し、磯山清兵衛も亦九月中旬景山、田代、魚住、川村、久野、玉水、赤羽根等を伴ひ爆裂調製の藥品及び刀劍類を携へて下阪し、爆裂物を大阪在住の山本憲、安東久次郎の家に隠匿し機を見て移送するばかりになつて居る。

而して徵集した軍資金は一千圓位にて小徴である、其の以前より大井、小林等は名古屋、四國、中國を歴遊したが意の如くならず大井は歸京し小林は大阪に留り磯山と金策に焦慮して居た。時に土佐の波越四郎が來て扶け高松の素封家久保財三郎、藤井繁治等に一千圓を出させた。其處で副首領たる新井章吾は久野、橋

本、田代、窪田、魚住、赤羽根、稻垣良之助、武藤角之助等を率いて長崎に向つた。

此時に我が武相よりは佐伯十三郎、難波眞吉、長澤喜作、菊田桑三郎を初め、巡查を殺害した愛知の富田勤兵衛、秩父暴動の小隊長であつた埼玉の落合寅市其他標悍血氣の徒か大阪に集まつた、斯く決死の士は多く集まるが缺乏を告ぐるのは軍資金である、之れを救はんが爲めに氏家直國、内藤六四郎、山本鹿藏、加納卯平、吉村大次郎、前田鈴吉、落合寅市の七名相謀り非常手段を取らうと決し十月三日の夜大和平群郡の千手院を襲ひ番僧を縛し住職を威嚇して金を出さしめると僅に數十圓しかない、本職ならば追究して出させるが其處は天下の士だ、僧のいふが儘を信じ此寺としては案外に少い事を疑つた位である、そして其金は七名が睨み居るはかりである、誰も手を出す者が無い、只何うするかといふ問題が起つた。七名は座り込んだ、そして坊主と金を前にして、之れでも何かの足しにならうといふ説と、こんな目腐れ金を取つて何するかと、大議論を始めたのだから坊主も不思議に驚かされた、遂に其金を置く事に決して立去つたので坊主は愈々奇異に打たれ夢現の間を疑つた。同月十日の夜高市郡小梅村の素封家らしい岡橋某を脅かしたが之も得るところなくして去つた。千手院は志士が窮餘の策であつたことを後に聞き、若し事實を明かして呉れたならば出

來得る限りは盡すものと言つたそふな。

荷物濡れた故に歸れ

渡津實行の總將として部下を率いて大阪にある磯山清兵衛は日々軍費の集まるを待つて居る。大井小林等は東奔西走大いに努力して居るが意の如くならぬ、然るに磯山は彼等に誠意を缺く如き感があつて面白く思つて居ない、加ふるに部下の中でも氏家、加納、山本等の豪傑連は磯山を輕侮して往々命令に反抗することがある、之も亦甚だ面白くない、斯うした小感情に囚はれるやうにはつては神經は尖るばかりだ、大井小林を惡む心が起つた、部下又頼むに足らぬと思ふやうになつた、結論として寧ろ大井等及び部下を棄て、更に自分を信頼する同志を募つて渡津計畫を實行しやうと考へるに至つて茲に破綻の糸口を引き出したのである。磯山は決然自己の方針によつて進む事となつた、熊本縣人黨友たる日下部正一が播磨國に居るを幸に之れを大阪に招いて謀議を遂げた、元來日下部も大井等の此舉に唾棄して居たが現はれて大井等の手下に附く事は快くない、一種の嫉妬から寧ろ不成功を祈つた位で、成らば大井磯山間に確執でも起る事を望ん

て居たと云ふ中に氣の許せぬ險儉な男である、其れに磯山が投じたのだから日下部は心中大いに喜び、仲裁の勞も取らず却つて煽り立て、反かきしめ、自ら謀主となつた。十月三十日朝に磯山を兵庫に移宿せしめ、又先發際に渡津されては自分等の仕事にならぬと云ふので長崎に在る新井章吾に宛て「荷物濡れた故に歸れ」と打電し、一方には兵器を我手に收めやうと磯山腹心の壯士田崎定四郎に命じて先きに預けてある物を山本憲方に受取りに遣つた、併し要領を得ぬので山本は斷して渡津ぬ、日下部は更に手を變同じ熊本縣人黨京都府の巡查中村楯雄を説きつけた、中村は一諾の下に職名を弄して山本を威し、奪ひ取つたのは十一月十一日であつた、そして播州伊保崎村眞淨寺に隠匿した、寺僧井村智宗、遠藤福壽等は法體の身にありながら野心家であるので、既に日下部の説に共鳴し、それに中村楯雄を加へて一團を爲したのを當時播州組と稱したのである。そして磯山は壯士の變態を恐れ鹽田温泉に免れて踪跡を晦ましたは、之れ其の雅量と徳の足らざる結果で、同志が寢食を忘れて東奔西走せし事も、純潔なる青年志士が盜を爲してまで盡した事も、徒らに水泡に歸せしむる端を爲したのである。

荷物濡れたの電報に接した新井は事件の暴露と云ふ事は直覺した、併し幾多の缺點があるので、情況偵察

のため久野、橋本を歸阪せしめたが發露ては無く磯山の船中にあつた、直に歸阪して同志と會し、更に方略を定め新井を渡韓隊首領とし茲に陳容を立て直して長輪に向つた。

東西の志士一網打盡

新井一行は次の便船にて愈々出發と確定したので、壯士の意氣山の如く既に鷄林入道を呑むの概であつた然るに大阪より發覺し十一月二十三日の拂曉長崎警察署員數十名は旅舎の四方を圍み、一行未だ起床せざるに先だち踏ん込んだ、何等抵抗の餘地を與へず縛して了つた。又大阪も東京も同時に捕吏は向つたのであつた。愛甲郡の天野、山川等は翌十九年一月七日、黒田、難波は十一日夜引致された、中にも多摩の村野捕縛方に就ては滑稽を演出した、村野は居村で子供を相手に風を揚げて遊んで居た、刑事等は常右衛門の名からして老人であるかの如く思ひ、今捕へんとする村野の側を通りながら其の居宅に向つた、村野は早くもそれと察知し一時姿を隠したが同志盡く縛に就たので後に自首して出た。此の關係者大井、磯山、小林以下百三十餘名を檢査し大阪の三監獄に入れ、豫審一年半に亙り二十年四月十四日終結を告げた、此の辯護人は星亨

板倉中等十七名であつたが星は大いに氣を吐いて辯論に努めたは世人の知るところとなつた、九十三回の公判にて九月に結審し何れも國事犯として罰せられた。武相地方の關係者としては

武藏 角之助	輕禁錮一年監視一年	天野 政定	輕禁錮一年監視十ヶ月
村野 常右衛門	輕禁錮一ヶ年監視十ヶ月	長坂 喜作	有期徒刑十二年
山本 與七	輕懲役八年	菊田 桑三郎	輕懲役七年
大矢 正夫	同 六年	佐伯 十三郎	同六年
難波 春吉	同 六年	山川 市郎	無罪放免
霜島 幸次郎	無罪放免	森久保 作藏	無罪放免

而して村野、天野等は他縣の者都合九名和歌山監獄に配囚され満期出獄の者もあれば特赦によつて出獄の者もあつて大阪事件は終結を告げた。

餘録 二 一件

爆裂彈の棄て場

森久保作藏は、若し家宅搜索でもさるゝに於ては面倒を惹き起すの憂ひがある、其處で殘留の爆裂彈の始

末をつけねばならぬので一日それを携へて立ち出た、何處かに棄てやうと捜しながらふらりく歩いたが何うも自分の後から何者か尾行するやうに感ずるため棄てる事が出来ない、遂に茨城縣下館まで歩いた、併しまだ不安が去らずとうとう又持つて歸つた。更に方向を轉じて相州方面に向つたが、矢張り注意の目は到る處に光つて居るやうに感ずる、殆ん持ちあぐんで了つた。止むなく横濱の友人某を尋て暫らく其處に預ける事にして漸く一時、安を得て縛せられた。そしてその儘になつて居ると、それは血を見ねは納まらぬものであつたらう、轉々して來島恒喜の手に渡つて大隈重信の左脚を奪ふの具と變じたのであつた。後森久保の政治舞臺に立つ事となつて、大隈邸の閑遊會に招待された、酒氣を散せんと獨り後庭を逍遙してると、突然背後より其の背をたく者がある、顧みれば何ぞ圓らん大隈で「やアえらい事をやつたのう」と微笑を含んで突撃して來た、森久保は其の松葉杖とその片脚を見るに耐えぬ感が起つたが彼れもさる者只笑ひ殺して語を他に轉じて胡虜化したか餘り好い氣持ではなかつたさうな。

壯士耳に咬ひつく

事件暴露後在京の犯人は大阪に送られ同地裁判に附され何れも二人乗りの俥で監獄より法廷に送るのであるが、或日武藏角之助と磯山清兵衛同乗する事となつた、武藏は事の發覺は磯山の行動が因を爲すものとして大いに憤慨してゐたのであるから常に憤怒に燃えて居た、それが席を並べたのだから堪らない直に鐵拳を喰はさんとしたが手鈍つきなので何うする事も出来ない、突餘の策は此野郎と云ふが否や磯山の耳にかぶりついた、此突發事件に車體は轉覆せんまてになつたが漸く取り鎖の分乗せしめて漸く護送したのであつたが爾來監獄でも警戒して磯山のみは別に扱ふ事となつた。

大阪事件と村野

爆裂彈製造の苦心

朝鮮改革の企圖以來互に苦心する所のものは資金と爆裂彈とであつて、本部は勿論各同志の間に於ても別項記するが如く非常な苦心を重ねて居る、村野等は霧島等に製法は知るを得たが其の原料を得るに困つた結

果^る或る關係より大阪の藥種商安藤某を同志に引き入れた、即ち此の手に由つて諸藥品を得るが爲めて、たやすく得らるゝ事となり、種々考究の結果鳩麥飴の罐を以て彈籠の代用とする事として同人の手より多く買ひ入れ其れの爆薬を仕込む事として漸く成功したのであつた。霜島は同志中至つて矮小な男で所謂小取り廻しの利く爲め此の製作には頗る功勞のある者で、板垣が内相となつた時衛生局に入り後本所原長として久しく任にあつた者である。

強盗事件に本職を使ふ

資金蒐集の爲め大部の命によつて村野榮吉、山本與七、佐伯三十郎等は村野に告げず私に愛甲郡の豪家へ押し入つたが如何せん不馴れの強盗で總てドチを組んで物にならず悄然として村野に實を告げた。村野は苦笑を浮べ「素人には實際無理な仕事であるからこれには本職を使ふに限り幸ひ篠原某は其の道の者であるから之れを連れ行くに限る」と言ふので篠原を呼んで話すと、之までは薄氣味わるく遣つた仕事も今度は大勢で公然と遣る譯だから篠原は大に喜んでこんな愉快な事はないと大喜して指導の役を受けた、今度は個人

を狙ふよりも國家の爲めに盡すのであるから公立を拜借するが當然であるといふ事に決し其處で後記の如く座間河役場に踏み込んだのであるが、成る程本職だけに篠原の手順と機敏さは中々行き届いたもので今度は充分に成功した、然るに取り出した金を調べると二千餘圓は有る筈のものが僅に八百餘圓しかない、後に段々考へて見ると篠原の舉動が怪しいので其の居所を調べて見ると何時の間か東京に入り込み神田の政治廳と綽名を取るだけ何處の演説會でも此の男の傍聴席に居らぬ事のないと云ふ程の政治運動に興味を以て居る男であるが、篠原は此の男の二階に居る、そして頗る贅澤な日常を送つて居る事を探知したので押へつけて詰問すると果して千圓餘を手早く上まへをはねた事が知れたが後の祭りて鐵拳の一つ二つで千圓は引きなつた喜劇もあつたのだ。

水平社問題

事の序に水平社問題に就いて往時の宗教上より見たる幾多と政治上より見たる幾多と云ふ事の全牛の一毛だけでも時節柄記して置く。

機多とは何か、實は何でもない、上古王化あまねからず各州各地に豪族蟠居して一國を造つて居た、故に容易に王命に應じない、茲に於て皇師之を討つて歸順せぬ者を捕へて近畿に拉し來つて尙ほ服せざる者は刑し、服する者は山陵の番人又は獸類の屠殺者とし或は死者埋葬の事を司とらしめ多く人の好まざる事を課役した、故に今日も尙ほ殲宮の事は憲例に因つて居る、上古其の司掌者の男系が亡くなつたのでいくため王が入つて繼承した事がある、大體に於て斯うした経路のもので其の系統は寢る一般人より上位にあるからである、只捕囚の故を以て其の一般の職業が劣等に過ぎないのであつた。然るに佛教が渡來して殺生は五惡の第一義として禁するやうになり而して多くの汚穢が嫌はれ、死穢は産穢と稱して子が産れても血の穢れがあると稱して一定の期間は宮中の出務を控へ、且つ家畜が死んでも三日間の出務を停める位になつて來た茲に於て屠殺埋葬に當つて居る者は殆んど人外に置かるゝの大變革が起つて來た、併し最少數と大多數とは勢ひ止むを得ない事情となつて只向下的に許りて部落くを作つて閑居する状態にあつて、其の生存上皮革製作を主要として生活を續けて居た。

而して此の部落が各地に散布されたのは何うかと云ふに、其れは戰國時代が最も多くを要求したのであつ

た、即ち武器馬具製作の必要上各國司は争つて招致したので廣く散布された、其の子孫が増加して部落も随つて増加し、又戰敗の將卒が身を置くに所なく各部落に隠れて世を終る者も多かつた、之れは僅に一斑に過ぎぬが宗教は是くの如くして我れ等の同朋を九地に陥らしめたのである。

徳川時代に於て益々懸隔が甚だしくなつた、其れは士民を問はず當時の法令によつて罪ある者は非人に落した、之が多く部落に入つた、其の間等差はあるが概して機多非人と混同状態になつて了つた、共に斬り棄て御免と云ふ正札附であるから斯界の人心は荒みに荒み切つて常に幕府に反抗して幕臣であれ仲間小物であれ斬らるゝ者から思ふ存分暴れて死ぬの覺悟で懸るのだから幕府も輕々に歡迎する譯には行かぬ、萬一反逆の導火となるやうな事があつては云ふので益々峻酷にし益々社會を離隔するの策許り取つて居た、斯うした政治關係が宗教關係と相結んで、譯も知らぬ國民が因習に因習を傳へて除外して今日に至つたので、今日の水平運動は寧ろ運きに過ぎる於て、又明治政府も之等を閑却して居た事も頗るぼんやりした者であつた、何故なれば十年前の部落人口すら二百萬人に及んで居る、今日では三百萬とも稱して居る、社會に除外された此の多數の不平分子に對する遣り方が當を得ねと、譯は實に滿鐵の元に起るの感がある、單に政府の方針許

りではない國民全體が覺醒して彼等と手を握つて事を爲さねば彼我の大不利は言ふまでもない。此の點に於て石坂村野等が寛大な態度を以て握手した事は先覺たるを失はぬ者である事は推稱する。

村野善福寺に隠る

をこりの葬に罹つて出づ

大阪事件の暴露するや一網打盡的に官憲は手を廣げた、村野は既記の如く風揚げの爲め危機を免れたが今後を如何にすべきかに心を煩はして居た、今の青山學院は當時英和學校と稱して居たが同校の宣教師林某が五月には教主が本國に歸れば一時洋行して勉學せよと勧められた、其處で五月まで捕吏の手を免れんと東京麻布の善福寺に深く隠れて時機を待つて居ると、石坂、森久保、土方等が捕縛されたと云ふ通知に接したのて自分獨り安如として居る事は情義に於て忍びざる處で今は洋行も斷念し、自分で出て申し立てたら同志の罪も輕からうと自首して出た、官憲は必死となつて搜索を續けて居るが中々手掛りが附かず窮りぬいて居

た際に自首したので大に活氣付き、既に拘禁してある佐伯と共に横濱より汽船にて大阪に護送する事となつた、其の護送役は警部の松本剛吉と云ふので今の高等視察で後三浦郡より代議士として立ち現時は小田原に住居して居るが此の男に護られて行くのであるが船中の徒然に、今に遠州灘に懸つたら氣の毒だが君は魚腹の肥しとなるのだ。物凄いな事を村野は言ひ出すと、松本も薄氣味がわるい。外の堂々たる方は兎も角あなたの方が其のやうな。と敬遠主義で腫ものに障るやうな調子で機嫌を取る、其れがおかしさにかからひながら船は大阪に着く、例の如く未決に打ち込んで嚴重に警する、村野は首を延べて取調べを待つのみであつた、其れは他の同志を一日も早く還さんが爲めてあつた。

係の警部と根比らへ

太てえん問答始まる

時の大阪警察署長は大浦兼武であつた、村野等を調るのは大浦の乾兒として腕のあつた田中權六で調べに

かけては一流の人物でこれに當つて居る、多くの若い連中は聞きもせぬ日韓事情なぞまで陳べ立て演説にでも立つた氣で十二分に饒舌べるので事件はスラ／＼と進行するのであつたが村野を調べ始めてから幾日経つても要領を得ぬ、秘術のあらん限りを盡すのである、併し村野は其の手に乗らぬ、且つ餘りに輕薄な奥の見へ透いた調べ方に却て村野は悪感を催して居る、一層喧嘩を吹つけて手古摺らせ係りを代らしたら此方の都合も好くならうと考へて居る時は、松本もあくみ果て、やけ氣味になつて來た時である。松本は威猛高になつて「一體其の方は本官を馬鹿にして居る太てえ奴だ」と威しに懸つた、村野は思ふ盡して「イヤ太くない成るほど丈は貴公より高いが太いのは貴公の方が太い」と言ふ益々怒つて威壓して懸るが怒れは怒るほど村野は冷静となつて相方共に要領を得なくなつた。其處で警察でも手を代へて次席警部が調べるやうになつた。此の男は氣がなないだけに調べ方も餘り遠廻しや、ひつかけやうなその事は少く眞實味もあり同情もあるのて村野の計畫通りに行つたので此の調べには或る程度までは陳述して其の職に満足と興へて遣つた、調書は検事局に廻された検事は其れによつて調べ事となつたが村野は成るべく手數のはぶけるやうにして或る程度まではスラ／＼と陳述したので存外早く終つたが、其の結果は豫期に返し早く放免されたのは石坂のみで

あつた事を残念に思つた。

森久保作藏の政戦一班

三多摩自由黨の元勳として幾多兇刃の間を潜り來りて現代に残存する者は森久保作藏外數名を止むるのみとなつた。彼れ今や老いたりとも精力壯者の如く、而も能く多摩を指導し一方中央政界に於て重きを爲すを以て人意を強ようするに足る。彼れが政治に携はる四十餘年の長き政争を詳記せば一巻の書を成すに至る今は只各項記述以外の幾分を記して補遺するに止む。

森久保は南多摩郡七生村の一農家の産であるが自由民權の叫びを聞いて自ら血の躍るを覺ゆる時あつた。偶ま石坂昌孝等が水火を厭はず國事に盡するや直にその下に集まつた、而も石坂の徳に敬命し石坂も亦彼れが非凡の人格を認め、一日元八王寺の山口重兵衛に會ひ「僕の片腕となる好い若い者が出來たその中連れて來よう」と喜びに満たされた哀情で吹聴した、後同行して紹介された程に敬愛されて居た、斯くして歩一歩と老壯士と交を通ずると共に同志間中缺く可からざる一人となるに至つたのである。

文字と修養

耕鋤の手に筆管の必要は無かつた彼れも境遇の變轉に従つて文字の上の寂寞は感ぜざるを得ない、遑あれは漢籍を繙き大に學ぶ所もあつたが更に七生村土方房五郎の紹介を以て小石川竹早町の詩文添削所に入ります事となつて學んだ、殊に此の集團は水島保太郎外數名の愛國志士の一結社の如きものであつたから政治上の意味に於ても森久保の出入は自然の行程と言はねばならぬ。斯くして一面は文字に一面は國家にその力を致すのである、後には彼れが天資たる不撓不屈の精神は禪三昧にまで入らしむるの修養を得たのである、彼の日清戰爭に際し多摩組を組織し澎湖島に在つた時彼れも亦疾患者の一人であつたが藥餌に頼らず禪に入つて治癒せしと云ふに見てもその心境を窺ふに足るであらう。

其の感激性

その先代は知らぬが當時の家庭は小農であつて、一年の勞力は一年の生活を充たすに過ぎぬ程度なる故、

財を散ずるには勞力の辛苦を惜み勤儉貯蓄に習慣づけられ演説を聴に行くも先輩を問ふも常に握り飯を腰に付けて出た、飲食店に入るの冗費を除き、一は漫りに他の厄介になる事を避けた、その向上的徳的精神は他の鄙吝性と同一視する事は出来ない。斯ふ云ふ風に財を漫りに散ぜぬ代りに、人の厄介となるを成るべく減じ、而して勞力と至誠とを以て人の爲め國の爲めに盡さうと考へたのが當時の主義らしい、勿論散財する程の餘裕がなかつたからでもあつたらう、斯うして押し進むに従つて熱は次第に加はつて行く、彼の大阪事件の如きも自らその一人として爆烈彈の製作その他に力を致したが證據不充分で釋放されたが、村野はじめその他の先輩は多く罪を着た。人にのみ此の苦痛を受けしめ己の晏如たる事は大なる罪惡として精神上の苦痛は非常であつた、詰り自らの犯罪の認められなかつたのは、國家に盡す自らの精神が、罰せられた人々の精神より、甚だしく安價であつたと云ふ事を悟つた。是に於て國家に盡す者は正に是くの如くあらねばならぬ、身も財散も何かせん、一に純正純義を以て當らねばならぬ。と決心した斯くして一段の眞面目さが増さり一舉手にも熱誠の現はれざるなく人をして畏敬せしむるに至つた。

沈勇敵を走らす

第一期神奈川縣第五區の總選舉は、中島信行と山田嘉毅の二候補であつたが一期を中島に譲り二十四年議會解散となり前約の如く山田の出馬となつた、これより先き同區には南部の有志家菊池小兵衛が第二期に立つの野心を持ち且つ一部の信望をも有せるより當然自己の物として心私に期する處があつた、併し多數有志の信望を襲くには未だその徳が足らなかつた、一同候補推薦に就いて有志の會合があつた、その席上には乃公出でずんばの心持で菊池が真先きに出席し、又山田も列席した。反對有志は菊池の心情を看破して居るだけに直に山田推薦の發議も聊か氣の毒の感あるより、形式的辭禮として菊池に對し意の有るところを尋ねて見た、菊池は全然我が有と信じて居るからこれれも只形式的に謙退した、有志は顧みて山田に問へば山田は直に承諾の旨を答へた。此の時の菊池の驚愕と狼狽と憤激とは名狀すべからず遂に堪へざるに至つて去つた、茲に山田對菊池の大競争は起る事となつたのである。菊池は斷然自由黨を去つて反對黨に身を寄せ大々的戰鬪準備に入つた、その爲め民黨も却て活氣を呈し、應援として三多摩より石坂、瀬戸岡、村野を參謀とし森

久保は部下を指揮し敵地に乗り込んだ、厚木町の一寺院を本部として各々部署を定めて運動に入り猛烈なる激戦地となつた。併し三多摩壯士の一團は何時もながら金錢に依つて起伏する者でなく單に熱誠のほとほしりであるからその活動は他の企及する所でない、菊池も大に業を煮やし此の上は一舉して本部を粉砕すべしと決した、本部は主腦と少數の壯士のみなるを見たからである。菊池は目立たざるやうに少數づゝの壯漢を送り本部の寺院を包圍して了つた壯士は各々部署に就いて居るから本部は一二の青年と幹部のみで何等の防備もなく敵の策謀は實に當を得たものであつて殆ど累卵危に居るのである森久保は敵の奇變を感知するや、先づ境内に打ち水を爲し塵を拂はしめ一人たりとも庭に出づるを禁じ自分及び村野外二三名は各々大和杖を提げ玄關の戸を拂つて靜かに腰を下して敵の突撃を待つものゝ如くである。敵は時々刻々寺内の氣勢を窺ふに、何等動搖の様子もなく外部の殺氣を意にも介せず寺内を清むるや少數を以て玄關を堅むるのみ、その閑寂なる自ら氣の澄むを覺へ隨つて環境の壯嚴に打たるゝの感がある、續いて來るものは不安、不安より起るものは恐怖であり絶望であつた、斯うなつては自分の後を振り返るやうになり、墻壁の蔭、森の中、一として心を壓せざるものはなかつた、今にも却て包圍され銃聲を掠め樓頭上に降るが如くに感せしめた、

これその餘りに靜寂にして落ち着き拂つた態度は大なる計謀があると見たからである。勿論森久保の方にも然か見せしむるの策でもあつたが期する處は斬つて／＼斬り死にをする覺悟の方に重きを置いたのである。此大決心と頼みともせぬ一手段とに威壓されてさしもの敵も利少く損害の多きを豫想し大いに買ひかぶり陣を返し雲の如く散じたのであつた。斯くの如くして本部は危難を免れ、且つ民黨の勝利となつて山田の當選を見たのであるが、森久保の物に動ぜずして智略を弄する事常に是の如くであつた。

議政壇上に立つた動機

附由木村の二分

森久保の半世は一に力と熱誠とのみに依つて、國家の爲の爲めに惡戰苦闘を續けたので、利慾や榮達は少しも念頭には置かなかつた、多摩組の取締として同志と共に戦地に向つた事も、一身を國に捧げる赤誠に外ならなかつた、世の中に求むる事なくして働くほど廉潔なものはない、此廉潔に對して世に認められぬ事

のある筈もないである。彼は無事に戦地より歸つて來た、此際多摩は石坂昌孝が拔擢されて群馬縣知事となつたので衆議院議員の缺を補はねばならぬ時であつた、黨中幾多の人物は有つたが、其輕重を問はば皆同じで一を前にして一を後にするの別に困惑する事狀が纏紛して居た、其處で戦地より歸つた森久保の勞をねぎらひ一は從來の苦戰奮闘の功を稱する事とし、一時彼を擧げて他の不平や軋轢を防ぐは最も得策であらうと云ふ議が起り、之を公議に懸けて見ると否定する者は少く却つて双手を擧げて賛同する者もあつた、併し青木正太郎一派は自分の候補は必然の歸結と考へて居たから此問題に對して大なる刺戟を與へ大に戰備を爲すの餘茫を現はし來つた、此時即ち二十九年十月十一日府中稱名寺を會場として田邊郡長の送別會を行つた、自由黨は此會合を利用し、青木一派は黨の平和を攪亂する者として青木外十三名を突然除名處分に附して森久保擁護の結束を堅うした、茲に青木一派の憤滿絶頂に達し旗幟を鮮明にして擁護派に對抗する事となつた。

斯うした行懸かり上より起つた競争は、普通漸進的に白熱するのと異なり、初めより高調し來たり極めて激烈となつた、由木村の如きは鈴木隆次は森久保、林副重は青木に附し各々參謀となつて争ふに至り、一村

を二分して争ふに至り二十餘年の今日に至るまで其葛藤を解く能はず村治上總ての問題に對し是非を問はず互に呈案に反對し爲めに進歩の阻害を爲して居る状況にある。斯くの如く餘殃を長き將來にまで殘すほど眞剣になつたのであるから競争の熱度は推定するに足る。此の勢ひに流石の自由黨も樂觀を許さざるのみならず運動費の缺乏より却て劣勢の地步に立つの觀を呈し來つた。斯くと見るや比留間邦之助は勝安房を説いて八百圓を借り入れ、之によつて忽ち頽勢を挽回し遂に森久保の當選となつたのであつた。

此動機に依つて森久保は多摩の一角よりす儘頭し來たり其大手腕を振ふに至つたのである併し其大器たるを知らざりし者は、豫期の如く次回は他の員が代るものとして居ると、何ぞ圖らん其怪腕は能く衆心をつないで何時の選舉にも敗を取らず名遂げ功成るの道を踏んだのであつた。

訥口にして大雄辯

衆議院議員中より日露役の戦況視察員を送つた際森久保は日露役に多摩組を組織して戦地に入つた實験者であつた事も一の資格となつて一員として選拔されて出發した各員は着後僅少の期間に於て見聞し一を聞い

て十を知ると云ふ才人的態度を取つて歸朝の途に就いたが森久保のみは火事を對岸に見るやうな調査を以て満足する事は出来なかつた、例の熱誠の本領を現はし獨り踏み止まつて懸崖峻坂を踏破し、案内者の説明と實地とを細より微に入りつて考査し、梳風浴雨は顧みるところでなかつた、即ち他の各員が港上の花柳に酔ひを買ひ錦繡床裡に夢濃やかなる時は、森久保が荒寥陸離たる戦跡に於て握り飯に梅干を食ふの時であつた。故に去るに當つて前後して歸朝したが時は殆んど同じであつた。

而して各々其實戰地は勿論互に應接して報告演説に忙殺さるゝのであつたが、彼の才人組の演説は布衲張肉の躍るを覺ゆるかと思へば一轉肌に乗を生ぜしむの凄慘を説く等誠に華々しきものであつたが、其の口より出て出づる音波の消ゆると同時に聴者の頭に殘るものは何物もなかつた。森久保に至つては多摩辯を以て氣取らず飾らず術氣なく客氣なく詳細に踏査した事實有りの儘に座談的に説く、故に其一言一句も聞き免さるゝものなく、悉く血河であり屍山であり策謀の結果であつて深い印象を聴衆に刻み込むのであつた。斯くの如く假令辯舌ならざるも其熱誠は、杳々萬語流麗花の如き雄辯より更に大雄辯の價値となるのである之よりして森久保の信用は益々深くなつたのである。

御大典に際し議員一同京都へ奉送して、御式に参列した、歸來政敵某は。定めしお勞れでと問ふ。いや之もお國の爲めて決して、と答へた。某は矢つぎ早に、御参列の事故定めし親しく拜觀されたであらう。と其模様を聞くのであつた。之に對して森久保は。いや決して、衆議院議員は私のみではありませんか到底吾々雜人の拜觀され得るものではない、陛下御着座の玉座から離るゝ事約一丁餘を隔てゝ居る、三時間に亘る御式中を起立の儘で可なり骨折てした、併しながら陛下には前夜徹宵此處に拜を上させられたと云ふ事を拜聞して、吾々三時間の起立が何であらう、あゝ畏れ多き事であると覺へず感涙を催しました。此何等の虚偽を交へない眞摯なる答へに接した某は、常に考へて居た森久保其人とは別人に對するの感に堪へない、極はめて尊大に身自ら其地位を高める倨傲不遜な人物であらうと思つた事が、物の見事に裏切られた事に驚愕すると同時に眞に崇高な人格者である事に感銘したのであつたといふことである。以て其一端を説がふに足るであらう。

森久保後藤の變節を憎む

壯士事を好んで皆捕はる

政黨次第に隆昌ならんとする十七年の交、政府は集會政社法を發布して政黨結社の存立を妨げた、爲めに自由黨は同年十月、改進黨は九月に解散したが兩黨とも精神的結合は決して亂れなかつた、政府對此強壓條例によつて政黨衰殘の形となり稍枕を高うして居る中俄然として後藤兼次郎は起ち、「今は兄弟反目の時にあらず、大同を取つて小異を棄てよ、專制政府の如きは一蹴して倒さんのみ」と大膽大同團結を天下に呼號した、人物は明治の元勳であり、其口舌は志士の血を湧騰せしむるの鋭鋒を有するので天下翕然としてこれに向つた、關東自由黨の中堅たる齋藤奈川俱樂部員も主義の一致より握手したのであつた、然るに後藤の舌根未だ乾かざるに政府の誘惑に甘んじ入つて逓信大臣となつた、而して頻りに官民の融和を計らうとするのである二十三年一月中旬後藤は森久保作藏を高輪の自邸に招き、若い者を説いて一度動いて貰ひたいが」と

云ふのである、後藤が入閣した事が既に自分等を賣つたものとして憎んで居る際吾同志をして軟化せしめんとする心事の野卑に森久保は嚇となつて「其れは斷じて出来ません」とニベもなき挨拶を殘して去つた、此上は先づ鐵拳の制裁を以て懲らして遣らんと考へ同志内藤武兵衛、古山又三郎、寺崎泰吉、武藤角之助、阿部五六郎、水島丑之助、飯塚金平、乙津良作、田屋豊松、秋山又二郎等に意を告げ、一方後藤には「若い者がお目に懸かりたいと云ふが何時頃」と云ふやうな意味で會見時間を申込んだ、後藤の方では、彼が強いことを言つて歸つたが甲をぬいだな位の考へて時間を約した。

芝南佐久間町の旅人宿徳原は自由主義者の梁山伯のやうになつて居たので同志は皆此處に集まつて居た、會見日は一月十一日、當時議會は豫算案附議中で後藤は大同盟結に頼り、大隈は舊改進黨を頼み、頼りに民黨議員の軟化に努力し、民黨であつては河野廣中、鈴木昌司、新井章吾等が院内部將とし、院外にあつては森久保作藏、安瀬敏藏、高木十三郎等が院外部將として軟派議員を監視し、民力休養を楯とし豫算を駁み購らうとして居るものであるから、其風雲の急なる事ながら単手の前のやうだ、此の際にある前記十一名の歐り役は腕がムツついて寝ては居られない、未明より起きたので時間が待ち遠うて堪まらぬ、其處で早く徳

原を飛び出したが此の早い時間を利用して血祭として軟派議員を殴つて行く事に一決した。途を轉じて帝國ホテルに其醜聞を聞いた、小林禮雄が出て總代を出せと云ふので内藤と寺崎が之に當り小林と會見したが要領を得ぬ爲め聞く機會がなく物別れとなつて出て來ると、後からボーイが來て、各自に面會すれば此方へと案内された謀らるゝと知らず一人一人入つて見ると既に百餘人の巡查を以て堅め、十一名は苦もなく取つて押へられ麹町警察署に送られた爲めに後藤は期せずして鐵骨の厄を免れ得た、當時政府が民衆運動に携はる者を見ること蛇蝎の如く其取扱ひに於ても頗る其酷を極はめたもので彼の十一名は、寒風膚を刺す嚴冬の夜を障子もなき室の板の間に追ひ込んだ寒威骨に徹する苦痛に堪へず怒聲罵詈の其聲四隣を驚かすまで怒號せし爲め漸く投げ與へられた防壁は數枚の葺てあつた、殆んど豚か犬かの如きである、彼等は之れを着て一睡もせず夜を明かしたが、議員保護律違反の罪名で即決を以て鐵冶煉獄に繋かれ。二月二十五日放免された、此の日は即ち豫算案が通過した日であつた。當路の邪魔になる者は斯くまでにして檢束して横暴を擯にしたのである。

吉野泰三と正義派

南多摩の石坂が融貫社を興して起つた如く、北多摩の一頭目吉野泰三は正義派と稱する團體を組織し同志を集めた、二者ともに自由主義を奉ずる者であるが、郷黨に對する吉野の立場は全然石坂一派に服従する譯にも行かなかつた、殊に當時非自由派の稻城村達素堂は繼て吉野と親交あるを以て屢々出入した

北多摩郡正義派規約

第一條 本會の主意は會員互に交通親愛し以て本郡の公益を計るを以て目的とす。

第二條 本會は北多摩郡正義派と名づけ當分府中驛 番地に置く。

第三條 各町より三名以上五名以下の常議員を選出するものとす。

但し任期は一ケ年を限りとす。

第四條 本會は會務を處理するため幹事三名を置き其任期は一ケ年とす、

但し幹事は常議員に於て選出するものとす。

第五條 常議員は本會一切の事務に關する事項を議定して之を執行せしむるものとす。

第六條 本會の規則に背き又は本會の名譽を汚す行爲あるものは常議員め評決を以て除名す。

第七條 此規則は總會の評決に依て改正増補するを得。

明治二十二年九月十七日

首唱者

吉野泰三、町田久五郎、秋本喜七、渡邊武四郎、比留間雄亮、齋藤良幸、小野房次郎、市川貴四郎、佐野豊行、三井謙太郎、關田三七郎、矢島次郎右衛門、内藤信吉、佐野經徳、糟谷新三、西野芳寛、澁谷清吉、下田遊龜藏、内野奎左衛門、市川幸吉、紅林徳五郎、小柳九一郎、指出忠左衛門、石坂信次郎、佐藤吉十郎、中村半左衛門、土屋喜曾次、渡邊九一郎、渡邊壽彦、有竹利三郎、竹内太左衛門、矢島銀次郎、岩崎良右衛門、小川儀三郎、桑田佑照、福井平七、松本角太郎、市川茂一、矢島信吉、中島彌兵衛

すると共に其主張が自然吉野の野心を堅うせしめて事毎に自由派の行動に倣はるものがあつた、終に二十一年の冬に至つては其旗幟を鮮明にし、右の規定によつて正義派なる一派を創立した、斯くて待ち設けた二十三年の國會議員總選舉に入り吉野は一方に立つたのである。自由派よりは石坂昌孝、瀬戸岡爲一郎等が立つた、石坂にあつては勿論無競争にて當選するは明かであるが、瀬戸岡と吉野の何れかは犠牲たるを免れ

ぬ、茲に兩者の間に競争は開かれた、併し吉野は保守的にして採算的人である爲め利他の觀念に乏しい、これが當人の弱點で自己の正義派以外に衆心を動かすのは足らぬと云ふ事が衆評であつた、隨つて瀬戸岡の勝算は明かなので、此歸着點を知りつゝ争ふ事は相互の不利となるのであるから第一期は瀬戸岡に譲ると云ふ名の下に斷念せしめたが好からうと一部の有志は唱道し始まつた、茲に吉野と親交ある砂川憲三は吉野を訪問して大勢を説き蔭忍自重して機會を待つ事が得策であると説いた、之より先き同志中の中村半左衛門及び比留間雄亮等を説いたのであつたが何れも斥けて了つた、此際吉野は既に七八百圓の運動費を使つて居たのであるから此の出費に對して志しを亂し得なかつたであらう。斯うして忠告者を怒らせて了つた、更に福生村田村半十郎も吉野とは親交の者であるが之も亦斥けられた、田村は其不明に愛想をつかし草鞋穿きの輕装にて砂川を尋ね怒氣を含んで吉野の頭冥を鳴らし、此上は宮澤の田村、豊田の山口、松木の井草等へ赴き瀬戸岡の爲めに應援して彼を懲らさうと告げた、内部より敵を出した吉野は運動員が裏面の報告に氣を強うするのみで競争を續けたのであつたが、開票の結果瀬戸岡より下る事實に三百八十三票の大差の下に討ち死の運命に陥つた。豫て吉野は森久保の通信所を屬倒した事もあつたので、人我れに辛ければ我れ亦人に

つらして斷として森久保は吉野に應酬し二候補の地盤にも一指も觸れしめなかつたのである。斯の如きが吉野の爲め大なる不利を招くの因を爲したのであつた。吉野は北多摩郡三鷹村野崎の里止て醫を業とする順貞の嫡子にして天保十二年に孤々の聲を擧げた。經書を江戸月尾荊山に學び、武事は近藤勇に就いて遊んだのである、維新前後國事に奔走したが權風沐雨には其體力と健康が許さなかつた爲に退いて仁術を以て立つべく醫を學び三十歳にして父の業を繼いだ。明治五年第十區五番組副戸長となり續いて戸長に進み十二年神奈川縣會議員となつたが此時代より民權擴張の聲次第に起り、石坂一派の職員社は郡中に其勢力を張る事となつた、吉野も均して自由主義を奉ずる者ではあるが、膝を屈して石坂に隨從する事は聊か名聞に耻るの感があつて只傍觀の態度であつた、斯うした感情が常に累を爲して總てに於て歩調を共にするに至らず、爲めに兩者の間には知らず識らず塙壁が出来、溝が出来て相反する形となつたのであつた。後藤象次郎が大同盟結を唱導するや吉野は直に之に走つて其傘下に入つたのも、自己の戴く人物としては耻なく且つ郡中に於ける其立場として何等かの轉換に迫られて居る情況にあつたからである、然るに幾干もなく其團結も破綻したので更に再轉の機が來たつた、茲に於て自ら正義派なる政社を作つて起ち、香山龜三郎、大塚卯十郎、町田

久五郎、近藤勇五郎、松村辨次郎、笑輪權右衛門、高橋忠輔、小柳九一郎、小野房次郎、串田儀八等を十有志と稱し陣所に立たしめ、二十三年の總選舉と神奈川縣第三區の候補者として瀬戸岡爲一郎を敵として抗争したのであつたが、前記の事情お遂に惨敗に歸した。

青木正太郎

自由黨の元老として實業界の重鎮

武相自由黨の核子たる融貫社創始者の一人として民權擴張に盡し、掌中又錚々の令名ある青木正太郎を逸してはならぬ。青木は安政元年南多摩郡界村に生る、家は地方の舊家で豪農の幼君として郷黨の知る所である、資性穎悟にして着實なだけに敵を設けず無事順調に今日あらしめて居る。二十三年縣會議員に選まれ議長となり、幾多の經路は暫らく置き十二議會以來十七議會に至るの間議政壇上に立つて節を改めず黨の爲めに盡す處があつた、其の政治方面に活動する一半は實業方面に意を注ぎ夙に武相銀行を設立し大に武相の金

融を圓滑ならしめた効績は、常に政熱にのみ猛進する自由黨員としては奇勝的行爲にして稱揚するに足る所である。尙ほ銀行のみならず實業家として各方面の會社に重きを爲し益々展開の策を講じつゝあるは國家の爲めに欣體すべきであらう。

依田圭次郎と改進黨

自由黨創始時代にあつては三多摩の天地は秋臺の異分子を交へず盡く自由派に因つて左右されて居つた、勢力の大は「我儘」を勸致するは世態の常で隨つて反感を有つ者の出づるも亦常規である、現代に於ける政友會が横暴に流るゝを見て嫌焉たる者の生ずるが如く三多摩の當時も亦其れであつた。瀬戸岡か改進黨に走り吉野が反旗を翻し、した事は自ら性質は異なるが煎じ詰むれば黨中有志の力の偏重を意味するものであつた併し前二者の脱出は多少の不純があるが、初めより自由黨の行動に快からぬ者があつた、而も自由黨の巢窟たりし八王子に於てあるから一種の皮肉ではあるまいか。其の反自由派は依田圭次郎であつた、依田は丹波笹山藩の俊才で彼の明治法律學校は明治十四年一月依田等の創始して同校の塾幹をして居た、十六年十月

八王子の有志者に招聘され、同地に分校を設立し校長兼教師として子弟を養成し後代言人となり組合副會長として令名を走せた、法曹界に身を置く常人として民権の尊重すべきは素より同感であるが、其の指南車たる黨員の殺伐横暴は却て民権を蹂躪するの行動あるを恐れ且つ憂ふると共に反感は日々に加はつて行く、當時改進黨は吏黨臭味はあつたが純吏黨でなく大いに政府に反抗する事もあつた而して黨員は紳士的であつた殺伐横暴に嫌焉たる者としては改進黨の緩如たる者に就くは當然である、其處で自由黨の八王子に於て有志を糾合して改進黨の宣傳に入つたのは瀬戸岡や吉野より餘程以前の二十二年八月であつた、稱して武陽俱樂部と云ひ、條約改正問題の起るや斷行説を執つて同志數百名の連署で元老院に建白書を呈出する等、敵中にあつて斷々乎として大膽なる舉に出た。三郡の大勢は無論自由派であるが此の間に立つて改進黨を取つて立つた事は同人を以て嚆矢とするのである。三十餘年の今日三郡の政界に混沌たるものあるに至るも其の根底は甚だ深い、政友會たる者大いに猛省するところあらんは血に因つて築き上げた多摩自由の精神は地を拂ふなきやを遺憾とするのである。

縣會改造と志士の奮起

民論に對する政府當局の態度は何時の時代に於ても高壓的手段を以て當つて居るが、憲政創始時代の政府者に於ては、自己擁護に立脚して國家國民の利害などは第二とし自己に反對する者は理否も曲直もあつたものでなく辛辣苛酷な遣り口で治安維持安寧保有と稱し、出版條例で新聞社説論評を抑壓し、集會條例で政治演説を箝口し、甚だしきは學生に政談演説を聴かせないまでにした、一方租税の方は輕減すべき地租も容易に輕減せず人民は日に窮苦を告げて居た、故に全国各地の有志は期せずして奮起し建白書を携へて上京するに至つた、然るに當局は盡く之れを却けたるのみならず、壓迫は益々峻烈を加へ憲政は愈々嚴密を極めた、それだけ民衆は惡化して劍を賣にして大臣に面會を求むる者を生じたが殆ど鐵條網を布いたやうな警戒裡に脚を入るべき餘地はなかつた而して政府は中央と地方との聯絡を遮斷するの策に出た爲め有志者の運動は甚だしき困難を生じた、政府が斯かる劣悪なる方法を取るに於ては、我れにも亦策ありと各府縣會は警察費を第一に其他の豫算を極力削減して酬ひて遣らうと、之れ亦期せずして各府縣會の行動が一致した、これに

は縣當局も少からず狼狽した結果が中止と解散とて抑へに抑へて目的を遂げやうとする、一方は益々憤激すると云ふ状態に政界の風雲は極めて險惡となつて來た。

時は明治二十年の十月であつた、神奈川有志も均しく奮起し同月二十七日の日曜を期し水島丑之助、中村金助、木村周平、井上光次、伊藤仁太郎その他の發起で江東井牛村樓で神奈川縣有志大懇親會を催し各胸襟を披いて大いに氣勢を擧げた、然るに縣の先覺者たるべき議員にし出席せる者極めて少數なるに對し發起人はじめ有志をし頗る不快を感じしめた、近時他府縣の活躍に引替へその沈靜は殆ど眠れるが如き状態にあるが上に此會にすら出席せざるは彼れ等が腐敗を裏書する者たり、斯かる縣會議員に縣の利害を委ねるも百害あつて寸効なきは推して知らるゝ、宜しく辭職勸告を爲すべし而して元氣を回復するより途なきことの議論が一致し、井上光治勸告の任を受け歸郷したのであつた。

神奈川自由黨の重鎮たる石坂昌孝も縣會の惰眠状態に憤慨たるものあつて、大いに之れを覺醒せしめん事に想倒し、在京二三有志に謀ると、斯る問題を少數の手に於てするは勞のみ多くして効が少くない、宜しく縣下の有志に徹して一舉に事を擧ぐべしとの説が出た、石坂は此説を容れ先づ根據を定めんと同年十二月十日

を期し八王寺在由木村林副重方に於て忘年會を開くの名義の下に三多摩郡有志に通知した會する者三十餘名協議を擬らして散會した。又相州方面では愛甲郡有志は郡波惣平方に集合し大住郡の一部は十日市場の俱樂部に集まり高座、陶鏡、大住の三郡は硬派縣會議員が率先して起ち次第に氣勢が揚がつて來た此間石坂昌孝は南多摩郡上瀬田村の小林儀兵衛の意見を問ふと、根本に於ては同感であるが、單に惰眠より起ち沈滯より活きよとのみにては、宣戰の名分が甚だ貧弱では有るまいか、との反問に相互少時黙考に沈んだ、彼れは遽然として説を立てた。過般執行の議員改選を見るに、縣會規則を無視した點がある、第十五條の交代法に依れば、議員改選はその十五日前郡區長は選舉人に告知するの規定がある、然るに何等豫告の手續を踏まず突然改選を斷行して居る、即ち縣當局が爲めにする處あつて此舉に出たのである、斯る違法に成立して縣會を認知する事は出來ぬ、とその非を鳴らして軍を進めたら如何かと云ふ。石坂膝を打つて之れ天來の聲なりと喜び、縣會改革建白運動として互に凝議し袂を別つた。それより石坂は横濱に出て太田町に星亨を尋ねて更に意見を敲くと同一意見なるに意を強うし、直に縣下各郡を巡廻して有志に此慷慨的資料を與へて歸演し辦天町の旅館津久井福井屋を本壘として大舉白兵戰を開くの段取りとなつた。

議員と有志と刑事との走馬燈

同月十八日頃より開會の通常縣會に於て火蓋を切るべく各郡に檄を飛ばし之れに應じて集まる者百餘名に及び、言論、集會、出版條例の改正、地租軽減に就て、豫て計畫の如く建白運動を爲し、一面には運法縣會に對し其非を鳴らすと同時に軟派議員の辭職勧告に着手すべく法策を定めた、恰も年末繁忙の時に際したるより、意を受けて一先づ歸村した者もあつたが、縣の重大問題として踏み止まつて運動する有志者は津久井屋及び伊東屋に分宿して機を待たつた、その重なる人々は

田中力、林副重、塚本源太郎、村野榮吉、高木吉藏、小林儀兵衛、中村重右衛門、水島莊之助、市川茂一、星崎廣助、龜井佐一、木村周平、山宮藤吉、櫻田順三郎、早川耕造、榎田富三、難波惣平、橋川千次郎

等をはじめとしてその他多數滞在した、而して縣會の開かるゝや先づ改造の手はじめとして、自由黨員にして郡部會議長たる中清昌弘に議場整理の意見書を提出し、正面よりは議員監視に當るべく各自辦當を腰にしステツキを護身用として議場の傍聴席にいかめしくも居並んだ、斯くて硬派議員に聲援しつゝ軟派議員の發言に對しては極力發言阻止に力めノノ／＼は勿論各軟派にはヒョットコ議員、蕪蕪議員等の綽名を付けて囁

したてた、中に縣會沖守固の如きは岩倉右府に知備あるの故か、稍權勢を弄するの傾きがある爲め一般の反感を買つてゐる、加ふるに縣下の事情に暗きを以て有志等の指弾を受け、自ら重するだけ人には輕んぜられたのであつた、そして之れを綽名して密柑船と呼んで居た、其れは沖が暗いと云ふ意味から出たので同人が議場に現はるゝや、「イヨ一密柑船」と異口同音に浴せかけ、憫れむべし合弁たるの威信は密柑船と共に沈没の非境に在つた。當時の議場は而も警察本部の二階であつたが、志士の頭には警察も巡查も眼中には無い只正義あるのみと思ふ所に向つて猛進するのであつた、故に何等忍るゝ所なくステツキ或は足を以て床を叩きの喊聲を掲げん許りに喧騒して軟派及び官僚に冷評漫罵を加へた議員等も連日の示威に恐れを爲し、遂に職の身に及はん事を憂へ、缺席者日々多きより流會又流會に日を送つた、有志等は缺席議員の宿所を圍いて辭職勧告の膝詰め談判に及ぶので出て入つても其身邊には危険が迫る一方横濱署は益々警戒を嚴にして、在濱の有志の影には制服巡查と刑事の數名が付き纏い、其行動を監視する宛然走馬燈の觀を呈した。十九日定められた部署に就て各々突進した有志は高木吉藏、村野榮吉、田中力、塚本源太郎、市川茂一其他で、本町津久井屋に止宿する青木議員を襲ひ田中は諄々として辭職を勧告しつゝあるに市川は論議の効な

きを悶かしが「面倒臭い遣つて了へ」と面前にて肉迫する田甲はこれを制して敵の自覺に訴へん事にかめた。長谷川金七、野村榮吉の兩名に鹿島屋止宿の内野議員に迫り即日辭職の約を爲して引揚けた、越へて二十一日の午後は市川茂一、星崎廣次、小林儀兵衛、長谷川金七外二三名は一隊となつて太田町伊東屋止宿の山口議員に勸告し。續いて住吉町千歳屋に至り古谷議員に迫つた。翌二十三日午後は水島丑之助、市川茂一の兩名にて内野議員を訪ひ前日約束の實行を催したが内野は前日の言質を無視し頗る不遜な態度を以て應答した故に兩名憤怒水島先づ内野に搦みかゝるや市川は鐵拳を揮つて亂打猛虎の勢ひをなした、併し隣室の中村克昌仲裁の勞を取つて幸ひに納まり堅く辭表提出を約して兩士は埃を拂つて立つた。

別に難波惣平、林副重、小林儀兵衛の三名は武相黨系業組合報告に對し調査の點あるより、小林は津久井屋滞在の議員成内額一郎に會見を申し込んであつたが、本日會見の返事に接し二十二日午後津久井屋に赴いた。丁度同日石坂昌孝も水島保太郎と共に同志議員長谷川、瀬戸岡、田村、土方、岡部等を津久井屋に訪問し酒宴を開いて居た、こゝに前記青木に鐵拳を加へ意氣旺盛と引揚けた水島丑之助、市川茂一の兩名も來つて其光景を語り更に興を添へて各々滿を引いた石坂も議員の無氣力、不活、優柔不斷にして爲すなきを論じ

て氣昂る事高丈、衆皆之れに利して悲歌慷慨鬱勃たる勇心は、迸つて徳利飛び皿舞ふに至り各快哉と呼んで醉態狂的に入つて來た。成内を尋ねた小林も暫く席に列し、成内も宴席に見へたが室内の盃盤狼籍に驚き引き取つたが、酒邊に人を呑み茲に活劇を演出するに至つた。

有志の格闘引組んで樓上より落つ

宴席は益々殺氣を加へ來たり器物破壊の騒音に續くに雷の如き喊聲が揚がる、旅館の前面は人の山を築いた、然るに市川と小林の間に勸告の緩急其度を失せりと云ふ事より争論の結果、市川は素早くも床の間の木劍を持つて打つて懸る、小林は身を代して利手を擡んで木劍をもぎ取るや市川は武者振りついて小林の急所を搦む、生死の境に入つた小林は滿身の力を罩めて市川の顔面を締付け、手を急所より放たしめるが否や組み敷きて喉を攻めた、流石の市川も呼吸危ふく有志は之を引離さんとすれど容易に解かず、其中兩名引つ組んだまゝ立上り揉みに揉んで廊下に出た、人々アツト云ふ瞬間に欄干を跳越して往來に轉落した、夢の如き不時の光景に同志も色を失ふて階下へ駆け降りたが生か死か市川のみ仆れ居て小林は影も見へね。直に二階

の一室に擔ぎ込手當を加へ漸くに蘇生せしめた、小林は上になつて落ちたる爲め幸に毀傷なく其儘宿所福井屋に飛び歸つて清國を被つてグツスリと寢込んで了つた。

何かの機會を狙つて居た警察側は機逸す可からずと、石坂を始めとし水島保太郎、小林儀兵衛、市川茂一、水島丑之助等は横濱署に引致された。此の報に接した各郡の有志は惶惶出演して善後策を講じ繼續運動を企てたが、有志の反抗、硬派議員の氣勢侮る可からざる状態に遂に縣會は解散を命ぜられた、又警察側は取締の手を下す事の出来ざるまでに全縣下は沸騰したのであつた。

石坂の動靜と憲兵の出勤

引致された有志は横濱警察に留置されて嚴重な取調べを受けたが喧騒及び器物破壊は單に醉餘の狂態に止まつて殆んど夢のやうであるとの答辭が一致した、併し中々放免しない、出演中の有志は遺憾なく差入物を爲し放免の日を待つて居た、然るに意外な事件が突發した、其れは留置場内に於ける石坂の舉動である、十二月廿五日寒風骨を刺す朝の八時頃石坂は裸體となり大聲叱咤して差入の鶏卵數十個を板壁に打ち付けて喧

騒を極はめて居る、看守巡査は大いに驚き漸く之を取鎮めたが衣類は鶏卵に塗みれ手の付けやうもない、僅に穢されざる肌着を着せ他の留置場に移して寢かした、同夜十一時頃彼は遽に起き出てて端座した、見張巡査は怪しみて問ふと「只今翠丸を割りました」と鮮血したる兩手を齧した、血に驚いた巡査は直に醫を呼び入れて手當を加へた、其の診斷に依ると、發作上の發狂にて兩手にて陰囊を裂傷したもので全治十日間を要するの診斷書を出した。其の爲め拘禁を解かれて自宅療養を許されたが、此の狂態が果して發作的精神状態であつたか又は故意に非常手段を取つたかは少く疑問であるが、事は市川が小林の翠丸を掴むに始まり今又受傷事件で終つた故に神奈川縣の翠丸事件として有名な話柄となつた。

他の同志拘禁者は訊問數日に及んで横濱監獄に收監されたが、普通事件と異り縣會改造と三大建白運動とに因を爲すもので當局も深く注意を怠りなかつた、此の際全縣下有志の舉動は甚だ不穩であると言ふ情報は頻々として其の筋に達する加之相州方面では煙火筒に火薬を仕込縣廳は勿論監獄を襲撃し囚人解放を計畫する旨ありと云ふ具體的報告を齎す者さへあつた此の報を聞いた縣當局は愈々神經を失らして、先づ愛甲郡より難波惣平を秘密集會の名儀の下に引致し、其の他有志の物色甚だしく且つ辛辣な壓迫を勢へ來つた。一

方横濱監獄は看守の非常招集を行ひ且つ憲兵若干を派し物々しき警戒に物情胸々たるものがあつた、而して前記被告人は同月三十一日を以て山田梨造、上野熊太郎、今村角太郎、馬場民則、坂田高壽等の各辯護人に依つて公判開廷の結果市川茂一、水島丑之助は短期の禁錮に處せられ其他は無罪の言渡しを受け漸く一段落を告げたのであるが當時神奈川な會騒動として全縣下を動かしした一大事件と重視されたのである。

言論壓迫と新講談

森久保作藏も亦其一人

明治十六七年頃の言論壓迫は實に世界無比で、刑行物には出版條例があつて、少しでも官憲の氣に食はぬ文字があれば、發行停止發賣禁止、關係者は體刑と金刑で處分された。又言論界にあつては中止解散は毎事であるから、解散されない演説會は演説會でないやうな感じを聴衆にもたせた位であつた、單に中止や解散のみに止まらず演説禁止と云ふ事があつた、其れは演説者を警視廳に呼び出し、其の方嚮向う何ヶ年間政談

演説を禁すと云ふ申し渡しを爲すのである、人に因つては無期限に禁じらるゝ者もあつた、故に政治に携はる者で演壇に立つ者は必ず一度は此に厄に逢はぬ者はなかつた。此厄に逢はぬまでも、演説中に監獄の警部が「辯士中止」と呼ぶや、辯士は「何處かわるくて中止するか」と詰問すると「其れは此處で言明するに及ばぬ」其れから盛んに應答が始まる聴衆は湧き起ち警官席に下足札を投げつける莫益まで投げ非常な騒擾となる、斯うした事から演説會には莫益を出す事を禁するやうになり又ステッキ洋傘等の携帯を禁するやうになつた、そして辯士は警察に招致するのであるが別に之と云ふ罪名がないので官吏侮辱を名として處罰するのであつた、之等が言論界に對する鎮壓策として盛んに用ひられた、又裁判所でも法權の獨立は思ひもよらぬ事だ政府のお腹離りて如何うにでもなり極めて峻嚴に處分した、峻嚴と云ふよりも寧ろ目茶苦茶に嚴罰したと云ふ方が當つて居る、當時靜岡縣の自由黨員前島豐太郎の演説中「上は天皇陛下より下は横の下の手しき乞食に至るまで」と云ふ言に對して之を不敬罪として三年の禁獄に二百圓の罰金に處せられた、之に對して荒川高俊と云ふのが後の演説會に、前島の語彙は決して不敬の意味を構成するものでない其の不當を演説すると、不敬罪の辯護をする事は即ち不敬罪であるとして之は特に重く禁獄三年、罰金九百圓に處せ

られた。斯う云ふ無法な遣り方が世界にあるだらうか、總てが此の筆法に因るのであるから國民の憤慨は益々白熱する許りで、演説會の張り札が出るや學生まで飛び出して辯士に應援する、其處で學生に政談の傍聴を禁するやうになつた、併し其れは徒勞に屬した、官學生は知らぬが私學校にある學生は事務員の了解を得て退校届けを出して置き傍聴に出懸け、激昂の極反對派と撲り合ひを爲し運悪く引致されても學校を調べれば退校届がある爲め僅かの拘留で済み、歸つて又退校届けを返戻して貰ふのであるから更に痛痒は感じないが、當局は傍聴者側にまて規則を設けて、抑壓に努力し、更に歩を進めて演説届出の際に演説不認可として壇上に立たしめない事とし又認可された者も、諸君よ現時の批政は。と言つただけで中止を命せられ反抗すると例の官吏侮辱で問はるゝので言論の利用も不可能となつて來た、併し政治思想の普及を圖るには何うして言論の力に依らぬはならぬが寧ろ高遠なる演説よりも俗談平話を以て歴史逸傳の中に意を含めて遣つた方が好からうと云ふ案を板垣總理が立てた、其れをするには寄席に限る、寄席に出るには藝人鑑札を受ければ好いのであるから面倒はないと茲に執行する事となつた、其の闘士としては。

奥宮健三。同健吉。勝山孝三。宮地茂春。小勝俊吉。和田稻積。池澤萬吉。照山俊三。植木枝盛。森久保

作藏。龍野周一郎。阪崎斌。と云ふ各々一騎當千の士で、新講談の看板を掲げて一齊に打つて出たが其の講題は經國美談、露西亞無黨銘々傳、佛蘭西の革命史と云ふやうなものに自己の考案を加へて獨特の辯を振ふのであるから興味湧が如して其の前後には普通の落語や音曲が交はるのであるから新講談は更に一段の光輝を發し、其の人物も當代の政論家として知られた者であるから其の人氣は非常なもので到る處の寄席を賑はした。演説恐怖病の當路は以前より一層神經を失らせ、大に狼狽して鳩首漫談の結果又例の官吏侮辱の罪名で牢へ投じ込む者もあれば、鑑札を取り上げて營業を禁じて了つた。これが新講談の始まりで壯士芝居も之れに胚胎して起つたのであるが斯くの如く口をまで塞がれ迫害に迫害を加へて政府反對の政黨を撲滅せんとする者に對して用ふべき利器は何であらうか。世人或は自由黨は亂暴だ破壊的だと言ふ者もあつたが、其れは政治にも政争にも無感の寧ろ非國民的閑人の言で、若し其の閑人に政府が自由黨に加へただけの迫害を以てしたならば、暴に報ゆるに暴で腕力に訴ふるより何の策があるか、其れ故に自由黨員の氣は益々猛くなり喧嘩の進退は愈々巧妙とならざるを得ないではないか、士氣往時の如くならざるも今尙ほ三多摩壯士が一朝起つに於ては人をして戰慄せしむるの行動に出づるは、自由黨の自發的練磨と言ふよりも却つて政府訓

陶の結果と云ふが當つて居る。而して一時政府の兇刃を避け起つた者は誰れか、次の項に説明しやう。

横濱小僧伊藤仁太郎

今は 府市會議員

市府會に出てゝは侃諤の言を爲し、藝界に立つては政黨史上の偉人傑士の 佛を三寸の舌頭に羅列せしめ、一管の筆又能く政體の裏面を發いて文壇の一方に城廓を築く者即ち伊藤痴遊仁太郎である、然るを淺見無智の徒は彼が市會に立つを見るや「單に一個の寄席藝人視して「長講一席頼む」の冷評を浴びせて快とするに至つては彼が終始一貫の政節を侮辱すの甚たしいものであるから特に記す。

伊藤は元辨天通りに居た、十五六歳から政治に興味を持ち幼兒を背負つて演説を聞きに行つた位の熱心家であつた。家政の都合上父と共に太田に出て鐵鑛温泉を開いた、其處に自由黨の名士が會合するやうになり總生寛が清爽樓と名づけ、益々政客の出入が頻繁になる、伊藤の喜びは一通りでない、常に座右に侍して政論を聞いて居た。今は肥滿して居るが其青年時代は瘦せ形て極めて敏活な男で義が爲め主義の爲めには人

に頼らず自分は自分だけの事をしてのけた、彼の地主派と商人派の争ひの如きにも、彼は單獨で政進黨事務所へ談判に行き、激論の末敵に一撃を喰はせて多衆を相手に奮闘して拘引されたが、斯うした行動は夙々繰り返され、敵も味方も驚嘆する程の單獨運動をした、時に人は横濱小僧と異名をつけ其テキパキした行動を恐れ且つ小氣味好いものとしてゐたのであつた。

彼は長ずるに及び星亨に私淑するの餘り遂に星の門下生となつて勉強もし且つ政治運動に携はつて國家の爲め大に盡した。而して幾多の曲折があつたが要するに政治思想の普及に志し再び新講談によつて起つたのである。川上晋次郎は關西から起つて低級な喜劇を背景にして暗に政府攻撃に手足を伸べやうとする如く伊藤は論議に隠れて民衆の向上に意を傾けた、其處で彼は藝人鑑札を受けて席亭に出る事となつて今日に及んで居るのである、而して彼は如何なる誘惑にも買収にも應ぜず毅然として節を變ぜなかつた。彼が此手段に出づるや宮地の書生であつた福井茂兵衛は壯士體に入り、森三之助も同じ道を取つたが皆神奈川縣の一名物と言ふべきで各々一方に覇を爲して居る。公平に言はしむれば伊藤の如きは疾にも談政壇上の一人とならねばならぬ人であるが世態の輕桃と嫉妬とは彼を藝人視して時を得せしめぬのと云ふ事も一原因である。

三大事件の建白と武相

明治政史を汚す暴會現はる

二十年の末葉に於て猛烈なる民衆運動は突發した、從來政府が民意を無視し自己の地位を保持せん爲め暴民に至らざるなく忠良無辜の民を牢獄に投ずる事、塵芥を塵坑に乗つより易々たるの觀を呈した「爲めに國民の反を益々深からしむるのみならず、對外對内の施政日に非なりしより、鬱結せる國民の憤激に暴發せざるを得ぬのであつた、其當面の問題が即ち三大事件として包圍攻撃となつたのである。

三大事件とは何か、第一に地租の軽減、第二言論の自由、第三外交策の挽回である、其主効の中心は高知縣を先きとして、八月下旬より萌芽を顯はしたるものが僅に四五十日を出でずして膨脹し、殆ど海嘯の寄するが如き勢ひを爲して全國に怒濤した、舊自由黨員を眞先きに守り、改進の兩黨も殆ど壯紳士も農工商に至るまで呼應し建白書を作製し署名調印して總代を派出すると共に壯士は素より書生に至るまで起こつて政府

に當るのであるから、其の火勢は千里の曠野を蔽ふの概があつた。當時我武相よりの總代としては石坂昌孝、瀬戸岡爲一郎、比留間邦之助、古屋正橋等で、其の周圍にあつて活潑なる運動を行ふ者は森久保作藏、内藤武兵衛其の他を中心とする神奈川俱樂部全員であり、加ふるに埼玉、栃木、茨城諸縣の青年壯士が都下に雲集して威を示して居る、丁度弓を滿月に引きしはつて居る形である。

此の時に當り後藤象次郎は機に乗じて事を爲さんと政談演説を爲すべく會場を求めた、當路は早くも之れを阻止せんと大衆を容るべき總ての方面に向つて威喝を加へたる爲め、一として會場を貸す者がなかつた、止むなく方針を變へ知名の政客を招同し襟を寬げて會談すべく芝公園三線亭に於て饗宴を張つたのは十月三日の夜にして、來會者は中島信行、星亨、大石正巳、尾崎行雄、大森毅、箕浦勝人其他都合七十餘名、自由、改進、保守黨を始め辯護士、新聞記者、縣會議員等にて總ての主要人物を網羅して杯を擧げた。これ後藤が政治運動を試むるの第一階梯で、維新の元勳たる勢望と放膽斗の如き氣宇を以て一世に臨んだのであるから野黨の氣勢は更に猛烈を加へ政府は舊改進黨の細少分子を除くの外は天下盡く敵となつたのである。斯くて後藤の大同團結は次第に基礎を作りつゝあるので、先づ丁亥俱樂部を設立し同志の交通聯絡を取るの

であるが總ての費用は後藤の支出に懸るので他の小結社の如く維持費の爲めに奔命を疲らす如き勞もなくス
ラ／＼と運んだ、其れだけ政府の力は弱くなつて行くのであるから殆んど行き詰まつて了つて居る。
加ふるに土佐七郡の上京委員片岡健吉を初め六十餘名と各結社の健兒數十名相前後して入京し、都下にあ
りては林有造、竹内綱等は中島信行、星亨等と四方の同志と氣脈を通じ進退を統制して結束頗る堅く、十月
二十九日諸縣の委員四十餘名は京橋開化俱樂部に集合し、十一月十日を限り各地方より上書建白を爲すべき
を第一項として其の他の申合せを爲した。委員の入京するや有志大懇會を勸遊館に開いたが來會者四百餘名
に及び後藤等の惡辣なる演説あつたが、我が武相よりは。

石坂昌孝、瀬戸岡爲一郎、難波徳平、青木正太郎、伊藤仁太郎、久保田久米、吉野泰三、小林儀兵衛、杉
浦花吉郎、鎌田喜十郎、若林吾之助、井上光治、井上三郎、最一幸吉、中村鐵三郎、小原鐵臣、比留間邦
之助、片野徳三、鎌田訥郎、三階舜、古屋正橋、鈴木忠兵衛、乘田彌吉、小野房次郎、町田久五郎、清水
浩平、新井重、高木吉藏、

等にて各縣の總代と共に方略を定め元老院議員を動かして上奏して聖明の斷を仰ぐの方針を取り一方には内閣
大臣訪問を爲し膝詰め談判を行ふ事と決し夫々部署を定め實行に着手する、而して一面には三多摩壯士を始

め近縣及び高知の青年同志雲の如く都下に集まり、相携へて將に大に爲すあらんとする状態にあるより流言
蜚語湧くが如く起り、焼打が始まるべしと、云ひ、大臣を途に屠るの企てありとか、又は某地某大官の門に
地雷火を埋設したとか、悉く官人の心膽を寒からしむる事はかりであつた、又之れを仕兼ねない連中許り
であるから當路の恐怖狼狽は名狀すべからざる有様で、警視廳は全員を集めて警戒し、密偵は狂奔し殺氣滿
都を蔽ふの感があつた。政府もこゝまで追ひ詰められては最早絶對絶命で窮鼠猫を嚇むと同じく、公道も理屈
も有つたものではない非常な事を遣出した。時は二十年十二月二十六日の午後露露露の如く官報號外で保安
條例なるものを投下して明治の政史に奇怪千萬な紀念を印した、其の條例は六ヶ條に成るのであるが總て人
民の自由を拘束したもので、中にも第四條には「皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者
にして内亂を陰謀し又は治安を妨害するの虞れありと認むるときは（中略）退去を命じ三年以内同一の距離
内に入居又は寄宿を禁ず」と云ふ暴令の下に無慮六百人を三日の中に都門から三里外に放逐するのであ
る、其の退去命令を受けた者は二人の巡查が其の寓店に出張して泊り込み而して管轄地の警察に渡傳し、其れ
より住居すべき家に送り付けると云ふ酷辣嚴密古今類を見ざる手段を取つた、世之を翁翁の世のクーデター

に比した。其の三日間に於ける滿都の住民は何の譟たるを知らざる爲め只驚動して新橋、上野、品川、新宿の各驛に巡查と遂客との擾々る有様を見るのみであつた。當路は尙之れのみでは枕を高くする事が出来ず大臣官邸には護衛巡查を倍加し、永田町附近は一町毎に正服私服巡查三四名で堅め大蔵省には憲兵巡查の外に二小隊の兵を派し、小石川砲兵工廠に一小隊、陸海軍火藥庫、器具貯藏庫等悉く兵を以て堅め、加ふるに秘密訓令を發し東京及び各地の師團には出陣準備をも爲さしめたのであつた、殆んど戰時の状態を示したが、當路をして斯くまでに恐れしめた事は日本國民全體の熱烈なる要求であつた事を裏書きしたものであつた。斯うして一時民間黨を退治したが大なる抑壓には大なる反撥の件ふは自明の理で、爾來海内の氣勢は益々不穩の光景を示して來たので流石の閥族も安眠する事が出来ぬ。時の總理大臣伊藤博文は瀕るゝ者は棄しべを握むが如く何者かを政府の味方にせねばならぬと、外務大臣の兼任を解き改進黨の首領大隈重信を擧げて外務の椅子に就かしめた、即ち同黨を黨籠に納めて政府の羽翼を爲したのは二十二年二月一日であつた、併し井上が外交に失敗して辭職して以來長閑の權勢日に凋落するので伊藤の心中は不安に堪へぬ、其處で身後の安所と前途復活の機とを考へ四月三十日總理を辭して農商務大臣たる黒田清隆に譲り爰に長閑内閣は崩解し

併薩内閣となつたのであるが、伊藤は新に樞密院を起し至高顯州の府として自ら入つて議長となつて難關を避けたのは、食へない男である、兎に角政府に此の動搖を來たしめたのは民間黨の包圍攻撃によるもので直接ならざるもその効果は見るべきものがあつた。

官憲の暴威投票函を左右す

立會人の身邊に白刃を閃かす

内山安兵衛拔刀隊中に突進す

現代の總選舉は私慾我利の徒であらうが、去就常なき變節漢であらうが、金と情實とお辭儀の名刺の數量とによつて快よく解決さるゝやうになつて来た、其の醜類には幸福であるが國民の多數と國士には大なる不幸である。これを往時に比ぶれば其の差甚だ、金の爲めに節を變じ情實の爲めに義を棄つ者は極めて少數であつて血の洗禮によつて成るのであつた。二十三年以後衆多の總選舉に於ける官民の争闘は眞に革命的

凄惨悲壯の場面となつて全國に實現され、幾多有爲の壯士は傷害の厄に遭つた、中にも三多摩の如きは敢然
 的志士の集團地たるだけ政府の憎みる亦酷烈を極めたことは既に記する如くである。茲は選挙投票に對する
 政府の措置を擧げて暴虐の一例とす。

當時三多摩郡の開票地は八王子で開票當日は例の如く各郡代表者立會の上嚴正に開票さるべきである、然
 るに政府は投票の改変を行はんが爲めに立會人の無出席を計畫し、一語にても吏員の行爲に容喙する者あれ
 は直に斬り殺す、と云ふ流言を放たしたためた、併し單に流言許りてはない人を斬る事は封建時代より寧ろ甚
 だしく、斬ると云へば必ず斬つた、これに對する民黨も向ふ者を斬らざれば自分が斬らるゝのであるから此
 の間何等の躊躇はない、事ある毎に命の遣り取りに行はるゝ時代で流言必ずしも流言ではない、殊に役場の
 内外に吏黨の日雇無頼漢は兇器を以て威を示し、甚だしきは白刃を掲げて觀望して居る、素よりこれに對す
 る備へはあるが、不意打に傷害さるゝ者は立會人一個で一刀浴びた以上は多衆との決闘は自己の刀傷を取返
 すの價値はないので殆ど大死同様である、其處で此の立會人となるのは誰も迷惑な事として避けるのであつ
 た、且つ又若し民黨の不結果となるや罪は立會人の無能に歸せらるゝが爲め更に勇氣を削がるのであつた

し選定されし者は止むなき事情で大なる覺悟と緊張とを以て臨むのである。

西多摩郡より推されて出た者は内山安兵衛であつた、彼れは定刻前より民黨事務所たる八王子角喜旅館に
 入つて各郡の代表者を待ち會はせて居たが、吏黨走狗の物々しき示威行動は風説以上で事務所の前には素よ
 り郡役所に至る要所々々に、拔刀する者未だ鞘を拂はざる者團を爲して往來を注視し、其の間を巡迴隊の如
 きが來往し町民は危険を恐れ戸を鎖して鳴りを密め、雷雨將に來らんとする状態にある、斯うした事件には
 従來の政争に於いて實験を経て居る内山は驚くほどの事柄でもなく、只管官憲が此の陋劣淺薄の行爲に驚く
 のみであつた、定刻より同志は相前後して一人の缺席者もなく郡役所に入つたので政府の愚策は愚策にして
 終つた、其處で、肉迫威嚇の手段を取つて、立會人席の左右より兇暴險惡殆ど山賊の如き人相の面は充血し
 た眼を見張り次第に寄り添つて靜かに白刃を示すのである、若し一語をも發したならそれを機會に暴行開始
 となる事は見へ透いた事であるから各自平然として開票吏員の方にのみ注意するのであつた、此の間多少の
 不正は行はるゝのであつたが、三多摩に於て吏黨を勝利者と爲らしむるには殆ど全部の變改を行はねば勝算
 はない、併しそれは不可能で只出來得るだけの手品を使ふに過ぎないのである。そして時と共に民黨の票數

は重なり行くのである、其の反對に三時を開き四時を聞くに随つて立會人の數を減じ行く事も亦一奇であつた、其れは夜に入るや暴行が爲し易いからで、之れを恐れて日没前に引揚げたのである然るを終末に至るまで踏み止まつて監視に力めたのは獨り内山安兵衛のみであつた、内山が郡衙を出たのは日没であつた、悠揚として俚に乗り進まんとするや前方に黑影牆壁を作り而も白刃の閃々たる光景は危機間一髪車夫は歩を止めて顧みた、内山は「突つ切れ」と命じた、若し道を轉じたならば處に乘ずるは勢ひの條理である、内山は之れを想ふて剛聲一齊突進を命じた、車夫は矢聲を懸けて進んだ、吏黨壯士は此の勇猛の態度に打たれて覺へず道を開いた、内山は其の間を壯士等の啞然たる顔を見下しながら泰然として通過し身に微傷をも負はずして任務を全うしたのである。當郡長原豐稜は内山の叔父なを以て多少の顧みはあつたかも知れぬが吏黨の壯士に其れを知る者は稀である、假し知つて居るとしても多衆を頼む兇暴の徒としては事を好むが常なる故情實や是非を辯ずる者はない、秋毫の隙と弱味を見せたならば肉に飢たる豺狼の如く牙を鳴らして飛び附くのであるが、少しも其の間隙を與へなかつたのは、一に内山の剛膽と沈勇とに非ざれば能くする所ではないのである。誠に關東男子の面目を辱めざる者として彼れが信望は益々旺盛となつたのである。因に記す吏

黨抜刀組の總指揮官は八王子の平林定兵衛であつた。毎回の開票毎に此の如き干渉威嚇が繰返さるゝのであるが、關東自由黨の發祥地たる三多摩として民黨の好果を收めざる事は無かつたのである。

縣會議員選舉の抗爭

全國中無比の大激戦負傷者數百名を出す

二十五年に於ける總選舉の大干渉は、憤激と反抗と惡感とを國民に投じたまでと政府には何等の得るところは無かつた、のみならず其の結果として民吏兩派の争ひは主義政見以上に感情に支配される事が甚だしくなつて來た、故に村縣會の抗爭は無論の事、隣人との交際にまで餘波を及ぼす状態にあつた。此の體裁は益々亂交して翌二十六年の縣會議員選舉に及ぼし、全國を通じて血を見ざるころは無かつた、中には神奈川縣高座郡の補缺選舉は第一位の慘劇地と稱された。自由黨の推薦候補者は金子小左衛門、長谷川彦八の二名

其の應援者としての總指揮は石坂昌孝、傳令役森久保作藏、各部指揮役村野常右衛門、部將としては土方藤三郎、内藤武兵衛、佐藤若吉、小川平吉、旗野勝太郎、石井直平等が當り、闘士としては所謂三多摩壯士にて陣容堂々と備へを爲した。吏黨にあつては茅ヶ崎町の山宮藤吉菊地小兵衛を候補とし、應援者としては島田三郎、大津淳一郎を主腦とし、小泉又次郎の率ゆる壯士に加ふるに數多の博徒にて、自由黨は赤澤、改進黨は白澤を以て目標とし、自由黨は藤澤町丸山講社に改進黨は同町及び上溝、座間村に各本部を設け各町村の事務所を策應して氣勢を揚げた、而して各拠ふるところの兇器は刀劍ピストル竹槍にて徘徊するより郡民の恐怖は非常で老幼婦女は難を他郡に避くる者もあつて殆んど戰時状態である。

其の陣容を整ふると共に、自由黨は星亨外數名を聘し綾瀬村正福寺に言論戦は開かれ、聴衆千餘大に民黨の意氣は揚つた、改進黨候補山藤吉は此の舉を聞くや同地方同志の變心を防がんが爲め黨員白井勝吾、高橋留吉を始め壯士八十名を引率し、五月十一日午後四時御所見村用田より、正福寺と相對する吉岡に向つて旗を翻し、喇叭を吹き、喊聲を揚げて進行して來た、此の際長谷川金子等は同志數名と共に同所澁谷松太郎方に於て選挙上の評議中であつたが敵黨の進入は我が演說會を妨害するものと、推定した、此の儘に通過せしめ

たならば紳士始め聴衆にまで危書の及ぶ事を恐れ、此處にて喰止め追ひ散らさんと一決し、蜂須賀又二郎、吉原鹿二郎等と部署を定め敵の接近を待つてピストルを亂發し大接戦となるや自由黨の應援等突進し來りて終に撃退したが、銃弾に負傷した敵は高橋留吉は左上膊中部に、藤島代吉は右耳上に其の他多くの負傷者を出した。

斯かる状態にて五人十人組を爲して各有權者を威嚇して廻る、其の威壓を防がん爲め改進黨亦其の後を巡廻する、兩派其の影を認むるや直に白刃閃き渡り互に重傷を出たのである、郡中各村到る所此の凄絶の慘情を呈し、道にも畑にも到る處兩派の重傷者は血に塗みれて苦悶して居る。一方警官隊は小數民黨の處を狙つては捕縛送し、遂に金子長谷川の二候補者は拘留され、且つ多くの無辜の良民を傷害し、縣會議員にまで兇刃を加へた、其の主なる負傷者は鈴木稻之助、森伊右衛門、馬場勘左衛門、瀬沼伊兵衛、井上吉之助、井上隆二等でその他、彼等の重傷者は數百名に及んだと云ふ事である、以て其の全約を察するに足るであらう。拘留者は豫審の後證據不充分にて放免となつた。

三多摩政戰史

暗殺事件と志士の罪科

一は八王子に、一は鶴川村に
龜鑑とすべき村野夫人の態度

二十五年三月四日の夜一火災は八王子に起つた、町民必死となつて延焼を防ぎ、金貨業伊藤作兵衛方を灰燼に歸するのみで終つたが一人の家人も見えず、失火町民を騒がせたる罪を耻て逃走せしものとして居たが何ぞ圖らん殘灰中より刀痕明かなる全家族四人の死體は現はれ一事實として官民を驚愕せしめた、警察は直に大活動を開始して犯人を物色するも何等證據の得るところもない、其の多くの貸借關係として政治運動者にして微細なる噂を骨子として探搜方針を變へた、この機を利用して大實の復讐を爲すべく、森久保作藏、内藤武兵衛一派の犯行として、兩名を始めとして相川鳳太郎、横溝喜太郎、齋藤寅太、秋山文太郎、同林太郎、小野内藏太、井上吉之助、横溝彌一等を引致し、強盜放火殺人の罪名に因つて取調べを爲したが證據の續るべきものなく終に豫審免訴となつた、併し三ヶ月を未決に留ませた事は聊か溜飲を下けたに止まり、終

に此の犯罪は有耶無耶にして葬られた。

第二の問題として二十五年選挙後南多摩郡鶴川村に於ける選挙大須賀明の暗殺事件であつた、大須賀は青年會の幹事として青年の信望を荷なふ者なるに、何ぞ圖らん彼れは會の行動を御事官憲に内報するのみならず反對派吉野の爲めに十三票を送つた事實が暴露した、青年の憤慨鬱ふるに物なくこれ民衆の敵なり大いに脚急せざる可からずと、群をなして肉迫して私刑は加へられたのであつた。直に判檢事の出張となり、忠生村木曾傳重寺に豫審迄を開き嫌疑者として三十餘人を檢擧した、山下保安課長等出張し、混雑を以て毆打し加ふるに寺院の石塔を抱かしむる等封建時代其の儘の拷問を爲し、且つ頭上に放屁すると云ふ侮辱は觀る滑稽であるが其れたけに民衆を憤み、調ふる前に先づ大義的仇打ちの感情に訴へて職權を濫用し、打撲の爲め何れも重傷を被つたが中にも高木三五郎、野崎峰吉等は最重傷を負ふた。自由派の參謀高木忠左衛門、鈴木作左衛門、若林高之助等は餘りの暴行に憤慨し、先づ電線を切斷して通報を遮斷し一舉報應を襲撃せんと隊伍堂々と押し出した、夫れと聞くや政府黨たる國民協會の吉野泰三は博徒を買ひ上げ之れを防ぎ双方より負傷者を出し、其の中警察の應援も多數となりたるより大事に至らず治つたが結核村野常右衛門、大矢正

夫は謀殺教唆として検罪され。村野榮吉、同運太郎、同嘉吉、井上吉之助は実行者として捕はれた、村野常右衛門と大矢正夫とは無罪となつたが其の他は刑に處せられた、後に國母陛下の御大葬に際し森久保作藏は時の内相海内忠勝に面談し内願し特赦の恩典にて出獄した。此の時警視廳官房主事の管井靜美が居たが、管井は犯行當時神奈川警察部長として事件に携はつた人で當時を回想して語るを聞くと「あの際最も衝動を興へられた事は村野夫人の態度であつた、自分は巡査を連れて家宅搜索に行つたので、其の意を告ぐると、夫人は色をも變せず町重に一行を迎へ。多分宿の主人も御厄介になる事なるべし。と出張の勢を謝しつゝ座に迎へるなぞ誠に落ついたもので而して奥に案内して血痕附着の刀なぞを取り出した其の糸亂れざる態度は未だ曾て遭遇せざるもので、政治家の妻たる者は之れでなくてはと感激すると共に來なければ好かつたといふ種の悔ると同情と畏敬の念とに迫られて却つて此方頭を下げて引揚けた」と嘆稱したと云ふ事がある。彼の常右衛門を始めとして同姓の者は皆一血統に屬する重大事を前にして此の覺悟と沈着さを以て當る其の心事は尋常一様の女性の能くする事ではない、輕薄なる章句の美を執つて教科書に入れんより、斯かる夫人の言行を以てしたならば正に千金の價を爲すものであらうと思ふ。

醜漢山口に對する私刑

斬込み説と焼殺説の激論

巨頭に陳謝する警察の奇現象

院外將校たる森久保作藏の一團は國家黨政の爲めに辛楚を嘗めて政界の腐敗分子を徹或せん事に努力し、進んでは其の大立物たる後藤象次郎を取控かんとまで企てた、然るに豫算通過後に見るに郷關の一議員高部屋村の山口左七郎は政府に左擡した者であつた、茲に至つては郷關の面目と云ひ又自己同志の立脚として此醜漢を屠るべく一決した、此の衝に當つた者は内藤武兵衛と飯塚金平の兩名であつた、其方法は呼び出しを懸けて遂に撲撃する策を取つた。

森久保作藏は神奈川縣令中島信行の名で直ぐ來いの電報を打つた。一方内藤、飯塚の兩名は道を挟んで田の中に潜伏し、補助者たる山田伊三郎は手拭を竿頭に付け山口來れば振るを合圖に斬つて出つべく謀つて前

方に立て居る、斯くして待つも信號がない、暫らくすると足音は聞えるが矢張り信號はない、今はもとかしく兩名は双方より勢ひ切つて飛び出すと、何ぞ隠らん山口にあらずして一婦人て其れは山口の妻女であつた夫人は不意に巨漢の出現に倒れん許りに驚き、兩名は女であつた事に呆れ少時互に見守る許りであつた。内藤は平靜を装ひて夫君の所在を尋ねると、良人は昨夜大阪に立立し自分は中島様よりの電報により出頭するところと云ふので手持無沙汰で夫人を自送するのであつた。此の計畫は頗る滑稽に失敗したが第二の策としては、山口が歸來後大山社參の報を得たので、今度こそは目的を達せんと先を廻つて拜殿に通夜して待つて居つた、然るに山口も不穩の氣勢を感じたので自分は深く籠もつて出でず番頭を以て代參せしめた。兩名は再度の失敗に業を煮やし、此の上は彼が自宅に猛襲する事に決したが其實行方法に就いて。内藤は斬り込むべしと言ひ。飯塚はこれに嫌たらす火を放つて焼き殺すべしと各々自説を主張して下がらず、遂に山口を後の證人として決闘して勝負を決せんと立上つた、此の猛烈な勢ひに山口も手の下しやうなく呆然として眺むるのみであつた。之れを自撃した或者は走つて同志水島丑之助に告ぐるや大いに驚き森久保に事を告ぐ、又同志中の秋山又二郎も之を聞き、山口は我郡の驍勇にてその徵戒を他郡の手にのみよつて爲すは郷土の面

目に關すれば是非自分も加へられたしと一行に加はる、森久保も同志確執の不安を感じたれば自分も同行せんと走せ行き、内藤、飯塚兩名は今や互に斬り結はんとする一刹那兩人組みつけて森久保は其の不心得を論じ四名にて高部屋村の山口方に強襲する事となつて此の擲面は治まつた。

四名山口邸に接近するや森久保の指揮によつて先づ門を堅め、次に隠るべき御所を見張る事として森久保は座に入り山口を呼んだ、山口早くも危機を察し廁の窓を破つて屋外に出て逃れんとするを同志は認め打ち倒して棍棒大の洋杖にて麥をたくが如く亂打す、此時早く山口の妻と娘は狂氣の如くなつて打ち下す杖にしがみ付き悲鳴を擧げて救ひを求む、既に山口は起つ能はざるまでに打ち振へられて居たが致命には至らなかつた、若し一人か二人ならば或は死んだかも知れなかつたが二人以上になると洋杖は重なり合ふ爲め打聲のみ多くして打撲の實は擧がらぬと云ふ其の爲彼は絶命せぬのであつたが、此の時早くも其の筋に知れ多數の巡査が駆けつけて制止し一同も稍心を慰め柔順に縛に就た然るに腕の痛むまで打ち振た森久保は却つて驚異の目を見張つて居ると。巡査は「貴下が此處に來合せたればこそ亂暴も制され山口も幸ひ死を免れた」と言ひ又山口自らも喘ぎながら同じ意味の事をいつて陳謝するので森久保は更に驚きチトきまりのわるい顔を

して要領を得ぬうなづきを以て答ふるのみであつた。併し警察側と山口のこの態度は甚だ賢あるものであつても知れぬ、若し森久保をも共に拉致したならば、多數決死の同志は之れを取返さんが爲めには、山口の邸宅と警察も焼き拂ふべく又血河屍山の慘劇を演出しないとも限られぬ、斯うした將來を見越したから森久保に手を觸れなかつたのであるが、それだけ一團に對しては當路をも震慄せしめて居たほどで如何に勇猛であつたかが想見さるゝ。

更に又痛快を極はめた事は、彼れ等は小田原監獄に送られて検事の論告をきいた時である、其の一節に。「青年の犯罪は如何にも亂暴狼籍の極なるがこれ自己の利害より出てたるに非ずして一に皆國家の爲めに然りしものあるが故に其の狀最も酌量すべきものなり」

この論告は實に同志の欣快たとふべきなく其の面目上千金に價するの感があつた、惜むべしその檢事の氏名を失した事であるが、數十年前に於ての法曹界に於て斯かる民衆化せる人あるは砂礫中の玉よりも更に珍奇である。此論告の爲めに負傷せる疾病休業せる山口には何等利する處なく只同志の利益のみにて僅かに一ヶ月の重禁個に判決されたるも亦奇蹟と云はねばならぬ。

暴戾の俗吏を縣下より掃蕩す

雲集二四千人政府の心膽を寒からしむ

自由由民權論の唱道されて以來、三多摩に對する當路の籌策は暴戾苛察の典型より外に出でなかつた、爲めに拭ふべからざる禍因を發し衝突を重ね常に一大活動となつて多摩の地は修羅場化されて來た、此の鬱積せる憤慨は何時か爆發せざるを得ぬ。勿論縣當局の干渉は内相の内命に基くは言ふまでもないが、其の干渉は軌道を逸して感情に移り總て私怨私情となつて現はれ選舉後の祝賀會に關入暴行を行ひ又巡査は耕作者に暴行を加ふる等言語に絶したる行爲である、之れ等の犯史を縣下より一掃せざれば縣民は安んじて業に就く能はずと憤慨極に達した、茲に於て村野常右衛門、森久保作藏、瀬戸岡爲一郎、瀬沼伊兵衛、馬場勲右衛門、伊藤道友、中村克昌、鎌田訥郎、比留間邦之助等が發起となり、知事をはじめ書記官、警察部長、警察署長一切を縣下より追放するの排斥運動を内閣に強訴するに至つた、此の事が郷村に傳はるや先づ三多摩を第一

として參集する者雲霞の如く其の數三四千人に及んだ、此の事務擔當員として田中力、井上吉之助、土方藤三郎が當り、奔走者は内藏武兵衛、松村育太郎、飯野勝太郎、尾作兼造、佐藤岩吉、細野喜代四郎、小川平吉、山口重兵衛、安西源一郎、萩原元吉、奥田兵助、和田善實、秋山林太郎、大塚教四郎、富澤正賢、井上貞作等何れも一驅當千の騎將のみで隊伍堂々として大示威運動は開始された事一步を過さは大動亂と化するのである、常に人民を壓するにサーベルを以てせし官憲も呆然自失只狼狽するのみであつた。政府も亦愕然として驚倒せん許り如何ともする事が出来ない、遂に主帥等に對して其の運動の主意を駭究することとして解散を命ずると同時に、内海神奈川縣知事を休職とし、書記官、會議課長を轉任せしめ、警部長は典獄に轉し三郡警察署長は一度に轉任を命じて幸ひに血を見ずして解決したのであつたが、多摩の志士一たび起つや一として其の効果を示さざるなきは畢竟熱誠と一致によるの賜とせざる可からず。

第五議會解散後の

瀬戸岡、中村、吉野の立候補事情

第五議會は民黨の氣勢頗る鋭く彈劾上奏相繼いで遂に解散を命ぜられたのは明治二十六年十二月であつた。茲に第三回の總選舉を行ふ事となり各縣各地激甚なる紛擾を醸したる中、我が三多摩の如き其の最たるものとして數へられた、其れは別項記すが如く境域變更復起問題に對し、前代議士瀬戸岡爲一郎が言行相伴はざりしより、之れを排斥する者と擁護する者、加ふるに更に二名の立候補者の現はれたる爲めであつた。

由來十三區は瀬戸岡を以て常に議場に送つて居たものであつたが、之れを排斥する事となつた爲め俄に候補に苦しむだ、勿論多士濟々たる郡中人物の無いではないが一長一短未だ瀬戸岡と取組んで輕重を問ふ程の者は少かつた、殊に機を見るに敏なる瀬戸岡は信望の失墜と中央政界の潮流に見る處あつて、私に歡を改

進黨に通じ、之れが後援の下に新運命を開張しやうとした、且つ西多摩を根據としまた幾多の擁護者があるより、先づ瀬戸岡の候補可否を郡民に問はふと云ふ事になつた。此の策は瀬戸岡の指導であつたが擁護者有志の献策であつたかは明らぬが、其の勢力を察するの策としては當然取るべき道程であらねばならぬ。茲に有志の名によつて可否問題を問ふと云ふ事になつたが、此の事を聞くと同時に排斥側には大なる反感を興へ事態を益々紛糾せしむる事となつたのである、其の産物として當時状況を自警せる人をして慄然たらしめたる彼の青梅住吉事件は勃發したのである。

青梅住吉事件

會は八王子町に開かれた、瀬戸岡派として最も旗幟を鮮明にして起つた者は西多摩郡の馬場、瀬沼の幹部が數十名を率ゐて參會し、大に瀬戸岡の力量を力説したが、喧々囂々否定の聲は大多數であつた、遂に彼れ等は憤然席を蹴つて起つた。此の際西多摩有志は勿論未だ旗幟を明かにせざる郡民有志は、青梅近郊二俣尾に觀桃會を催した、之れ瀬戸岡の策謀て事あるに備へたものであらうとの説もあつた、此の會には瀬戸岡も

臨んで大に外交術を發揮し、二次會として青梅町住吉神社境内に宴を張つた、時に前議會に於ける無誠意を問ふ者があつた、然るに瀬戸岡は勃然として「之何等の詰問か、身は剛に立つたるに際し議決したので僕の關する所ては無い」と平然たりであつた。之を探知した排斥派の有志は更に怒りを加へ、當時賛否の成敗は別問題としし採決の機一髪の間にて於て議席を去るは、郡民の死活問題とし又瀬戸岡の死活問題として常識ある者の取る可からざる態度と言はなければならぬ、故に兎に角陳謝すべきが當然なるにも關らず、剛に行くを理由として却て旺然たるは唾棄すべきの人物であると、愈々反對の意を強からしめた。一方會を引揚けたる西多摩有志は直に住吉神社に至り會の状況を報告し、第二策として示威運動の準備となつた、此の時早く自由黨の壯士六七十名彼の境内に殺到して、諸君が今日の集會は郡の平和を攪亂するの恐れあれは速に解散せよ。と申し込んだ、一方瀬戸岡派は、我徒の自由行動に對し他の一指も觸るゝの權利なし。との押し問答と鐵拳とは殆んど同時で、之に繼ぐに拔刀、混棒、或は銅貨を手拭の端に包みて縱横無盡に振り廻す者、漫打亂闘午後四時より始まつて漸く初夜に至つて鎮まつた、幸ひ死者は無かつただ一人として負傷せざる者もなかつた、斯くまで白熱し切つたが未だ郡中の黨勢は他派の窺ふ間隙を興へなかつた、瀬戸岡も今は勝算な

きを悟り、茲に候補を断念するに至つたのである。

事は少しく多端に渉るが此の際三多摩郡に於ける府會議員選挙の狀態を記して置かねばならぬ、其れは國會議員候補の素地を作るが爲めである。即ち郡會議員を競ふは府會議員たらんが爲め、府會議員を争ふは國會議員たらんが爲めであつた、丁度衆議院が此の第三回の總選挙を行ふの前に當つて第一回の府會議員選挙があつた、他日大なる野心を持つ者は皆此の道程によるので其の運動の猛烈さは衆議院選挙と同一である。北多摩は自由黨より三名、正義派より二名候補にたつた、北多摩は東部六ヶ村を金子分會と稱し神代村の金龍寺を選舉事務所とした、各郡も各々二分三分會と別ち主として寺院を使用し、糧食は運動者の重なる人の家に山の如く俵を積んで焚き出しをする、壯士及び運動員は各自に木劍又は日本刀を携へて居る、此の時の正義派は白木綿、自由派は赤木綿を以て黨派の色別をして同志打ちを避けた、出動には各自握り飯を腰に附け有權者を廻つて歩く、而して賛意の明確なる者には投票當日まで外出を差し止める、疑はしいのは拉し去つて事務所の倉庫内に押込めてそして叮嚀に優遇し、又は貸座敷に送つて遊興させる、頑として應ぜぬ者には恐喝横打無理往生に清き一票に加ふるのである。双方此の態度に出づるのであるから、赤白の肩章が有

權者の家に顔を合すれば無論の事、途上逢つても互に打ち合ひ斬り結ぶので其の危険は言ふまでもなく女子老幼は嗚を鎮めて潛んで居る。當時候補者中の有力なる者は正義派と稱して吉野泰三、自由派より中村克昌、何れも當選の榮を得た。

吉野と中村との大競争

其處で此の第三總選挙に於て瀬戸岡の候補断念となるやこれに代らんとする者は前記二名の外は無い、よしや此の兩名が國會議員とならざるも、石坂昌孝と共に關東政界に於ける自由黨の三副對と稱され識見智謀世既に定評ある者であつて、殊に石坂昌孝に至つては其の人格に於ても其の徳に於ても一頭地を抜いたる傑物であつた、故に石坂は第二議會より勞せずして議政壇上の人であつて這般の選挙にも石坂のみは別として瀬戸岡に代るべき他の一員を得るに苦心するのである、と云ふのは吉野が正義派の旗幟を立つるも亦は吉野自らの考案で中村と共に同じく自由派であるのみならず、其の根據地も同じく北多摩なるを以て、茲にこれを争はしむるは兄弟相打つも同様のみならず、郡民も亦兩分されて從來の團結力を削減し、隨つて郡の平和

を破壊するの因を作す、故に二者一を公認するに於ては何れかの一方は譲歩せねば圓滿の解決を見る事は出来ぬ、郡民の苦心は即ち此處にある、結局黨の幹部に訴へて其の調停を望んだ、幹部は兩者に理非を説いて處決を促した、併し其の實は郡有志も黨の幹部も吉野を次回に立たせ、中村を當面の候補者として立たせたいので其の色彩は既に現はれて居たのであつた、二者共に之れを感じて居るので、黨の表面的調停には二者共に明答を與へなかつた、疾より之れを看破した吉野としては甚だしく屈辱を感じた事は論を俟たぬ、此の上は黨の力を借らず自分は自分の力に因つて仕れるまで奮闘せねば男子の面目何れにあるかと、既に府會議員選舉の際自ら正義派と稱して統率せる富澤松之助、小柳九一郎、秋本喜七、砂川源吾右衛門等を參謀とし斷然立候補の旗を擧ぐるに至つた。一方中村に於ても周圍の有力者に因つて推薦せられ立候補を宣言した、之れ三多摩政界動搖の一波であつた、茲に於て郡政界の中堅たる石坂一派の有志政客は大いに黨の前途を憂へ、兩者の調停に力めて見たが遂に不成功に終ると同時に兩者は均しく陣頭に馬を起て、奮闘努力する所血を流すの慘劇を演じたるも、榮冠は中村克昌の頭上に飾られたのであつた。此の兩者の人格を約言すれば吉野は勇氣満々たる人、中村は謙讓自制的の人で自ら事を好むの徒ではなかつた。當時其の對敵たる吉野

の落選を聞くや暗然涙を湛えて同情せりと云ふ、此の純真なる態度にして始めてより以上の人を動かして勝者の地位を得たのであらう。時は明治二十七年三月一日であつた。

當時政界の分野を見るに、第四議會より條約論即ち外人に内地雜居を許して可いと云ふ意見と、不可とするの論で衆議院の多數は雜居許究論であるが、中に非雜居側の保健主義者があつて條約の履行を論じて政府に迫つた、其の要點は、居留外人に條約外の利益を與へ鼻息を窺ふが爲めに外人の行動甚だ放漫に流れて居る、畢竟政府が條約執行の緩急なるが爲めて、隨つて國家の威信を傷つける、故に斷乎として條約の執行を嚴にせよと肉迫し、大に國權論を政界に鼓吹した、これには雜居派の改進黨初め其他の進歩主義者も異議はない、且つ政府攻撃の好材料であるから、敵も味方も此の保守主義者と手を握つて政府に當つたが、獨り自由黨だけは此の履行論に與みしなかつたのは太陽中に黒點を見るの感があつた、即ち自由黨が伊藤内閣に接近するの道程であつたらしい、併し大勢は動かすべからず益々履行論は熾烈を極めた。

爾來政府が政治團體に對し頗る神經を失らし嚴しく眼を光らしく取締るに至つた、先づ對外硬派たる大日本協會には治安妨害として解散を命じ、他の諸團體にも政社と非政社の區別を明かにすべしと嚴命した、其

處で國民協會は國民政社と改め、同志俱樂部と同盟俱樂部とは、同志政社、同盟政社と改稱したが後合同して立憲革新黨を組織した、此の際自由黨中の硬派を以て任ずる長谷部純孝、武富時敏などは脱黨して之れに就いた。

而して此の革新黨と國民政社及改進黨三派は、強硬な對外政策と責任内閣の完成とを大綱として第六議會に臨むべく結束した、只自由黨のみは之れ等と行動を與にするを避けた。

此の故に地方政客にして自由黨の主義を賛し一意勇奮した者は、右の態度を快しとせず黨に服せざる者少からず、或は脱黨者を出して内紛頻りに起こるの餘儀なきに至らしめた、彼の瀬戸岡が改進黨に走つたのも起因は地盤信望の失墜によるとは言へども、一面自黨の前途に考ふる所も有つたであらう、兎に角自由黨の方針は第五議會に於て一轉機を來たしたものであつた。

武相同志の聯絡保持せし神奈川通信所

多摩に於ける熱血男子の結晶たる融貫社は、大阪事件の爲めに其の幹部たる新進氣鋭の士は盡く入獄の身

となつた、殘る血氣の青年等は自由黨には入つては居るが主腦石坂は別として當面に立つ指導者を失つては脾肉の敷に堪へぬ、時は二十年の交であつた驟然として起つた者は内藤武兵衛を始めとし主要人物は村野榮吉、田中力、小林儀兵衛、小川平吉、横溝彌一、秋山文太郎、同林太郎、齋藤寅吉、乙津良作、小谷田元一等で國家の爲めに身を賭して當らんと神明に誓つて起ち立憲青年自由黨を組織する事に着手した、其の九月森久保作藏は大阪事件の豫審免訴となつて歸郷した、爲めに前記の青年等は大に元氣を作振して活動を開始する事となつた、茲に森久保は神奈川通信所の名に由つて一結社を起した。當時三多摩は神奈川に屬するを以て神奈川を冠したのであるが其の實質に於ては三多摩の青年結社にて即ち多摩の自由黨である、其の創立及び維持費は縣議員又は有志より募り、特別の金穴としては七生村の資産家にして株式にも關係する土方啓次郎であつたが森久保自らも少からぬ私財を擲つた、此の創立に際して「人に寄附を仰がねば成立せぬやうなものならば廢めた方が好からう」と反對の旗幟を鮮明にして者は縣議員中獨り吉野泰三のみであつたので森久保は素より同志は大に含むところがあつた、勿論主義を異にしたからでもあらうが此の時より兩者の間には深い溝が刻まれたのである。

關東自由黨として全國に軍きを爲し、三多摩壯士として天下を震憾せしものは一に此の通信所の創始と活躍とに俟つものが多かつた、若し之れが無かつたならば關東の自由黨を辛辣なる干涉壓迫の利敵の爲めに刈除の運命に類したかも知れない、信と義とに生命を賭した彼等には迫害も兇刃も顧みず一蹴來る毎に一勇を増進すの意氣で撞横暴戾な政府に抗し、一面には自黨の聯絡を圓滑にし結束を堅うする事に力め、一糸亂れず黨の中堅として西叫東呼日も亦足らず民衆の擴張に努力した、中にも内藤武兵衛、久保田久米の如き率先して當面の衝に當つた。其の勢力は日を追ふて偉大となるに従つて官憲の恐怖も亦偉大で遂に解散を命ずるに至つた。

神奈川俱樂部の組織

命に應じて通信所を解散するや更に神奈川俱樂部を組織したのは翌二十年であつた、主唱者は森久保作藏を始めとして志村慎一郎、天野政立等で監督として中島信行を起し、相談役には石坂昌孝、村野常右衛門を仰ぎ。森久保、志村、天野等は幹事となり、鈴木稻之助、黒部與八、今村角太郎、福島辰次郎等評議員と

なり、會員四百餘名を有し勢ひ更に加はつたのである、従つて官憲の壓迫も益々加はり、爲めに費用を要する事月額三百圓以上に及んだ、當時の三百圓は決して僅少の金位ではなかつた、何故に斯かる費用を要せしかと云ふに、會員に對する官憲はより多くを拘留又は入監せしめて氣勢を削ぐと云ふ事が常套手段であつた故に巡査との應對言語が無禮で有る位で引致し巧に罪名を附しては監獄に送るのであつた、典獄も亦官吏の端くれとして會員を憎む事甚だしく、左なきだに粗悪なる食物の上にも手加減が及ぶ爲め絶へず差入辦當を送り込む、此の費用が莫大なものであつた、到底有志の贖金のみには足らざるより森久保は常に金策に忙殺さるゝの状態であつた、斯くして辛くも持續し來つたが二十二年又解散を命ぜられたので直に武相書籍館に移したが又之れをも解散せしめた、これに見ても官憲の措置が如何に暴戾であつたかと驚はれ、一方同志の苦辛艱難又想像に餘りある。

三多摩郡境域變更問題

明治二十六年三月の交に於て神奈川縣管下たる南北西多摩三郡を東京府に編入さるの議熟して發表さるゝ

や、郡民の驚愕は殆んで敵國の爲めに侵略併合さるゝが如き感に打たれた。前年の選挙大干渉に悪戦苦闘し、瘡痍未だ癒えざるに當つて、今又此の問題に逢着する、多摩の地又多事なるかなである。先づ當局が示す變更要領を記せば左の如くである。

神奈川縣下西南北多摩三郡を

東京府管轄に更替するの要領

此更替を促す原因一にして足らずと雖も主として此の議の起りたるは多摩川上水々路の便益に關するものは是なり抑々東京市街飲用供給の第一たる玉川上水は源流遠く山梨縣甲斐國北都留東山梨兩郡並神奈川縣下武藏國西多摩郡に發し同縣北多摩郡を通じて東京に入る其延長凡そ廿七里とす夫れ東京の地たる暨轍の下百貨の轉る所二百有餘萬市民の生息する大都會にして今や世の進運に隨ひ生活上最も必要たる水道改良事業に着手し日を追ふて其歩を進むるに當り深く將來を慮りかりしが経過を要するものは水源涵養如何と水路取締如何に在り其次は人民關係上の便利を得ると往來交通物貨運輸上の捷路を開くに存せり、請ふ答より其得失の

在る所を略陳せん

水源涵養の事たる方今最も急務中の急務に屬せり何となれば水量の需用日々に多きを加ふるあるに之が水源は次第に涸渇し水量は彌々減殺するの實あり從來此の上々量は羽村堰入口の平量毎秒時四百四十一立方尺にして上水路を経て本市に達し其殘餘は上水路左右十九ヶ所に分れて五郡五十餘ヶ村に供せり今回水道改良の設計も亦之に標準す然るに近年減水甚だしく獨り定量を得難きのみならず明治二十一年二月の如きは多摩川本流にして僅々百八十一立方尺即ち上水平量の半はにも及ばざりし事あり又客年春季の如きも定量二分の一まで減少せし事あり水源改良工事業漸く就り不幸大減水の事あらしめんか工事爲めに廢せん是れ今日に於て水源涵養の方法勉めて之を講究せざる可からざる所以なり

水源を涵養し水量を増すは東京市街飲用水料の爲めのみならず上水沿岸五郡五十餘ヶ村の休戚にも關せり若非常に減水するに遇はば止を得ず市街灌漑飲料の幾分を減殺して以て一時市内の急需に應ぜざるを得ず此時に當り水樋口を閉鎖する等の事あらば爲めに困難を被るもの決して尠少にあらざるべし是れ實に水源涵養の方法を忽にす可からざるものたり

水源涵養の事果して如何に往時にあつては一定の輪伐法ありて年々交互平均に伐採し栽植に怠らずし慣習上自然の涵養林たりしと雖新後、古制止み新法未だ布かれざるに當り一朝林伐の價額を得ば樹齡の少長を問はず競ふて濫伐し復た種裁造林に意なく儘荒廢に屬し延いて異常の減水を見る個は連年水量實測表に於て明かに示す所なり

民林をして涵養林たらしむる固より容易に行はれ難しと雖も能く其流域を究め雨量氣候土壤地勢樹種等一々之を調査し水源止砂支石防害等の爲め要用なる個所は水道屬林として買收し之を保護するか或は國土保安林に組込むか其の宜しきに隨つて適當の制を設けざる可からず

東京市の戸口月に日に増加し加之工業製造の發達著しきものあり此勢を推移せは彌々多量の用水を消費するに至らん

幸ひに水源涵養宜しきを得るも個は將來に期すべきのみ今時の如き屢々減水の災厄に遇はば爲めに名狀すべからざる困難を來さん、是等の點に於ても豫防の方法を講じ保護林の制を立ると同時に水源深林中の溪澗を撰擇し數ヶ所の貯水池を設備し冬季田圃の分水を要せざる場合に於て雨雪又は河水を集貯し以て夏時非常

の變に備ふるの計を爲さるべからず上流域取締上に於ても猶水源涵養に於けるが如く暫らくも猶豫爲し難きもの多し夫れ多摩川上水たる固より善良なる水質なりと雖も二十有餘里の長きを廻轉流下し其間に於て或ひは汚物混濁なきを知らんや然るに此流域たる其轄廳を異にするより未だ適當なる方法を得ざるもの多し既に明治十九年虎列刺病流行の時の如き神奈川縣西多摩郡長淵村（羽村上水引入に口對する上手の村落に）虎列刺患者の汚穢物を放下したる者ありとの急報に接し本市は固より宮内省の如きも御用水に萬一の變ならん事を恐れ非常の奔走急遽に下流を横斷し辛ふじて害毒を侵入せしめざりしと雖も是れ僥倖にして免れたるも、思ふて此に至れば今に於て寒心す是れ平時に於て取締法の行届かざるに依らずんば非ず方今東京府の管する所は羽村以下久我山に至る五里内外に止まり夫より上水敷地敷歩の内に過ぎず上水敷地以外及引入口以上は舉つて神奈川縣の管轄に委するを以て監督取締の効果決して十分と望む可からず若しそれ非常必要に際し東京府令警察令等を發し禍害を未前に防がんとするも如何せん他管人民をして之を遵守せしむるの困難なる常に隔靴の憾なき能はざるなり

汚濁防止の事に於ける至難の業に屬すと雖も事固より放擲す可からず宜しく術を以て之が改正方策を講ず

すべし誠に其梗概を擧ぐれば

人畜排泄物又は蓄積せる廢棄物より發生すべき多量の有機質を混濁なせしめざる事

下水の河流に排出するを防止する事

狭山池助水を處分する事

上水揚處兼用道路を敷地外に移す爲め土地を買上ぐる事

水汲場を改修する事

水路の架橋は補助費を給し橋脚を省かしむる事

水番人詰所數ヶ所を増設する事

是等數件其着手に順序あるべきも豫め成功を期すべきものなり而して土地買上の如きは河流排出物防止の如き其他多くは是れ管轄一に歸し制令岐分せざるに非ざれば行ひ易からざるなり、

東京府警視廳より水樋道に關し陸々令達ありて其取締に嚴密なり而して其事の上流水源に及はざるは昔に事の缺點のみならず或は本を捨て末を收むるに似たるの慨なき能はざるなり

以上水源涵養流域取締の方法は實に百世の長計を立てるものにして又一日も後る可からざるものなり

上水線路大率西北二郡に連且し分水關係の町村甚だ多し而して狹野の通筏の如き上水架設の橋梁修葺の如き上水敷兼用道路修理の如き悉く東京府廳に出願す可きものにして故らに神奇川縣廳を經由して之が許可を求むるは實に無用の手数たり之を一管に歸するは其煩ひを取らずして可なり加ふるに彼彼の情意通ぜざるより用水取入口工事等に對しては苦情を唱ふるありと其他種々の事情も管轄を同じふする時は自ら融解せん殊に地形上よりするも物産販賣上に於けるも其大概は便利を加ふるもの多からん

南多摩郡は上水流域の事に關せずと雖も西北多摩郡と多摩川を隔て、境界をなし治水上の關係に於て分離す可からざる地勢に在りて居常其赴く所を同じくせり已に西北二郡にして東京府に歸するものとすれば同より南多摩郡のみをして獨り他に往かしむべきものにあらず蓋し民意のある所と亦均しく他二郡と進退を共にするにあらん加之而已ならず南多摩郡の各町村たる西北多摩二郡と共に其物産は大抵東京府に輸入し其の産額又た少にあらざるなり

上水水利處分上一管轄の下に歸するの便益あるを認めたり而して此の境域變更の爲め地方經濟に於ては如

何なる異同を生ぜしめ如何なる損害を興ふるやの恐れあらんか然るに此三郡の地たる東京府管轄に屬する東多摩郡と合せ舊多摩一郡の地にして形勢習俗俱に相似西北二郡は水路沿岸に在り東京に接し南多摩郡の地は甲州街道に沿ひ物産の販路を東京に取るを以て運輸極めて頻繁なり寧ろ利便なるも決して不便なけん今地方經濟の點就て兩官下の地方税賦課額に於ける孰れが多くて、孰れが少きやを按ずるに又大差なしと云ふてよからん單に地方税の一戸當りを以てするときは稍東京府に於て多きを見るも是は東京府に於ては其土木費の如き町村費を省きて地方税に移し神奈川縣に於ては全く之に反せり彼れに少ふして此れに多きもの此れに少ふして彼れに多きものなり其詳細に至りては別に記する所もあるを以て茲に之れを省く

と云ふにあるが、從來政府が多摩に下すの手は苦酷辛辣を極はめてゐるので問題の是非を考査するの邊は、只分離と云ふ一語に於て既に大なる刺戟を興へ反對の氣勢は各所に起つて、各町村役場に集合して早くも事態急かならざる空氣は漲つて來た、是に於て有志は東奔西走して輿論を戒め、具體的反對理由書を作製し、反對者の連署を作つて當路に提出して、而して示威運動に移る事となつて夫々部署を定めて着手したのであつた作製せる反體具體案は左の如し。

境域變更法律案反對理由

第一 神奈川縣と東京府とは元來民情風俗を異にするのみならず東京府の郡部は府下に接近し平地坦途隨つて收利多し多摩郡の如きは山林多く土地僻陬にして府民と利害を共にすべきものに非ず地方經濟に就ても亦多額の差違あり即ち第一別表の如く戸數割に五倍〇一四七地租割に二倍二分七厘の増加を來すに因り到底東京府地方税の負擔に耐えざる事明かなり是れ三多摩郡人民が此變更を不利とする所以なり。

第二 神奈川縣は現在一市十五郡なるも郡部は地租七十二萬二千七百九十圓九十六錢八厘(山林を除き)人口は八十二萬三千六百二十七人にして三多摩郡は地租人口共に第二別表の如く多數を占め居り右三郡を分割するときは地租に於て五分の一強人口に於て四分の一弱を減じ一縣の經濟に大關係を生じ地方税負擔を重からしむること瞭然たり。

第三 東京府水道改良事業に對しては監督上水源の涵養保護森林濫伐の取締に付境域の變更は必要なりと云ふも數百年の今日に至る迄著しき害ありしを見ず若し行政上不便ありとせば是等の取締は行政廳互に合議を

遂け其權域を定むる等便宜を計圖するの方法他に途なきにあらざる然らば則ち右等の不便決して之れなきもの
 と思考せり。

前項の如き不利なる神奈川縣人民の不幸を顧みざる有害無益の法律案なりと云はざるを得ず之れ該法律案
 の廢棄を希ふ所以なり。

東京府郡部及神奈川縣郡部戸數割稅及地租割稅比較表

年 度	東京府郡部		神奈川郡部		差	
	地租割	戸數割	地租割	戸數割	地租割	戸數割
二十四年	一圓二付	平均一戸ニ付	一圓ニ付	一戸ニ付	一圓ニ付	一圓ニ付
二十五年	三〇〇一	一、〇二二餘	一、一四厘	一九〇厘	一八六厘	九二二、二
平均	三〇五	一、一九三四餘	一五二	二五〇	一五三厘	九四三、四
平 均	三〇二五餘	一、一〇二八餘	一三三	二二〇	一六九厘	八八二、八

第二號表

郡 名	村數	大字數	地 租 (田畑宅地)	戸 數	人 口
西多摩	一三	九八	二六、五七九、九一九	一一、三〇九	六三、五二五
南多摩	二〇	一三五	六六、八五八、九七〇	一四、九五五	七六、九二七

北多摩 二一 一二七 六四、二七五、五五八 一二、六一九 七六、四九五
 計 六四 三六〇 一五七、七一四、四四七 三八、八八三 一二六、九四七
 今回神奈川縣東京府管轄境城變更法案に對し神奈川縣西南北多摩三郡を東京府管轄に屬する時は同郡人民
 負擔の輕重に付該案賛成者及び反對者に於て全く正反對の比較表を製し各正否を争ひしが今回政府より衆議
 院司法案特別審査委員に送付したる内務省の取調なるものを閱するに多摩三郡を東京府へ編入するとき三
 郡人民負擔左の如し。

自二十一年度 三ヶ年間平均地方稅員擔額
 至二十三年度

總 額

東京府郡部 二十萬五千五百十圓三十六錢三厘

神奈川縣郡部 二十八萬二千七百五十二圓五十六錢六厘

差引東京府の増加は一人當り二十八錢九厘

自二十二年度 三ヶ年間平均町村稅員擔額
 至二十四年度

總 額

東京府郡部 十一萬五千三百六十九圓四十九錢

神奈川縣郡部 十一萬六千三十八圓一錢四厘

一人當り
 三十八錢
 五十錢一厘

差引東京府の減額は一人當り十一錢五厘
右の如く地方税に於て東京府の増加一人當り二十八錢九厘町村税に於ては東京府の減額十一錢五厘なれば
今町村税及地方税合算するときは差引一人當り十七錢四厘東京府の方増加する割合なり之に依り多摩三郡が
假りに東京府の管轄に屬せりとする時は現在同郡總人員二十三萬三千八百二十七人に負擔の重きを加ふこと
四萬六百八十五圓八十九錢八厘なり今多摩三郡が管轄變更により一ヶ年間に右の増税を負擔するときは同郡
人民が此法案に反對して止まざること故なきに非ずと云ふ可し。

東京府民飲料水の欠乏を防ぐは難きにあらず

今回政府が東京府神奈川縣境變更法案を提出したる理由の主眼中には將來東京府水道の水量減少を防ぐ
こと、其の一に在ることなるが今水道沿岸の人口にて此事柄に精しき人の談話を聞くに該水道の水量減少し
て東京市民が需要に不足を告ぐる事と現在の儘にて後數百年以内には必ず遭遇することなる可しと其理
由は現に政府提出の管轄境變更法案の理由を見ると多摩川本流より該水道に注ぐ可き水量は最も減少した

る時にして尙ほ百八十六立方尺の量あるよしなるが此水量は之れを横濱水道に比較すれば殆んど數萬の人口に供給し得べし然れども現在に於て時に東京市民が水道の水量不足を感ずることあるは全く上水々路に於て十九ヶ所餘の分水口より多量の水分流するに依る、而して右分水口より流出する水は沿岸人民に必要なものとならざるものとあり現に分水口より分水を求むるは沿岸人民の灌田飲料に必要なるとき東京府應に頼む少量の價格を以て之を購求するものなれども其價格餘りに少額なるを以て沿道人民は格別必要なきに多量の水分を求め居ること幾可なるを知らず或者は一旦分水口を購求し數百倍の高價を以て之れを以人に轉賣し不當の巨利を博するものなり或者獨に分水口を大口にし多量の水を盜取するものあり斯の如き不取締は水道沿岸に於て往々あることなれば是等の取締を嚴重にするときは新宿大木戸水門に入る水量は殆ど數倍するが故なりと云ふ。

縣會議員の反對理由書

今回政府より帝國議會へ提出せられたる西多摩南多摩北多摩三郡を分割して東京府管下に屬せしむる法律

案は事甚だ唐突に出我縣下人民の驚愕する所なることは勿論三郡人民に在りては特に一大驚慌を來せり想ふに此案の如き我賢明なる帝國議會諸公の排斥せらるゝこと、信ずと雖も我縣人民に於ては深淵に臨み薄氷を踏むの感あり故に謹んで理由を具し高明の省察を仰ぐ實に已むを得ざるなり、

抑々三郡の地たる維新以降已に二十餘年神奈川の管轄に屬したるを以て全縣其人情風俗を同じふし特に我ら唯一の物産たる繭生糸の如き南多摩郡入王子町を以て中心市場となすを以て縣下多數人民の輻輳する所なり其關係する所實に輕からず今一朝之れを分割して東京府に屬せんか實に人情に反するの甚だしきと謂はざるを得ず、且つ多摩三郡は實に神奈川縣の財源の府なれば若し三郡を分割せば神奈川縣は其財源を失ひ自治の基本を缺き而して三郡は東京府に屬するを以て過重の負擔を受けざる可からず(別表參省)

我縣人民及び三郡人民の驚愕措く所を知らず之れ該法律案に反對せざるを得ざる所以なり
本法案の主張する所は東京市水道の爲めにするにあり夫れ水源を濫養し若しくは汚濁の流水を防止するが如き敢て之を管轄に屬せしめざるも其途なきに非ず然るに單に此一事を以て縣下九十萬衆の幸福を犠牲にせんとするが如きは不條理も亦甚だしと謂はざる可からず、之を要するに本法案は縱令幾分東京府に利する所

ある可しと雖も其神奈川縣に害することを實に甚しものと謂はざる可からず、故に願はくは公平の議を以て速かに該法案を否決せられんこと縣民等希望の至りに堪へず。

神奈川縣々會議員

明治二十六年二月二十六日

謹白

土方房五郎
武藤佐太郎
木崎雄藏
小島貞雄
添田知義
河田周藏
森市左兵衛門
長谷川彦八
森谷榮三郎
水島保太郎
長谷川豐吉
鈴木稻之助
鈴木金次郎
渡邊庄次郎

小林儀兵衛
瀨野伊兵衛
天野藤三郎
小泉太一郎
原文次郎
穴澤與十郎
難波惣平
志村大輔
佐藤政吉
曾根田重兵衛
今井德左衛門
黒部與八
長谷川龜樂
大谷嘉兵衛

井上吉之助
内山安兵衛
岡部芳太郎
飯田快三郎
鈴木林藏
鈴木清八
平野清茂
永野小左衛門
金子小左衛門
大貫彌七
吉田清太郎
小澤衛平
小泉毅左衛門
長崎俊信
來栖壯兵衛

中山 太郎左衛門
左右田 金作
露木 要之助

石川 養造
小澤 勝藏
石井 八郎右衛門

增田 增藏
會田 八十八

昨日發兌の府下二三新聞を見れば、神奈川縣廳の取調べと稱し神奈川縣下三多摩郡と明治二十五年年度經費豫算を掲げ、其の收支比較を掲げたるが其の内西南北多摩三郡は地方税より支出の超過せること四千二百一圓三十五錢三厘にして明治二十五年年度に於いて此金額だけ他十二郡より補足することとなり此事に付いては不審を懐くもの少からず、仍て神奈川縣會議員森鏗三郎岡部芳太郎平戸清八氏は直に神奈川縣廳に出頭し各項目を審査したるに果して右計算書には土木補助費の項に於いて南多摩郡の分九千九百八十五圓六十三錢だけ誤りて記入せるを發見したり依つて右金額を控除すれば却て西南北多摩三郡より他の十二郡へ五千七百七十四圓二十七錢七厘を補足することとなるなり而して廿五年年度は西多摩郡に於いて二三ヶ所北多摩郡に於いて一ヶ所の道路開鑿工事あり又多摩川は數回出水の爲め臨時急破の治水費二回の追加を爲し三郡とも平年より地方税の多數を要したるに關せず尙多摩三郡より他郡へ五千有餘圓を補足するを以て見れば平年に於いては三郡より他郡へ支出する金額は實に僅少に非ざるを知るべし。

明治二十六年二月二十六日

神奈川縣郡部地方税

東京府郡部地方税

年度	神奈川縣郡部地方税		東京府郡部地方税	
	地租割 一圓ニ付	戸數割 一戸ニ付	地租割 一圓ニ付	戸數割 一戸ニ付
廿二年度	一三〇〇	二二〇	一三三〇〇	七二七二餘
廿三年度	二〇五〇	二八一	三〇三二〇	一、二二九三餘
廿四年度	一一四〇	一九〇	三〇〇〇〇	一、〇一二三餘
平均	一四九六	二二七	二七八七三	九八六二〇
平均一戸	平均人口一	平均一戸	平均人口一	
廿三年度	二五二、〇二三、三五七	一、六六四	三〇〇	九四、三八六、〇八四
廿四年度	二五六、三九〇、六三〇	一、七二〇	三〇三	八八、八四二、五六五
平均	—	一、六八七	三〇五	—

(此統計は東京府地方税は廿四年一月府廳告示第二號廿五年一月告示第二號及郡部地方税收入精算報告書に依り又神奈川縣地方税に關しては同縣公報より採録す)

神奈川縣郡部町村税負擔額

東京府郡部町負擔額

(東京府町村費は東京府第一課吏員川上屬に付取調べたるものにより地方税補助額は重復するを以て實際負擔する所の地價割戸數割營業割所得税附加の課目によりて算出せり神奈川縣町村費は廿三年度は廿四年一月神奈川縣公報第四百六號町村費出入豫算報告を採り又廿四年度は神奈川縣第一課長矢野屬に付き調査せり)

説明

本表に依りて考查するときは地方税に付ては神奈川縣よりも東京府の増加すること人口一人に付十九錢一厘四毛なり、町村費に就ては東京府より神奈川縣の増加すること人口一人に付一錢六厘五毛なり、依而今後地方税町村費を合算するときは神奈川縣よりも東京府の増加すること人口一人に付十七錢四厘九毛なりとす、右の割合なるを以て神奈川縣多摩三郡が東京府に屬するときは現在三郡人口によりて計算すると實に一ヶ年金三萬七千九百四十二圓九十八錢一厘の増税を負担せざるを得ず、因に言ふ國庫下渡金の事に付ては二三の比較表を見るに之を掲げたるものあれど實際地方税収入は之を除きて計算すべきものなるを以て人民負擔の輕重に關係なければ本表は之を顧みざる事とせり。

これに對して三多摩郡内及び他郡よりの政府案賛成者の反駁理由は左の如くである。

境域變更法律案賛成理由

今般政府より帝國議會へ提出せられたる西多摩南多摩北多摩の三郡を分轄して東京府管下に屬せしむる法律案は至極適當にして三郡人民の宿望する所なり然るに聞く所を以てすれば少しく之に反對を試むるとありと斯かる明著なる大理由の存する所大勢の歸する所其事の行はる可き敢て嘆言を要せざる可し故に我々は之が辯解を須ひずして單に我々郡民の夙に希望して已まざる要點を略述し以て當路者及他大方の留意に請はんとす。

此三郡の地たる現今の管轄境域を以てする時は其北部に位し甲州街道に沿り往來し物産運輸も陸路より東京に出だす是を以て他の郡市と痛痒を異にし之を管轄を共にするは吾に其不便を感ずるのみならず無用の財と無用の時間を費すの恐れあり之を東京府管下に移さんか其郡市と直接の關係を有するもの多く便益を得る所實に莫大なりとす。三郡の地は東京府管下東多摩郡と元と一郡の地にして利害感情を同じふする所其任原郡に於けるも多摩川一帯に沿ひ流域を共にし水利の便運輸の利俱に之を同じふせり従前に於て既に斯の如し

是を以て郡民屢々管轄替を請願して已まざりし別して、日に於ては諸物産大に開け其販路を悉く之を東京に取れり特に甲武鐵道開通以還は大に形勢を改め彼我の間往來繼るが如く且暮相接せり、若現今の儘にて更替するなきか三郡人民は常に道を東京に取り更に神奈川縣廳に至るの不便あり横濱の地たる繁昌なるも元と是れ又市場なるを以て直接の關係ある稀に見る所にして東京の密接なる關係あるに同じからず、然らば三郡人民は單に管轄廳のあるを以て此迂遠の地に往かざるを得ざるの不便を受く其不便は暫らく忍ぶべくも無用の時間と無用の費を費すに於ては人民保護上國家經濟上之を更替するの必要ある固より論なかるべし。郡民の便不便前述の如し而して官吏郡村吏に至る迄常に迂路を取て往來するの不便あり其他諸官衙裁判上學校教育上諸般衛生上親族交際上の事皆悉く東京府管轄の下に屬するを希望するの原因を爲すものなり而して地方經濟の點に於て地方稅町村稅に於て却て東京府に屬するの輕減あるを見るものとすれば斷じて今日を以て此更替を爲すの大時機なりと信せり。

願くは公平至當の議を以て速かに該法律案の通せんことを此處に總代の名印を記し郡民希望の誠意を表し候、敬白

明治二十六年二月二十三日

神奈川縣西多摩北多摩南多摩三郡有志總代

砂川 源五右衛門	吉野 泰三	指田 茂十郎	内野 奎左衛門
西山 政重	中村 半左衛門	岸 宇左衛門	下田 遊龜藏
渡邊 九一郎	内藤 次左衛門	花形 長之輔	串田 儀八
平林 定兵衛	忍足 常吉	渡邊 武四郎	小柳 九一郎
矢島 次郎左衛門	清水 浩平	槽谷 良甫	田村 半十郎
紅林 徳五郎	外千五百七十九名		

東京府神奈川縣地方稅町村稅比較表

年度	東京府 郡部	神奈川縣 郡部	地租割 差	戸數割 額
二十四年	地租割 一圓二付	地租割 一圓二付	一圓二付	戸數割 一戸二付
二十五年	地租割 一圓二付	地租割 一圓二付	一圓二付	戸數割 一戸二付
平均	地租割 一圓二付	地租割 一圓二付	一圓二付	戸數割 一戸二付

右に掲ぐる所は東京府及神奈川縣境變更に關する法律案に對し反對する理由書と題し配布せし所のものなるが一たび之を見て大に驚き再びするに及んで大に其粗漏なるを知る依つて府會縣會の決議する所の書類

を以て精確に調査するときは左表の如し請ふ之を疑ふ者あらば府令及縣令に就き之に對照せよ。

年度	東京府郡部 地租割 戸數割 一圓二付 一戸二付	神奈川縣郡部 地租割 戸數割 一圓二付 一戸二付	差 地租割 戸數割 一圓二付
二十四年	三〇〇	一四四	一八六
二十五年	三〇五	二〇七	九八
平均	三〇二・五	一六〇・五	一四二

今回の法律案に對し反對を唱ふるものは社撤の調表を以て三郡を東京府に屬せらるゝ時は三郡人民は重税を負担すると云ふと雖も其結果たる却て輕税なりとす故に各郡部の收支を明細に調査して左に掲載參考に供す。

科 目	東京府郡部 一人當	神奈川縣郡部 一人當	一人當 一人當差額
地租割	八一、八二四、四八五	一四九、六二一、五〇六	一七五、六
戸數割	五七、九七一、九七七	四四、八二一、八九四	五二、六
營業稅	二五、五六三、八三六	七六、三七三、三一七	八九、六
雜種稅	八八、八四二、五六五	一一九、〇三八、六〇三	五〇八、一
通計	二五四、二〇二、八六三	七六七、九三八九、八五五、三二一	八二五、九同上

(備考) 町村税は神奈川縣に限り三多摩郡に係るものを掲げて一人當を算出せり、

以上の表に依れば神奈川縣各郡民の負擔ある地方税及町村税は東京府郡部に對し實に一人に付五錢八厘の重税なり。東京府及神奈川縣郡部負擔の地方税を以て各郡へ支出せし土木費を入口に對當れすは左表の如し

科 目	東京府郡部 一人當	神奈川縣三多摩郡 一人當	差額
土木費	六四、九八六、三七一	二二五、六毛 三一、三三二、一四一	一三三、七

(備考) 地方税支出にして郡市連帶土木費及郡部土木費及郡部土木補助費を合算せり。以上の表に據れば三多摩郡地方税より支出せし土木費は一人に付き金十三錢參厘にして東京府は金二十一錢五厘なり東京府の神奈川縣に對し甚だ多きこと金八錢二厘なり之れに依つて之を見れば三郡人民の東京府に屬するときは地方税町村税に於て年額一人に付金五錢八厘の減額なり又其地方の土木費に地方税より支出せらるゝ金額は一人に付金八錢二厘の多きにして收支差引ときは三郡人民の益する處一人年額金十四錢なり。

明治二十六年二月二十五日

地方税町村費賦課額比較表

種 目	東京府 一人當	神奈川縣郡部 一人當	比較 増減
地租割營業稅	一五四、四二七、一二七	四七五二	二二九、九八九、六六三
雜種稅戸數稅	一五四、四二七、一二七	四七五二	二二九、九八九、六六三
東京府増	二二〇		

町村土木費	二〇、三〇四、四一五	〇六二四	一四七、八七九、二九三	一六六四	同	減一〇四〇
町村土木補助費	一一、八六六、六三二	〇三六四	六四、六三四、四一七	〇七二七	同	減〇三六三
郡部に屬する警察費國庫下渡金	三八、七八二、三〇九	一一九二	一一、八六四、三〇二	〇一三三	同	増一〇五九

地方税は東京府の方神奈川縣より増加す、然れども町村費は神奈川縣の方東京府より増す割合なり

東京府は地方税町村費

一人二付

五拾七錢四厘

神奈川縣は地方税町村費

一人二付

五拾錢三厘三毛

即ち東京府より神奈川縣の減するもの七錢七毛なり然るに郡部に屬する警察費國庫下渡金は

東京府は

一人二付

十一錢九厘二毛 (凡十分の九)

神奈川縣は

一人二付

一錢三厘三毛 (凡十分の一)

右の如く國庫補助費は東京府に於て利益するもの一人に付十錢五厘九毛なれば東京府の地方税町村費の負擔額一人に付七錢七毛を警察費國庫下渡金より控除するも尙ほ東京府の人民は神奈川縣民の負擔額より一人に付三錢五厘二毛の輕税なりとす、

但し東京府は數年を期して監獄建築を起すに當り一ヶ年六萬圓を地方税よりせしも此二ヶ年は其年度に於て全く落成するものなるを以て本表には之を省きたり。

有志總代の賛成主意書

今回政府は神奈川縣北多摩西多摩南多摩の三郡を割ひて東京府に合せしむるの法律案を衆議院に提出せられたり而して其境域變更を要する理由は政府の理由書に詳なれば今更喋々を要せず然るに右三郡中の一派並に各郡に反對運動を爲すものあり其理由とする所左の如し、

第一 東京府と神奈川縣三郡とは地勢人情風俗を異にすること。

第二 東京府と神奈川縣とは地方税の負擔に差異ありて三郡を東京府に編入するときは三郡人民は其負擔に堪へざること。

第三 三郡を東京府に編入するときは神奈川縣地方經濟に異動を生じ全體の爲めに地方税の負擔を重からしむること。

第四 東京府水道改良事業に對し境域の變更は必要なりと云ふも數百年の今日に至る迄著しき害ありしを見すと云ふこと。

第一 境を出づれば地勢人情の異なるは免れざるの數なり三郡の東京府に對する地勢人情の異なる點を謂はば三郡の神奈川縣各郡に對する地勢人情も亦異なりと謂はざるを得ず神奈川縣各郡は概略平地坦途從つて收利多し三郡は之に反し山嶽原野多く沃土少し而して其地形何れも甲州街道に沿ひ互に利害の關係を共通し殊に甲武鐵道布設に従ひ兩地の來往一層の利便を得現今神奈川縣に往來する者と雖も先づ東京に取るの實況にして地勢自然の宜しきを得るものなり其人情風俗の如き從つて東京府に近しと謂はざるを得ず況んや三郡は固東京府の管轄なりしに於ておや。

第二 三郡を東京府に編入するときは三郡人民の負擔を重くすとの理由は地方税の一面を見て他の方面を見ざる人の言にして町村税に至りては神奈川縣の方途に東京府よりも多し其は東京府に於ては郡市町村の負擔すべき土木費は成べく町村税を省きて地方税支辦とするの慣例にして神奈川縣の慣例は全く之に反し却て成べく地方税を輕ふせんとするにあり故に之を平均するときは其大差なかるべきを信す。

第三 三郡を東京府に編入するも一縣の經濟に大關係を生じ地方税の負擔を重からしむるの虞れなし反

對者の云ふ如く三郡は土地僻險にして收利少きを以て地方税の負擔も亦多からざるは明かなる事實なり殊に多摩川治水費は縣下三大川中其の支出額第一を占むるものなれば他の各郡は三郡の爲めに却て負擔を重くするの事實なれば三郡を東京府に編入するときは却て一縣の經濟上負擔を輕くするの結果に至るべきなり。

第四 東京府水道改良事業に對し境域異りと雖も著しき害あるを見ずと云ふも現に政府の理由書中にも有る如く去る明治十九年中コレラ患者の排泄物を西多摩郡の某村に於て上水中に放棄したるが如きは今より追想するだに思はず寒心に堪へざるものあり是其の境域の異なるよりして自然衛生上の取締立たざるによる加之樹木濫伐の爲め水源の年々涸渇するが如きは其の境域の異なるより起るの弊害なりとす。

以上列記する所に依れば政府案に反對するの理由なきや明かなり生等は國家上よりするも地方上よりする其の不可なる理由を發見すること能はず是れ該法律案議會通過を希望する所以なり。

神奈川縣有志總代

高座郡	菊地小兵衛	川井考策	高橋伊三郎
伊東郡	柳原善政	飯田彌亮	山宮藤吉
橋本郡	飯田彰重		
鎌倉郡	松本良太郎		
三浦郡	戸井嘉作	前田善太郎	
久良岐郡	平沼九兵衛		
愛甲郡	石川淑	大矢武平	梅澤薫一
高部源兵衛			
横濱市	矢野祐義	高橋留吉	白井勝悟

以上の比較より考察すれば賛成派が有利の立場になつて居る、而して賛否両者の人物を考查すれば、反対派は悉く自由黨に屬する者で、賛成派は改進黨又は反自由派に於て連結されて居る。既に本問題は本郡民の利害關係は次ぎとして、此の勝敗は政派の消長に關する問題として重きを爲して來たので、紛擾は益々大ならざるを得ぬ、殆んど選挙大干渉當時の緊張味を以て自由派は躍起するに至つたのであるが、今官民賛成派の裏面を少しく記して置かう。

他郡有志の賛成裏面

何等直接の關係を有せざる愛甲、橋本、鎌倉、三浦、久良岐、高座、横濱等の市郡有志が多摩の賛成派に呼應して起つた事は、單に政派と條理の上のみに要因を置いのではない、實は縣會の權衡上より起つた事が第一原因を無したのである。元來神奈川縣會は常に多摩の議員及び有志に對しては勢力の上にも議論の上にも運動上にも總て壓倒され、全縣百事は殆んど三郡に因つて左右さるゝの傾きとなつて居る、之れ他郡の常に快々として樂まじざる所であつた、此際三郡が分離されて三郡の議員を縣會より一掃するに於ては、一は積年の餘憤を感ずるに足り、一は自己主張の行使を自在ならしむること云ふ快感に促されて大に奮起して賛同するに至つたのである。此の主謀者は茅ヶ崎の山宮藤吉であるが、常識から考へても縣の縮小さるゝ事は縣民の負擔が加重するのであるから有志は大に反対説を唱ふ事が正當であらねばならぬ。

第一神奈川縣には多摩川、相模川、酒匂川の三大川を抱擁し年々の出水に崩壊する護岸工事費は莫大なものである、若し三多摩を離せば其負擔分は盡く縣民に加重するので此の一事に於ても神奈川縣としては大なる

る損失である。然るを却て分離を賛成した事は即ち縣會勢力の争奪が主眼となつた事を明かに裏書きしたものである。而して山宮は彼れが絶倫の精力と熱心とを以て、各代議士を初め朝野の有力者を訪問して分離問題の賛同を説き廻つた、又山宮を愈々超たしむるに至つたのは北多摩郡の吉野泰三で、山宮は神奈川縣に於ける一勢力なるを以て若し同人に反對される時は遂行上大なる不利であると考え先づ山宮を説いた譯で、吉野等は自由派に鼻をあかせん爲きに反對し、山宮は縣會の勢力を把握せん爲めに反對したのであつた。

縣官と要路の裏面

時の縣知事は内海忠勝であつたが内海と多摩とは妙な宿縁が纏まつて居る。維新動亂當時江戸薩摩邸の同志は反幕軍が江戸攻撃を安からしめんが爲め先づ甲州城を乗り取らんと出發した時、代官江川の配下たる多摩の農兵は之を入王子に擁護した内海は、其薩摩同志中の一人で、農兵の佐藤彦五郎、馬場勘藏の爲に負傷し命からく逃げ去つたと云ふ歴史を有つて居る男だけに、多摩には悪感の有つて居ても好意を有つ譯はないのである、加ふるに政府の敵とするは多摩の自由黨で、選挙干渉當時は素より何につけても吏黨は憎まされ

てゐるだけに、官憲も亦事毎に復讐的行動を取つてゐる、其處で此の分離問題も多摩の自由黨が反對する事に於て、内海は神經を尖らして賛成派を援助するのである。

一方府廳側は何うかと云ふに、竹村議事課長の手に於て、三郡に對する既往四年間に亘る經濟状態を調査して居る、其れは竹村は元神奈川縣書記をして居り經驗から特に同人が此の衝に當つて精査し、分離は郡民の利益たる事を表示し、又水道課長福島甲子三は言ふまでもなく飲用水の關係上萬難を排しても府に編入せねばならぬと主張し、府會議長芳野世經其の他は山宮が運動して賛同せしめて居る。更に樞密院側は如何かと云ふに、本問題が起らぬ以前に於て議長橋本正隆は、今の豊多摩は元東多摩郡で此東西南北の四郡を合して豊島のを設置するの案を立てて調査中、早くも新聞に發表され物議を醸さんとしたので俄に中止になつた事があつた、其の位であるから府に編入する事は樞密院側でも異議のない状態にある。斯くの如く何れの方面に向つても反對派の有利な點はないので又更に自由派は惡戰苦闘の境に入らねばならぬ事となつて來た。之れより其の運動情況を記さう。

郡民縣會を襲ふ

比留間佑亮の危機

本問題がまだ縣會に懸つてゐる當時、郡選出の郡書記で縣會議員たる比留間佑亮及び中村半右衛門等は賛成者側なるを以て反對派は之を憎み、兩者が會て兵役事件に不法行為の有つたと云ふを名とし讒議を勸告したが恬として顧み、加ふに議員の賛成を誘導する等、反對郡民を益々憤らせ、此上は縣會に對し、示威運動を爲し、併せて二議員に鐵鎗を加へんと賛否採決當日は反對郡民數百名は神奈川縣廳前に押し寄せ鐵鎗を示したが突差の間に譲了した、事に馴た郡民中の十數名は手拭の端に鐵貨を包み平勢を襲ひて廳内に紛れ込み突然議場に闖入するや兩議院を目懸けて右の手拭を振り込んで亂打するや議場は總立ちとなつて騒ぎ出し大混亂となつた、比留間等は辛ふじて議場を免れ庶務課長室に飛び込み堅くドアを鎖して隠れた、壯漢等は素早く引揚げ彼れの退出を廳廳外に待つた、然るに比留間は裏門より遁れたと云ふを聞くや、數百名は手を

分けて各旅館は勿論彼れの關係者を家宅搜索的に調べ、一方停車場等にも手配を爲し夜に入るまで搜索した

が遂に捕へる事が出来なかつた。
比留間も斯くと察し意外の方面に身を寄せた、其れは横濱縣天境内の清元の師匠延葉古の家に隠れた、驚に辛ふじて危難を免れたのであるが、此の關係に一挿話がある。此の婦人が以前府中に居た時分三層村の高橋某と通じた、兩者は夫婦とならうと云ふ、高橋家では之れを許さぬ、彼の變更問題賛成派の題目たる砂川源五右衛門は高橋の因成て此の結婚には大の不賛成であつた、兩者は情死を覚悟した。砂川と常に行動を共にして居る比留間と中村の耳に入つたので兩人は切に砂川を宥めて一緒にする事に話を纏めた結果、家に入る事は家名に憚れば自由行動を取れと云ふのである、其處で延葉古は高橋を引取り横濱に移轉し自ら學費を支送つて高橋を大學に入れ修業させて居るのである。斯うした關係から比留間は此家に隠れ、延葉古も其の恩に報ゆる爲め身を賭してかくまふ事となり、三晝夜も戸棚に隠して居た、而して漸く危難を免れたが何時までも斯うしても居られず東京へ入らうと考へたが横濱驛に出づるは危険であらうと夜陰に乘じ程ヶ谷驛に廻つて乗車し漸く東京に着き日本橋式部小路の寶來屋へ潜伏したのであつた。

中央部の大運動

瀬戸岡代議士の豪語

三郡の反對派は殆ど業を休んで運動に着手し、東京芝罘川町に變更復舊事務所と云ふを設け、五人乃至十人づつ此處に詰めて策謀をめぐらし、示威運動として、西多摩郡民三百餘名の有志は東京府廳に押懸けて反對氣勢を示し、又選出代議士瀬戸岡爲一郎に頼つて此衆兩院の運動を爲す事とし左の陳情書を出した。

泣血百拜貴衆兩院議員諸君に哀告す

今回政府は神奈川県下西南北多摩三郡を分割して東京府に屬せしむるの法案を提出せり而して該法案の利害に付ては兩地人民に於て見る所を異にし各其の便否を爲すとして止まざること諸君の熟知する所ならん、抑々一府縣の管轄區域に付ては冥々の間に至要の關係を有し利害便否の分容易に判定し難きものあり、某等

親しく三郡に住居し多年神奈川県下に立しに拘はらず一朝風土人情を異にする東京府に屬するに至りては種々重大なる困難なきを得ず、熟ら該法案を閱すれば其の主要の理由は東京市水道に關すること抑々水道は東京市全體の飲料に供するものにして而して東京は實に帝國の首都宮城の在る所之を他府縣と同一視すべからざること某等之れを知らざるにあらず、豈自己輕微の利害に拘泥し以て帝都の休戚を顧みざるものならんや然りと雖も今日の事實に言ふに忍びざるものあり夫れ該法案や固より東京市に若干の利便之れなきにあらずる可し、然れ共是が爲には三郡人民の利害は豪も之を顧みずして可なる乎、水道に關する適當の處置に該法案を措いて他に途なきものなる乎、露々泣訴する郡民の困難を顧みずして一刀兩斷の處置に出ること或は止むを得ざるものあらん、三郡人民と雖も涙を吞んで之を忍はざる可からざる事あらん、然れども斯くの如きは周密の調査を盡すも他に適當の途なき時にして始めて然るものならざるべからず、然るに今や仕撰粗瀆の方法を専決し深く三郡人民の利害を考査せず隱密の間に計畫し議院の閉期切迫して議事繁劇なるを窺ひ突然提出する如きに至つては險険に非ずんば驟驟の極と云はざる可からず、嗚呼公平なる議員諸君幸に存在することなくんば三郡の人民は急遽狼狽殆んど爲す所を知らざらんとす、抑又危哉某等今日まで各町村長の職

を勤め管下行政の事に従ひしも郡民が該法案に激昂するの甚だしきを目撃し若し不幸にして該法案の通過することありて將來郡下に起るべき悲惨紛擾を想像する時は到底座して行政の務めを盡すこと能はず遂に各自其の職を辭退し以て府下に集まり諸君に泣告するの止むを得ざるに至れり、公明なる議員諸君何卒來辱人民の不幸を感察し該法案否決の運に至らんことを懇願に堪へず。

神奈川縣南多摩郡 八王子町長大平安三、小宮村長立川周藏、加住村長青木錦郷、川口村長坂本登名藏、元八王子村助役青木松兵衛、淺川村長小林駿兵衛、横山村長林藤藏、由井村助役尾川太吉、堺村長青木芳齋、志生村長加藤茂、町田村長澁谷龜藏、南村長松村有太郎、鶴川村長井上吉之助、柚木村長大澤信重、多摩村長富澤政賢、稻城村長原田所左衛門、七生村長土方篠三郎、桑田村長齋藤文太郎、日野宿長中島傳之助、恩方村長井橋辨重
同縣北多摩郡 砧村長飯島福太郎、三ツ木村長比留間邦之助、谷保村長佐伯幸四郎、立川村長井上善次郎、狛江村長小川清平
同縣西多摩郡 成木村長木崎雄三、小曾木村長宿谷磯吉、青梅町長瀧上悦藏、増戸村清水孫一郎、五日市町長馬場勘左衛門、西秋留村長瀬沼安兵衛、東秋留村長久保島源十郎、草花村長鹽野正作、大久野村長三澤三郎、霞村長山崎孫七、箱根ヶ崎村長村山信太郎、福生村長田村平在衛門、調布村長三田左内、三田村長板倉正發、吉野村長川上郡三、古里村長佐久間増太郎、氷川村長木村文吉、小河内村長杉田郡平、檜原村長吉野郡治、小宮村長栗原重郎次、三ツ里村長佐藤藏之助、西多摩村長中村喜三郎、戸倉村長岡本登久藏

今は只議會の賛否如何に決するまでに時機は切迫した、郡民は一に瀬戸岡を圍繞して成り行きを卜せんとするのである。瀬戸岡は有志に對し「該復舊問題は素より決死の覚悟を以て當たらねばならぬ、若し吾意聽かれざる時に於いては我れ又大に覚悟あり諸君幸ひに意を安んぜよ」と聲明し、懐中の短刀を示して「要は只これあるのみ」と、有志は此の痛烈なる語に慰められて議會の日程を待つのであつた。

瀬戸岡議場に姿を消す

時は第五議會に際し、衆議院議長星亨は全國取引所開設事件に就いて暮夜商人と密會して爲めする所であつたのは、議院の神聖を濫す者であるから除名すべしとの問題を惹起し。農相後藤家二郎、同次官齋藤修一郎等にも醜聞あり、これ官紀の紊亂であると官紀振肅の上奏となり、又は内地雜居問題、其の他重要問題山の如くて民吏兩黨を削る抗争であつた爲め一地方の問題は最終日に近づける二月廿八日議會上つたのであつた、併し反對郡民には重大事件であるから數百の郡民有志は早朝より傍聴席に入つて議案を待つのであつたが如上の諸問題に紛擾を極めて夜入り、而も六時頃に至つて地境變更問題は議事の上つた、反對案提

出議員瀬戸岡は反對意見を述べ大に力むる如くであつたが何故か議事の半に於いて彼れの姿は議席より消え去つた。腕を振り眼を睥して其の成り行きをうかがつて居た郡民は此の意外の出来事に呆然たる中、議事は水の流るゝ如く進行し一瞬間に可決した。郡民は殆ど發作的に總立ちとなつて喧騒したが今は脚馬も及ぶところではない、而して上院の様子は今や議員の退場せんとする際下院の廻送によつて上院議員西三條等は議員を呼び止め即座に可決したる事に見るも其の大勢は既に確定のものであつたのである。今衆議院に於ける黨別と賛否別とを記せば左の如くである。

黨派別	賛成	反對	缺席	議員總數
自由黨	54	74	15	89
國民協會	28	31	22	67
改進黨	17	38	6	37
無所屬	13	18	10	35
同盟俱樂部	16	0	1	27
中央交渉會	5	6	9	25
芝集會所	0	5	4	15
東洋自由黨	0	5	0	5
通計八派	133	110	57	300

僅に二十三票の差に依つて反對派の敗北に歸したのであつた、有志は各自深く憤怒を胸に包んで議會を去つた。

賛成派有志は虎の門附近の飲食店に潛んで議會の状況を聞き勝利は豫定の事實ではあるが此の復讐の個人に及ぼす事は明かと思つた吉野、砂川、中村等は直ちに護身の必要を感じ、飛ぶが如く日陰町宮澤刀鍛冶店に行き手頃の物を物色する中志津三郎の一刀を見て三人均しく其の鋭を凝視してゐると、俄に表に暫ならぬ氣勢の漂よふを感じた、密に動勢を窺ふと果せるかな町の南北に約五十人位つづつ會してゐる、云ふまでもなく自由黨の壯士で三名を後跡して來たのである。三名は機先を制するに如かずと各々業物を引き抜き電光石火の如く敵中に斬り込んだ、流石の壯士も虚を衝かれて驚愕し道を開くや三名は風の如く駆け抜けて九死の中に一生を得たのであつた、併し直に歸村する事は今の場台危険なるより、一時鋭鋒を避くるの必要を感じた其處で三名とも青梅鐵道の重役たるを幸ひに、大宮、鈴川間の馬車鐵道視察を名として同地に赴き其處に數日を送つたのであつた。之より先き日陰町に事の起るを聞きたる秋本喜七、小野房五郎、實輪權右衛門等は二百餘名と壯士を率ゐる疾風の如く現場へ駆け附けたが敵も味方もあなかつたので幸ひに惨劇も演ぜず引上げ

た。

概観するに該問題は自由派の敗退に歸した加之自由派には瀬戸岡を失ふの損害を受けて居る、瀬戸岡は境域變更の利害は第二として、黨の云ひ出した事は假しや横断破りても成し遂げたく、又自己が立脚の地盤の上からも、該問題の成否は直ちに自己の消長に關するが爲め飽まで遂行せねばならぬ立脚に居る、併し大勢は既に定まつて到底勝算のない事を見ては議席に居るに堪えられない、既に自己の浮沈が定まつたからである自由派の選挙民に信を失へば其れまでの事で只今後の自らを如何にせんかが頗る問題である、勢ひ是に至つては折れんとする枝に鳥は留まらず改進黨に移るより外に活路がないのである此時既に決心かつて居たと見るも適當ではない、即ち後に實現されてゐる。斯うして自由派には二つの損失をした其の反對に政府では大いに利したので、此問題が政派の争ひとなつた事は、常に目の上の瘡の如くして居る多摩の自由派が少しづつでも餘け行く事は自ら其の力を刺くのであるから政府は手を拍つて喜ぶのであつた。之に見ても勢ひの大なる者は大に鑑みて事に當らぬと次第に餘損を深ふするに至るのである。

境域變更と多摩氣分

東京府知事舟車の災厄

突差の間に三多摩郡は東京府に編入された。其の明治二十六年の三月、時の府知事富田鐵之助は變更地境檢分と民情視察の爲め、屬僚僅に數名を具して出張する事となつた、職務上餘儀なくされただけに此の出張に就て都門の人何れか驚異の目を以て見送らない者が有らうか。と云ふのは、猷身的熱誠と熱狂的斷行とは曾て人後に落ちた事のない、所謂三多摩壯士發生の地ではないか、殊に該變更事件は當地方の死活問題の如くに重視され、反對運動も効を奏しなかつただけ鬱勃たる氣分の爆發は如何に鈍い頭にも豫想し得らるゝ事象であつた。此の故に知事の身邊を憂慮する者は、薪を抱いて火に入ると一般だと諫止した、併し責任觀念と威信保持の上から其の憂ひを憂ひとする譯にはゆかなかつた、且つ濃厚篤實の評ある知事として自ら信する所があつたのであらう、斷乎として豫定の行動に出づるのみならず、最も危険視さるゝ南多摩を圍いた、

蓋し三郡中最も勇敢なる行動を取る者は、本郡を以て最と爲すのであるから、此の難關を突破すれば他は易々たるのみと豫想したものと見て、威儀嚴然として一行は歩を進めた、村民は道の側面に立つて目送するのみにて何等不穩の状態をも認めず、悠々陽春の長閑さに憧れつゝ小宮村を通過して拜み島に出た、此處は羽村方面へ渡る通路拜て島渡船場がある、舟に移つた一行は御使が蘇江を下る思ひて風光を賞し、一は事無きを祝し得意と喜悅とに満たされて居た。對岸僅に二三間の距離に達するや無数の怪腕忽然と船舷に懸つた、見る間に舟は傾斜して眠つたやうな川水は怒り立つて舟中に躍り入る、覺へず總立ちとあつた一行に狼狽は更に編重を加へて舟と共に覆つた、岸の近きが天佑であつたらう辛うじて這ひ上つた洋装和装の瀟灑、悄然として岸に立つや四刀に起つたのは哄笑と喊聲で官府の威信も第一歩に鼻を折られた。

一行は僅に威容を整へ腕車を利用して沿道を視察しつゝ西多摩郡羽村へ出た。羽村の状況は如何かと云ふに、血氣の壯丁は數日前より密會して餘憤を晴らさうと何事かを劃策して居つた、併し南多摩の難關をさへ通過すれば其の他は與みし易しとして居たので今迄緊張した氣分も稍弛緩を感ずると同時に面を涼め飛ぶ者は何、燕かと思ふ瞬間に第二第三悉く其れは確であつた、各自變態を感知するや、自衛上殆んど同時に母

衣を懸けた、後方よりのみであつた確は更に左右側面を加へて一齊射撃の状態、活路は只前進のみ、車夫も自己の危険を知るから驍地に駆け抜けんとして突差の間に先驅者たる知事の轍に太き棒を投げ込まれ、はずみを食つて見事に轉覆、知事は衣に包まれて自由を失ひ悶擡中に無数の壯丁は駆け寄つて知事を亂打し、車體を破壊し其の暴威は羅刹のやうだ、屬僚等は失心の状態、車夫等は造り附けた木偶の如くになつて立つて居る、一人として之を支ゆる程の勇者も無かつた、併し若し一人にても反對の態度に出たならば九疊した敵を更に怒らしめて死傷を出すの惨害を見たのであつたが勇者の無かつたこそ大なる幸福を蒙り得た事に歸着する、壯丁等は打つだけ打ち、壊すだけ壊し、罵倒するだけ罵倒したので、稍境城問題の溜飲を下け興をつくつて引上げた、敵の人影を見なくなるや屬僚も車夫も怒り勇者の如くなつて倒れた知事を扶け起し、辛うじて羽村を去つた、該問題を知事一人の責任の如く復讐した事は素より當を得た行動ではなかつた、知事が尋常の人物ならば此の暴行に對しては必ず峻烈な處罰に出たらうが、寛宏にして同情ある富田其の人に却つて青年の意氣を壯として何等咎むる所の無かつたのは賞するに足るべきであらう。

漸く一行は青梅町の定宿坂上旅館に引揚げて一先づ勞を慰すべく一室に通つた、何ぞ離らん隣室の廣間

には筋骨逞しき壯漢の一團が、境變更祝福の爲め閣下の來着を待つてたと云ふ挨拶だ、舟には水のお禮を受け車には磔の御馳走を充分に受納した一行は怖ろしい夢から夢を續けてるやうで只恐怖と戦慄より外は無い、只知事が如何なる態度に出づるか、それが死活の分岐點で、敵は其の出かたによつて大いに暴威を振ふ覺悟である事は知事も疾くに見抜いて居る。其處で知事は温順能く論し密に命じて酒肴を整へしめ談話中に壯漢の前には配膳となつた、これには聊か氣を抜かれた状態であつたが、飲むにかけても一騎當千の壯漢等は痛飲馬食更に遠慮はない、而して醉に乗ずるや何うかして一暴れやらねは氣の済まぬ連中なので知事を中心に難論攻撃、斯くして知事を怒らしめ機會を捕へんとのみ力めた、併し知事もさる者險忍自重其の願なる事羊の如く些かも手を舉ぐべき機會を與へしめなかつた、悶かしく思つたか狝村の人松澤市五郎は酔ひに託して知事の膝を枕として大字なりに寝て了つた、若し之を拒むか又は頭を下に降ろしたらそれを導火線として事を爲さうとする企てであつた、然るに知事は莞爾として膝に受けて酔ひの醒むるを待つやうな態度なりしが爲め此の計策も晝餅に歸したが、知事の困惑屬僚の心痛は想像するに餘りあると同時に該問題が如何に多摩三郡を憤激せしめが想像される。

水門破壊全市斷水企劃

各村殆ど一揆的氣分となつて知事の一行を苦しめたが、己人々に又何事か企劃する者も少かつた、中に最も心膽を寒からしめたのは、縦令半日たりとも全市の飲料水を斷つて其の周章狼狽に快哉を唱へて腹を醫せんと考ふる者があつた、少くも正雪の故智に倣つたのであらうが毒を流すの非人道に出てなかつたのは幸ひであつた、素より此の舉に出た者も決して市民を憎むのではなく、三郡が東京に編入さるゝを嫌ふが爲めに單に東京が憎くなつたに過ぎないのだ、素朴純真な人の頭には斯うした考へも無理とは言へぬ。時は葬列の後であつた決死の壯漢十數名夜險に乗じて狝村水門の一部を破壊したが其の全部に及ばずして人の支ふる所となつた。

此の狝村の水門は多摩上水を水道口に引く咽喉で、若し此の水門の腰を決潰したならば水は下流に走つて一滴の水も都人の口には入らなくなる、先きに府知事等に對しては充分に水は飲ませた代りと云ふ落語式の滑稽ではなく眞面目に報復の手段としたのだ。此の事は公安に關する問題なので當局も棄て置かれず夫々檢

舉して處罰したが其の他種々の方法によつて報復と復讐との諸運動は熾烈となつた。
一方表面の運動としては、三多摩境域復讐同盟會を起し、委員として各町村長、田中力、秋山林太郎を擧げ、東京芝罘櫻川町一番地に事務所を設け堂々の陣を張つた、中にも秋山は總この衝に當り運動の最善を盡した功績は没す可からざるものがあつた。併しながら大勢は復讐を許さず、議會提出の議案も有耶無耶に葬むられ郡民は涙をのんで引揚けた。

白双閃く世界無比の葬列

富田東京府知事の一行を生死の九地に陥れて官邊に對する憤憤は晴らしたが、未だ以て満足することは出来なかつた、何うしても黙過する事能はざるものが一つ残つて居る、之に對して何等かの方法で一矢を酬ゆるに非ざれば瞑目する事が出来ぬやうな感情が壯丁の胸奥に潜んで居た、其れは同じ郡民にして多衆の意向を裏切つて該編入問題に賛成左贈し者に對し何等かの應酬なかる可からずと爲したのである。

遽然事は擧げられた、彼の知事一行を困惑せしめた翌月即ち明治二十六年四月、南多摩郡川口村有志の主

催にて「三多摩院殿花蓮大姉の葬列」として展開したのである、此の行動は單に皮肉と諷刺として見る事も出来るが、其れは物騒極まつた諷刺と皮肉で、針を包藏する袋に均しい。其葬式の配列は白の麻上下を着せしを前驅とし次に四尺五寸の木板に「三多摩院殿花蓮大姉靈位」と書いた位牌を推し立て、次に屈強の壯丁六人にて棺を擔ぎ、其の棺側を守る者四十名、而も其の盡くが跛者で有る事は奇想天外で人をして驚異の目を以て迎へしめ、又此の多衆を集めたる努力と苦心にも驚かすには居られなかつた、加ふるに其の盡くが具氣鼻を突く襤褸を纏はせ、自らなる一高一底の歩調進行は何等の滑稽の醜汚も恐らく之に及ぶものは有るまい、我が三多摩を府に編入された事は即ち三郡として不具者たらしめ加ふに襤褸を纏ふが如く貧弱ならしめると云ふ事を諷したものと推測するに難くはない、次には三多摩院殿花蓮大姉の葬列と墨痕淋漓たる大旗數十流を風に翻して練り行、光景は、諷刺であり皮肉であり、滑稽であつて悲壯と云つたやうに、鶴實交紛群衆の心理を攪亂せしめたものである。此の數丁に渉る一列は川口村を繰出して大和田橋を渡り、入王寺を過ぎ、平林定兵衛の前に棺を擧て休憩した。

茲に平林の事を説明せねばならぬ、平林は南多摩郡の有志にして而も境域變更賛成派の健將であつた人だ

川口村人の此の舉を聞知するや、必ず無事には通過すまいと云ふ豫想の結果直に部下の壯士を集め防備に力めた、果せるかな此奇態不思議な葬列は邸前に歩を止めた、一見噴飯に堪えぬ趣向であるが殺氣は至然に漲つて居る、壯士は一齊に腰刀を抜き連れて暴に代んといふ氣勢を示した、之を自撃した葬列の盡くは怒髪天に冲する底の憤激となつた、多數郡民の意嚮に反した彼れ平林は此葬列に對し寧ろ謹慎の意を表すべきである、我れより何等不穩の行動に出でざるに先んじて兇器を閃かして威壓せんとする行動は泥棒たけぐとある、此事である今は黙過す可からず、殊に平林の甥豊次郎外十四五人は格子の内より白刃を擬して頻りに桃戦するのであつた、同勢既に我慢の緒を切り突入せんとする刹那葬列中の一中者は大手を擴げて立ち塞がつたそして血を見る場合で無い事を説いた、茲に漸く事無きを得て一同喊聲を揚げ列を正して同所を離れ小宮村を経て加住村に練り込んだ

加住村の青木鎮郷も亦平林と意見を一にした一人であつた、葬列の大家は平林へ對する抑制と忍耐との潛勢力は目も暗む程亢奮しきつて居る、岩ても咬み碎かねは此刑罰は慰せられぬとまでに亢奮しきつて居る、此矢先に當つての青木であるから縱令如何なる防備があり又如何なる險が横たはつて居やうともそんな事は

眼中にはない、青木の前に殺到するが否や満足の儘の位牌も棺も大旗も折り重なつて擔ぎ込み座敷も部屋もびつこと壯丁とに詰詰めになつた家人は只呆氣に取られ此結果を氣遣ふのみであつたが、元來此の覺悟であつた、尤も土足で黨入する事は立派な暴行ではあるが其の當時は斯んな事は暴行の内には加へぬ、いざと言はば腰間の一刀に物を言はする政争的亢奮時代とも云ふべき時で壯士の目からは土足亂入の如きは最も極めて穩健な君子的行動として居つたのであつた、斯く一家を蹂躪したが何者の抵抗もないので讀經禮拜に代ゆるに「萬歳」を以てした。摩は多摩の山河を震動せしむる様であつた、川口村民は此葬儀によつて境域變更反對の一大示威運動として終局を告げたが、熱狂的多摩の氣分は常に此徹に出づるのである。

朝鮮王妃事件と我が志士

大阪事件で入獄した多數の志士は滿期或は特赦によつて何れも出獄したが、大義の爲めに一身を犠牲にして懸つた仕事だけに、又爲めに幾星霜を鐵窓の下に苦難を嘗めただけに、朝鮮の事は永へに忘るゝことが出来ない、常に往時の壯圖を回想しては天を仰ぎ見んのみであつた。時は明治二十七年、韓國東學黨の騒動が

動機となり、清國と職權を開く事となつた、夢寐だにも忘れぬ朝鮮を中心として起つた事件だけに黙過することは出来ぬ。先づ森久保作藏は其の政治的断結を其の儘に義勇兵團とし三多摩屈強の青年を率ひ出征して大に餘憤を漏らさうと企てた。其處で佐伯十三郎、大矢正雄、難波春吉等もこれに加はつたが三名とも大阪事件の刑餘の故で除かれた、尤も其の以外も義勇團でなく人夫の名に依つて出征を許可された。難波等は方針を變へ渡韓する事に決し。大本營たる廣島に臨時議會開會中なるを以つて三名は同地に出て石坂昌孝その他面識ある代議士に有つて渡韓資金を仰いだ、今回は小規模の個人計畫であるから資金も容易に得られたので十年の苦心を一期に成し遂げたやうな喜びで出發したのは二十八年の十月であつた、仁州に着港するや大矢正夫は直に入京して倭城臺下の南山伯に入り、難波春吉と佐伯十三郎は仁川に留まつて三四ヶ月間形勢を窺がつて居た、その間大阪朝日新聞の通信員を扶けて通信に従事し人の疑懼をなすを避けて時機を待つのであつたが生活費の出どころが無いので悲觀して居ると幸ひに星亨が渡韓して居るのでこれに圖り、同人の保證に依つて賣藥行商をする事となつた、當時南山伯の浪人組は五六十名あつたがこれが皆賣藥行商となつて各地に散じ内地の事情を偵察しつゝ行商し二つながら好成绩を擧げた、後に大活躍を演じた者は都合五十二

名で内支洋社系では藤勝顯、月成光、田中賢造、自由黨系では中村楯雄、廣田正善、寺崎泰吉、難波春吉、石坂音彌太、それに東京日々新聞記者山田烈盛、柴四郎(東海散史)及び安達謙造、國友重章以下熊本國權黨の一派であつた。

當時韓廷の情體は從來後援と頼んだ清國も日本の爲めに擊破されたので方針を一變して露國に秋波を送る事となつた、勿論親日黨もあつたが肝腎の王妃派が排日派であるから氣勢が更に揚がらぬ、加ふるに露國は清韓の兩方に不凍港を獲得し軍事上と經濟上との利便を圖らうと機會を狙つて陰に陽に排日を事とし、露國公使ウエバーは如才なく王妃に取入る、王妃を中心とする頑冥なる閔氏一族は權利の全部を收めん爲め韓王の正父大院君を孔德里に迷閉し横暴を極め、政治を顧みず長夜の宴を張り、或は骨牌に賭を費へすと云ふ風に韓宮は伏魔殿と化し去つた、露公使は益々食ひ入つて二十九年の二月國王を公使館に率迎し同時に君側を奸を排くると稱し大官金宏集等を死刑に處した、即ち親日黨である云ふので。斯うなつては日本政府も黙して居られず六月露帝の戴冠式を期とし山縣有朋は其の参列を兼ねて韓國に對する日露協商を初めたのであつた。

韓宮修羅の巷と化す

民間志士の對韓策は急進過激突差の間に其の根本を覆へさうと企て居た、即ち王妃を初め閔氏一族を韓宮から驅除する手段を取つた、事を擧ぐるの時機は三浦公使の從者月成光より通謀する手筈になつて居る、志士等は千秋の思ひで之れを待つのであつた、時は來たれり廿九年十月八日、月成は中村樞雄に機熟せりと通じて來た、報を得るや南山泊にある廣田正善、藤勝顯、難波春吉の四名は密かに泥鰌の醫士近藤賢方に入りて身拵へをしたが時間切迫爲めに齊洞に居る大矢正夫に通報の暇なく近藤方を出たのは八日午後八時であつた、途中南大門外の寺崎泰吉を誘ひ、直に同志の集會所龍山に赴いて部署を定めた、岡本柳之助を先頭とし向ふ所は大院君の迷閉地たる孔德里であつた、一同肅々として進發して到着するや敏速に別墅の四方を取り圍んだ、と同時に狼狽する警務黨並に巡檢十四名を引捕へて倉庫の裡に拘禁し、進んで大院君及び愛孫李峻塔は謁見し事由を告げて入關を促したので、初め恐怖の目を見張つた大院君も欣々然として直に興を命じた、一同之れを護つて茲に其の他親日黨たる鄭蘭敬、柳蘇魯以下も隨從し路を西大門に取つて進んだ、桶瀬

幸彦以下の將校は訓練隊を率ひて途中に待つて居るのであつた、以心傳心何時かこれ等の武邊とも諒解を得て居たらしい、共に西大門に入つた時は鶏鳴處々に起つた、駆け足の號令一下光化門に突進したが、寂漠を破る騒音に番兵早くも逃走したので門は容易に開いたので一同兼地に宮中らに突入し、大院君の乘輿を動政殿に卸し、一令の下に拔劍し散開して王妃の所在を探す、劍光閃々景福宮中騎風臘を漂はすのであつた、難波春吉、廣田正善、藤勝顯等は慶會樓を越へ秘苑を過ぎ宙合樓まで斬り入つた、宙合樓は當夜王妃を初め大官を集め徹宵トランプをして居たのだ、見ると大官連は蛇蝎玉を隠すと云ふ風に一團となつて塊まつて居る即ち身模て王妃を圍つたのだ、此處に中村樞雄の前吉が突入し、圍ふ官人を片端より突き除け引倒すと中に目も綾な唐衣を着けた一夫人が居た、中村は髪を搦んで引き上げ其の面を覗きながら天妃か否やを問ひ懸けたが互に語が通ぜず躊躇の體であつた、其處に駆け込んだ一同志は「早くやらぬと夜が明ける」と云ふが否や斬り付けた、髪を搦んだ中村は其の手を引く間も無かつた爲め刀尖餘つて左手數寸に負傷した、したる血濺を打ち振つて手向ふ者は難倒して茲に始めて素志を遂げた、夜は全く明けるや早くも三浦公使の參内を傳ふると同時に又露公使ウエプアーの參内をも傳へた、同は志一同劍を收め悠々と宮城を退いた。而して翌

九日大院君攝政となつて茲に親日派の内閣となつたのである。
此の事件にて韓國知名の者の斃れたのは宮内大臣李耕植、光化門外に於て大隊長供啓黨等にて其の他難
輩十數名であつた。

同志大院君に救はる

難波春吉は志し成つて得意満面、一日を休養し十日再び行商の途に上り長洲院忠州府に入つた。我領事館では列強に對する申譯として當夜侵入の同志及び之れに關連せる一等書記官杉村瀧、領事官補堀口九萬一、軍人側では三浦梧樓將軍以下の關係者は盡く退韓を命ぜられた、難波は逃走せしものとして嚴重に搜索中本人は斯くとも知らず二十六日京城するや領事館に招致されて三年間の退韓處分を受け御用船にて廣島に送還さるゝや同監獄に收監された。同地裁判所の豫審は三ヶ月に亙り公判に移さんとする際、大院君は一同の好意に酬ひん爲め一策を講じ、當夜王妃を害したるは朴先と司法次官たる李國會の兩人なりとして之れを死刑に處して了つた、此の通報を得た裁判所は方針立どころに一變し全部を豫審免訴として終決を告げたのであつたが、一同の喜色は誓ふべきものがなかつたと云ふ事である。

難波は獄中にあつて多くの詩作があるが、出獄後麹町香町に景山英を尋ねて往時を語つた時の詩を掲ぐ。
談到陸感更牽。回頭往事杳如烟。我遺忘處宏能記。一鼎香話十年。
大阪事件以來艱難を與にした朝鮮改革が同志以外の同志に因つて十年の後に繰返された事を語つた兩者憾
慨は何うであつたらう。又彼れが六十歳の新年述懐は。

雨や風難き行路をあへぎくたどりつきけり六十路の坂に

日清戦争と多摩組

憂國の志士人夫となつて盡す

涸渴を救ふ内藤井戸の記念

朝鮮に對する支那の行動は、常に我が對韓策の支障となつて居るので、國民の惡感は年と共に加はつて來るのであつた。偶々朝鮮に東學黨が起つて大騒擾となつた、韓廷の力では到底鎮壓する事が出來ず、清國に援ひを請ふや直に軍を整へて之れに向つた。此の無斷行爲は繼て定結してある天津條約に違反するものとし

て問責すると同時に、我が國も日本居留民保護の爲めに出兵した、これが動機となつて遂に砲火を交ゆる事となつたのであるが、兵を大陸に入るゝことは豊公以来の壯舉であり且つ清國に向つて含むところある我國民は千歳の一遇として奮起したのであつた。此際多摩の原動力たる自由黨員は境域變更反對運動に破れて餘憤の遣り場のない時であつたので敵愾心は一層猛烈で、其の政治的團結を其の儘に義勇兵團として出征しやうと云ふ事になつた、其處で森久保作藏が主腦で出征出願の手續を爲したが許されなかつた、茲に方法を一轉して人夫團となつて出征し歸着する處は支那に於て大々的の日本村を建設しやうと云ふ勇團を抱いて居るの意氣天を衝くの概があつた、而して此の人夫團を多摩組と名づけ役割は。

取締役森久保作藏。取締書記佐藤幹、大塚敏四郎。百人長内藤武兵衛、旗野勝太郎、山田慶二、篠崎榮、小頭佐藤岩吉、秋山林太郎、尾作兼造、石井鐵五郎、高橋正徳、沼田林藏、井上市藏、馬場米吉、須崎龍松、井上寅之助、宮崎筆之助、井上寅藏、同遇造、加藤虎之助、吉村喜一郎、遠藤七郎、飯島橋太郎、原安太郎。

一行は澎湖島に渡り比志島將軍の率ゐる技隊なる大隊長岩崎中佐の下に屬して大に盡す處があつた。然るに疫虎猖獗を極め冒さるゝ者數を知らず、不幸多摩組の者も多くは此厄に罹つて後送されたが残つた者は一

層の勇を振つて當つた、此の際最も困難を感じたのは飲料水で井を掘らんにも岩層なるを以て手を下す事が出来ない、茲に他組の一人夫が組を出されて頼る所もなく放浪して居た者があつた、多摩氣性として斯う云ふ者を見棄てる譯には行かぬ、拾ひ上げて多摩組に加へて置いた、これが非常に有功な一員となるので、救つた爲めに多摩組の名は更に光りを放つた、其の男は元來井戸職人であつたので小頭の内藤は飲料水の問題と同時に其の男に想到したので直に相談して見ると、岩層であれハツバがあれば掘れると云ふ見込みが立つたので大いに喜び大隊長に上申し懇請に従事した、半日でも早ければ其れだけ早く渴を醫するのであるから内藤は其の男と手傳人夫を監督して疲れた者は交代せしめ未明より夜に入るまで作業を續け内藤と彼の男の睡眠時間は僅に二三時間に過ぎなかつた、併し内藤の熱誠は其の二三時を惜み、又一方は救はれた義と報國の念とに驅られ懸命に従事したので日ならず水脈に達し混々として清泉の噴出した時の如きは人夫も兵士も狂喜して萬歳の聲は孤島をゆるかすやうであつた、全軍大いに之れを徳とし多摩組の名聲大いに揚がり、井は内藤井戸と名づけられて記念とされた、其の他多摩組の働きは頭岩荆棘の間に道を開き交通を便にする等大い民政上の快感を揮つて報公の熱誠を注いで居たが終に講和となつて理想の大日本村の建設に及ばな

かつたが其の政治方面に向ふも亦務役に對しても一に至誠を以て當るが爲め尙ふ所好果を收めざるなきは誇りとするに足るであらう。

淺川村芋畑の慘劇

村會議員の選舉競争吏黨の強勇串田儀八の死

明治二十七年東洋の風雲急にして、民衆の氣魂高調に達した時であつた、淺川村に村會議員選舉の競争が起つた、國會議員を選むも區々たる一小村會議員を選むも吏黨と民黨との反目には少しも輕重は無かつた、殊に淺川村吏黨援護の一壯漢は流石の民黨壯士をして撞着たらしむる強勇であつただけに、實體の議員候補者の當否より附隨者たる一壯漢の起伏が問題の中心を爲して來たのである。

其壯漢は何者であるか、自由反對黨の首領吉野泰三の乾兒たる十勇士中の頭目串田儀八であつた。曾て新潟の直江津鐵道工事の際土木請負赤坂組の組頭をして出張し、喧嘩口論向ふ所敵なく命知らずの衆圍を手足

の如く使役し、赤坂小天狗の縁名を取つて起つた者である、體軀堂々腕力比類なく一見をして威壓せしむるの風格を有して居る、歸來吉野派に屬し自派の政争には先頭となつて犬馬の勢を取つた、受れが郡中に認識さるゝに至つたのは、豫て平林定兵衛が候補として入王子より立つた時之れに應援し平林の乾兒大塚宇十郎と共に突撃して來た。自由黨には猛士として知られた、大矢正夫、内藤武兵衛、下田勝太郎等と對抗したが流石の猛士も串田の爲めに斬り立られ大に惱まされた事があつた、其の爲め彼れは一時に名を爲し壯士間の驚異となつたのである。

此串田が吏黨村會議員の應援として起ち、彼れが爲する百餘人の乾兒を率ひて準備に懸り「必勝火を以るより明かなり」と豪語は優勝となつて實現するのであるから、一意彼れを倒す事に苦心して議場にのみ時を移すのであつた。

民黨の闘士青梅町の小島角太郎は獨り筋に案を立た、串田儀八が如何に剛なりとも刺し違へて死ぬ氣なら憂慮するに足らぬ、敵を倒して自分は助からうとの懸念が生ずる爲め警政も警謀も要するので、身を棄てて懸かれは何でもない、多數を頼まず一人て當らうと決心した。吏黨の事務所は淺川村大字高尾の高黨俱樂部

て其處に串田の乾兒は詰めて居る、小島は此處に斬り込まんかと考へたが、勢多くして効少きのみならず徒死の恐れがある、其處で途に擁護するの策を立て、餘所ながら同志に別れを告げ、根岸太助方に行つて朱翰の大刀を持出し、俱樂部に通ふ路傍の芋畑に身を潜め敵の動靜を窺がつて居た、幸ひにも串田儀八は乾兒、峰尾仁十郎同清吉の兩名を連れ通り懸かつた、小島は飛び出すか否や串田の眞向より一と太刀、二の太刀を下す間もなく峰尾兩名も必死となつて斬つて懸かつた、暫らく闘ふ中に双方共に負傷し、小島は多少の好果を收めたるに心を慰し、隙を窺がつて逃げ出すを峰尾兩名を免がさじと追來たつたが遂に及ばずして引返した。此間に串田は深く斬り込まれた眉間の傷を押へながら事務所の前まで辿り着いたが力盡きて倒れて了つた。乾兒等の發見した時は串田は既に咽喉を貫いて自殺して居た、其の死因は不明であるが重傷再び起つ能はざるを知ると同時に自己の不覺を人に耻ての自殺であらうと云ふことであつた。其の將を失つては吏黨も總崩れとなつて遂に選挙も民黨のものとなつて萬歳を叫ばれた。

小島の勇氣は素より稱するに足るが、串田儀八も亦惜むに足るべき人物で若し民黨にあつて盡す所があつたならば大なる効績も上げ又斯かる兇刃に身を失はず終りを全うしたであらうと追憶する者も多かつた。之

れを現代より見たならば村會議員の爲めに身を賭する餘り安價な生命であると云ふ者があらうが、暴を以て暴に代る時代にあつては死を賭するより外取るべき途はないのである。

板垣死すとも自由は死せず

板垣遭難の顛末

自由民權の唱導者板垣退助は我が武相より切り離す事の出来ない者で特に其の遭難顛末を記す

明治十五年四月六日午後一時、岐阜縣下濃飛自由黨の發起に係る富茂登中教院の大懇親會に臨んだ板垣伯は、今し退席しようとして、獨り會場なる中央教室の玄關先を二三歩出かゝると先はどから伯の様子を熟視してゐた一人の壯漢、突然、

「將來の賊……」

と一聲高く叫ぶと共に、電光石火の如く伯の胸元目掛けて躍り掛つた、不意を打たれた伯の左胸からは、

鮮血サツと迸つた、壯漢の右手には懐剣が物凄く光つた。

「何者ぞー」と叫んだ伯は、咄嗟の間に腰を落したので、兇刃は伯の頭上三寸の虚空を切る、

「ムウ、やり損じたか残念！」

と夜叉の如く狂へる賊は、尙もすかさず真向御座柄も通れと、突いてかゝるを、

「ナニを小癪な！」

と飛鳥の如く身をかはした伯は、かねての手練、小具足組打の術を以て、満身の力を籠めた右の腕を、敵の心臓ねらつてドンと一當て當てたから堪らない、急所の痛手に流石の賊も思はず知らずタチ／＼と後の方へよろめいた、此時、續けて敵を打たんとしたか如何に氣丈の伯とはいへ、傷口より流れ出る血潮は瀧津瀬の如く、半身血達摩となつて頓に力も出ない、伯のこの容子を見て、勇氣を取りかへした賊は、息せき切つて、滅多矢鱈に突き掛る、たとへ痛手に苦しむとも、何條オメ／＼匹夫の毒刃に倒るべきと、右に左に身を轉し、體を開いて刃を避けつゝあつた伯は、漸くひるむ敵の利腕すかさずにむんと引き搦んだ、さはさせ

しと、悶えて敵が其腕を引はなさんとした爲に、伯の手は這つて、刃を握る賊の拳をつかんだ、此時尙も撓ぎ取らんと、賊が焦慮で、搦まれた拳と刃を握り詰めたまゝ、必死となつて手首を内側に捻つたので何かは堪らん、鋭利な其切尖は、伯の指指と人指指と間をザツクと許り斬り裂いた、と、飛沫の如く放射した血潮は、かへつて賊の満面に振りかゝり、さらだに凄い顔を一層濃くした、

餘りの痛さに、剛毅の伯も氣力を失ふ、時しもあれ、一大事突發と拿駄天走りに飛び來つた、岐阜自由黨の幹部内藤魯一

「已、兇賊奴」

と云ひ様賊の襟髪搦んで骨も砕くる許り後方に引き倒した、其一刹那内藤の力餘つてか、それとも賊の一心籠つてか、かの短刀は、板垣と賊との手を離るゝと同時に、高く虚空に飛ぶこと一箇半、キラリと尖刃もの凄く櫻の根元に落ちて、チャリン悲愴の響きを立てた、と、瞬間、

「板垣死すとも自由は死せずー」

と天鼓を打つが如き、眞乎たる叫びは、倒れた伯の唇より發せられた、

折しも吹き来る一陣の風に、満庭の血に染んだ落花は、バツと舞揚がつて、繼て伯の顔に胸に、あの長髪長袴にハラ／＼と散り落ちた、一味嚴肅悲壯の氣は四邊に流れた。

伯の手の疵を見て大いに驚いた、岐阜自由黨の幹部竹内綱が、「これは、随分ひどくやられましたな、嘸お痛みになるでせう」と云へば、伯は苦痛の中にも、しつかりした聲で、「なに、此の傷は何でもないが、胸を二度深く刺されてゐるから命は駄目ぢやらう」と云つた、すると小室信介（之は當時同會者側の一人）が「閣下、息にかゝりますか、お聲にお變りもないやうですか」と云つたので、初めて伯も心付き、「お、成程、息に障りがないやうぢや、或は助かるかも知れん、」

其中に竹内が、伯のフロックの釦をとり、チョッキとシャツを外して胸の疵を調べたところ案外淺かつたから、「閣下、御心配には及びません、傷は如何にも輕いです」

「ウムそうか、夫ては生きる覺悟をしよう」

伯是より伯は中教院門前の公職太田卯兵衛方を借りて、治療を受けたが繼て快復した、彼の兇漢相原尙聚は、其場に引き立てられて、岐阜警察署へ送られ、岐阜地方裁判所の判決によつて北海道監獄へ送られた、

彼れは愛知縣知多郡の小學校教員であつた。一國に板垣伯は國家を毒するものと解して、この兇行に及んだので、此時年二十七歳、其親に送つた遺書の中には、

春風の今ふるさとへ歸りしは

生くるも同じ國のためかな、

中島信行の恬淡と卒直

中島信行は大江卓の後を繼いで明治七年より同九年まで神奈川縣令をして居つた、中島の夫人は陸奥宗光の妹であるが、此の陸奥と横濱太田の志村慎一郎と親交があつた處から、志村と中島との聯縁となつたのである、中島が保案條例に追はれて太田に來るや吉田健藏の空家に一時居を占めたが、以上の關係上志村慎一郎は小岩井義入の地所を借入れ中島の爲めに家屋を建て、住まはせ十年餘も住居し第二の故郷となつたのである。之れより先き縣會當時志村は本牧埋立てを勧め、認可を與へらるれば相互の利益である事を説くと中島は乃公を山師の仲間に引込むのかと色をなして怒つた、其處に竹内綱が來て、其れは山師でも何でもな

い無用な處を埋立て有用な土地を爲すので國利の一端であると説いたので承諾する事となり志村初め數人の發起で正式に出願して認可を得各々分割して工事を爲した。遂に各自に慾を起して利權獲得に汲々たる有様である。卒直だ恬淡寡慾な中島は甚だしく争ひを嫌つて自己の權利を放棄して了つた。斯う云ふ人物だけに政治運動當時自分が聘せられて演説會に臨んだ時其の費用は有志側で負擔すべきものとして一錢たりとも交しなかつた、其れも尤もて人を招聘して置いて金を出させると云ふ事は不當である、其處で彼れは出さない、其代り人が幾ら儲けて居やうが少しも頓着はしなかつた。

中島が伊國公使となつた時であつた、全財産は九十圓しかなかつた、後事を志村に托して行つた、志村は末吉町に六百餘坪を坪二圓で買後六圓で賣つて保管し、歸朝をまつて精算して之れを渡すや中島は夢のやうな顔をして喜び其金で麻布、袴、町の土地を買つた位で金銭問題に頭を置かなかつた、普通の官吏であつたならば何事にも交換問題として蓄財するのであるが、中島は其れほど身を輕んじなかつた。

中島が第二夫人を迎ふる時面白い話がある、其れがお互が見ずてんで成立したからである、十七年の交福岡孝悌と伊豆熱海温泉に遊んだ福岡は雜誌自由の燈の一詩文中中島を示した、讀んで見ると其の文章思想共

に當代の才筆である、而も筆者が女性であるから中島は一層驚嘆した、福岡は之れを後妻に迎へては何うかと勸むるのであつた、斯うなると中島にも議論がある、女權擴張などを絶叫する女では生意氣であらうそして、吾々政治家に何うであらうかと云ふのであつた、福岡は知つてる女だから、夫れは大丈夫だ君さへ好ければと云ふので心に動いた、福岡は其の後女に會つて話すと中島さんならばと、互に見ずに承諾した、之れが即ち當代の女權論者として又流麗な文藻の持主として天下に注目された博學の秀才岸田俊子である、そして一回の會見て華燭の典を擧げたのであつた。

子俊は丹波笹山藩で幼にして書を讀み強紀博覽の女性であつた、十六歳の時京都御所に上つて漢籍の講義をして居つた、十八歳の時宮中を辭し時勢に感じて女權を唱へ始め九州地方へ遊説し閑を得れば筆を執つて「自由の燈」へ送つたのであつた。而して、夫婦同様後は何うかと云ふと極めて柔順に夫に仕へ、あれが熱烈な女權論者かと思はしむるやうであつた、畢竟中島の御し方がさうならしめたもので、彼等夫婦は植村通久が主宰する番町教會の住者で日曜毎に島田三郎夫妻と共に來會した、俊子が何か感ずる事を述べやうとする機會があつても中島は眺めつけて立たしめなかつた位で中々嚴格であつたらしい。

中島と武相の地は縣令時代としては縣治に攷々とし且つ石坂を初め人才登庸に意を用ひ、野に下つては板垣の傘下にあつて自由民權を指導し、其の關係は頗る深いと共に憲政史上の一恩人とすべきものである。茲に一つの挿話がある。維新前勤王倒幕論の盛んな頃であつた軍資金調達のため一つの海賊團が起つた、名づけて海援隊と稱した、主腦は坂本龍馬、陸奥宗光と其れに中島が加はつて居たのが奇蹟だが君國の爲めには中島も思ひ切つた事を遣つた、そして各船を襲つたが始めに陸奥は自分の國の紀州船を見舞つたと云ふが茲に素人らしい處がある兎に角明治に入つても軍費は大概此の方法に頼つて居るのも止むを得ぬ事であらう。

神奈川縣下の政狀斷片

自由の叫びは多摩の一角より起つて全縣下に及んだが、今話柄に残るものを記して當時の政狀一斑を示さう。

仙境に政治思想 各地は自由民權論に熱狂する中に足柄上下の人士の日常は何うかと云ふに、詩文和歌俳

句に没頭して世事我無關考て花鳥風月に想ひを伸べて居るのであつた、石坂昌孝等は之れを覺醒せしめんと再三有志を訪問して意見をたゞいたが少しも相手にしない却つし詩歌を示して和韻返歌を望まるゝの逆襲を受けるので、流石の石坂も苦笑して退陣するのであつた、併し之れを見棄てる事は出来ない、何とかして同主義の人に導きたりと心を傾けた、茲に一計を案出した其れは同志中に宗匠株の難波徳平に想到した、即ち正面より當るより道を以て裏面より斬り入る事の得策たるを知つたからである、其處で難波に細野喜代四郎を附けて入り込ませ句を説きながら世間を説くと云ふ方法を用ひ氣永に説いて廻はらせた、此の書策當を得て遂に相原惠佐、中村舜二其の他の熱心家を出すに至つた。

北條早雲の家臣暴れる 足柄上郡會我村七ヶ村の戸長長谷川豊吉も詩文に於て頭株であつた、これを説くに直に主義より出す。君等は縣會でも出馬しては何うか、此處には生きた詩文があるが、と云ふやうな事から話込むと長谷川も大いに心動いて當時村營係たる原利見、安藤龜太郎等を先づ縣會議員に推選し、其の後長谷川も議員となつた、時に小田原の士族に星崎廣助が之を聞き、吾輩は北條早雲の家臣である、長谷川如きが縣會議員になるとは生意氣である。と傍聴に出かけ大亂暴をした、殆ど意味を爲さぬ事件であるが、北

條早雲の臣が出ぬ先き出たと云ふ事が癪に障つたのであらう。

上溝の初政談 十六年の交であつた細野喜代四郎は上溝大座間邊を開拓せんと、大阪の城山靜一、西村文洞等を聘し、政談大演說會の張札を出すと、村民は大岡政談式の講釋でもあるかの如く集まつて來た、此の位の程度であつたが之が當地方に於ける演說の嚆矢で好果も可なり納められたと云ふ事である。

壯士の扮装と焼打ち 二十六年の總選舉の時は、自由黨の事務所を綾瀬村上田に設け、應援者は竹の子笠に「自由黨候補者何某應援」と書し、仕込杖を携へた物騒な扮装である、田奈村よりも五六十人の應援者が來て壯絶な陣立てであつた。反對側は横濱の辯護士を山口留吉が參謀して之又多くの壯士を連れ往來するのであるが吏黨だけに巡查が附隨して護衛して居る、これが一層民黨の反感を高め、其の團體に短銃を打ち込み頗る紛擾や大きくした、嫌疑者として鈴木宗之助、長谷川彦八、蜂須賀又次郎等が捕縛されたが證據不充分で放免された。其の選舉後高座郡大和村下鶴間の富家高下倉右衛門は同地改進黨の首領として大に自黨候補に盡した爲め自由黨の壯士は同家に火を放つて焼いて了ひ、高下は僅に身を以て免るゝと云ふ思ひ切つた復讐が演ぜられ、犯人として五人捕はれ二人は獄死したが三人は満期出獄した、其の行動如何にも粗暴ではあ

つたが其の意氣に於ては勇壯なものであつた。

吏黨の發砲 前年の選舉は特に干渉が猛烈であつただけに民黨の反抗も激烈であつた、三多摩は石坂と瀬戸岡とが豫定の當選であるが高座方面では自由黨より山田嘉毅、改進黨より菊地小兵衛が出て競争頗る激甚となつたので、石坂を始め村野常右衛門、森久保作藏、内藤武兵衛、石井直平、鈴木稻之助及び横濱の劍士小島清、久良岐よりは森市右衛門以下十二名が應援として赴き、高座郡御所見村白王寺を事務所として詰めて居た。菊地は數百名の博徒壯士を雇つて大に暴行を働き遂に白王寺事務所に向つて發砲を爲すに至つたので森久保一派は大に怒つて忽ち白兵戦となつたが遂に追ひ散らして勝利を得た。

訴訟に敗けて民黨となる 久良岐郡大岡川村藤田の戸長森市右衛門は、自由民權を稱道する輩は帝室に對し反感ある者として、如何に民論を説く者あるも頑として顧みなかつた。然るに隣村と訴訟事件が起り、實際に於て我れに利あるに關らず敗訴となつたので茲に法の權威を疑ふ事となつた、其の際太田村の民黨志村慎一郎と會し、談敗訴の事に及んだ。利あつて敗を取るは即ち法の不備である、之れを正しうして正邪を分ち以て自己の權利を擴張せんとするのが即ち吾人の主張である、要するに皇室を中心として國家の進展を圖

らうとするのが自由民権論であると説き始めたので流石の頑強の森も當面の問題に其の不當を痛切に感じて居る際である爲め、志村の意見が能く諒解されて加盟したのであつた。民黨を理解した森は忽ち人を説くやうになり、同村の素封にして改進黨員である平戸清入を説破し遂に自由黨に加盟せしめたのであるが志村も亦なる功勞者である、太田村には志村の有る爲め何時の選舉に於ても改進黨に一指も觸れしあす常に自由黨の凱歌を上るのであるが三十一年に隱退して餘命を樂しむに至つた。

同志一副對 太田村の志村が主義に熱誠を捧けた如く、根岸村には大久保定右衛門があつて縣會に至るまで一票たりとも反對派に渡す事なく終始一貫して主義の爲めに盡し、志村と好一對たるものであつた、晩年は志村と共に書畫骨董に親しんで政黨に關せず漸く憲政派の擡頭するに至つたのである。大久保が民黨に心を傾けたのは、同家には豫て林包明、大江車等が出入し大いに民權を説いたのに初まる。

退去者に空家提供 太田村には多くの話柄がある。豪家吉田健藏も自由主義の謳歌者であつた、保安條例に因つて東京より退去を命ぜられた者は多くは三多摩と横濱方面に向つたが、中島信行、林正平、星亨、宮地茂等を初め多く入り込んだ、時に吉田は所有の空家二十戸を開放し住ませ米鹽も給供した程の特志家であ

つた。星は茲に公論新聞を發刊した之れが今の東京朝日の前身である、當時の執筆者は山田泰造、島本忠道、吉田政春、總生寛等、總生は狂詩で政府者を罵倒するのさ得意であつた。尙ほ同村の伊藤仁太郎の事と中島の事は願を改めて記す。

ちやらと宮地 湊町五丁目の自前藝者ちやらは政治藝者と云はるゝほどで政治家の宴席には喜んで出た、政黨の話しに耳を傾けるほど趣味も増のであつた。今の壯士俳優福井茂兵衛は宮地の書生であつたが豫てちやらとは懇意にして居た。或はちやらは是非宮地先生に會はして呉れと言ひ出したが、先生は板垣先生の命を妻として居る位だから駄目だらうと云つても中々聞き入れぬ、何ても一度連れて来て呉れと云ふので、福井は引出し策に頭を悩ませて遂に會はする事としたが、氣風の面白い女と云ふので宮地も憎からず思つて遂に宮地の漂泊中一年以上も世話になつた艶福もあつた。

保土ヶ谷の諸同志 同町に於ても同盟會を組織して民權擴張に努めた、當時の幹部としては輕部篤三郎、金子傳右衛門、川本忠藏、藤田勝三郎、輕部福三、同亦太郎、飯岡周藏、尾崎六右衛門、中村六三郎、足立久光、田口平吉、同利一郎、吉野利八等で宮本清寛が會長となつて黨の爲めに大いに盡したものであつた。

反對派の勢力 兩縣下に於て改進黨の根據とも云ふべきは橋本郡の川崎町であつた、同町には早くも肥城龍、堀口昇、末廣重恭等が入込み隔月に政談演説を爲し、町としては岩田道之助が率先して黨の爲めに盡し同郡二十二ヶ町村の町村長は委く改進黨に入り二十三年には同好會を組織し頗る優勢で自由黨としての主腦は稲田村小林五郎兵衛、三平藤兵衛、川崎町田中龜之助、森松太郎、旭村小塚清五郎、秋山廣吉、磯貝庄藏、小塚長五郎、長尾寅松、中原村朝山信平、市川代三郎、小林三左衛門、高津村上田忠一郎、岡重高、太田道博、林長樂、神奈川町長谷川長治、田島村青木長十郎、生田村河合平藏、笠原巳之助、松澤信太郎、住吉村高橋善右衛門、川原伊左衛門、日吉村天野松五郎、城郷村岩田藤太、野口重郎等に過ぎなかつたが第一期の總選舉の結果は第二區の橋本都築として却て自由黨の山田泰造が當選するの結果となり六區七名の定數中改進黨としては僅に横濱の島田三郎、上下足柄中郡より山口左七郎が出たのみの慘敗で武相に於ける自由黨の根強さは驚くべきものであつた。

天野政立と其の功績 相州に於ける天野も亦一異彩である、彼れは安政元年愛甲郡小田原文封野瀬士俊長の子である、幼にして伶俐活潑學は板垣玄亮に、劍は神原健吉に學んだ、明治二年銃士として川崎、神奈

川各所の關門詰となり、同十二年秋野村戸長と爲り、次いで愛甲郡書記となつた、此の時各地に民權論は風雲飛揚の觀を爲して勃興するや彼れは驟然として官を辭し自由黨に與みし、十八年大井憲太郎、小林禮雄等と朝鮮改革を企てた、即ち大阪事件の一人である、幽囚の身となつたが二十二年憲法發布の大典に依つて出獄し専ら黨務に執掌したが後感する所あつて地方自治の發達に力を用ひるやうになつた、縣下集治の町村に向つて大に力を致し治績頗る良好であつた、即ち大磯、平塚、太田、川口、箱根組合の如き皆彼れの熱誠に因つて面目を一新したのであつた、大正六年一月六十四歳を以て病歿した、翌年其の功を稱する爲め牧野精處此の事を記し自ら筆を下して石碑を建てた、今其の銘を記せば左の如くて、筆蹟は板垣退助の書である。

隨愛國士。慷慨雄飛。風雲未會。事與志違。寬節航操。深愧徒生。町施能政。村有治聲。朝野故舊。吊跡尋蹤。胥詒胥議。何其情濃。名利之第。茲樹氏碑。續居不朽。靈居永綏。

大正七年戊午春三月

精處牧野隨吉撰文書

憲法草案から發布に至る迄の表裏

憲法の編纂は誰れの手になつたか、編成するまでの曲折は如何であつたかも記事裏面史として見るべきに足るであらう。當時の内閣は黒田清隆が首相で、大隈重信が外相で而して首相の實權をも掌中に收めて居る時代であつた、時の内閣は一意憲法發布と對議會策との準備を急ぐのみであつた、其の間伊藤博文は樞密院議長で黒田内閣を援助し且つ勅命によつて幕僚伊東巳代治、井上毅、金子堅太郎等を隨へて相州夏島の別荘に籠つて編成審査に没頭し明治二十年の冬に漸く脱稿したのであつた。

然るに其の起源を探つて見ると單り伊藤一派の功とする事は出来ない、當時左院議員であつた宮島誠一郎と云ふ人があつた、之は米澤の人で人呼んで米澤西郷として尊敬を拂つたほどの人傑で、夙に朝廷に仕へて伊地知正治の秘書役であつた、時は明治五年の四月宮島は國憲編纂に就て建言書を上つた、實に吾案を得たりとして西郷隆盛、板垣退助、伊地知正治等は大いに此の舉に賛成したが他の事情の爲めに直に着手する運びに至らなかつた、翌六年に入つて正院左院の分擔を改革する事となつて、左院は國憲と民法とを編纂する

事となつたので國憲は左院副議長たる伊地知が主となつて、松岡時敏、横山由清、及び前記宮島誠一郎の三議員が編纂に従事したので實に此の事は源を明治五年に置いて居る、然るに間もなく征韓論が兩院に上つて分裂し伊地知も辭表を出して一時待命したが翌年七年再び左院に出勤したので再び編纂に従事すると同時に正院より新參議寺島宗則、同伊藤博文、左院よりは議員加藤弘之が新に加はつて共に歩を進めて居つたが皇室典範に就て伊地知と伊藤との間に意見が衝突し大激論となり伊地知積年の苦心も到底成功の見込がないと云ふので辭表を提出し斷然意を編纂に絶つたので此事業は久しく中絶し最後に伊藤に勅命が下つて編成したので、伊地知一派が仆した敵の首級を横取りされた結果になつたのである。

憲法草案と樞密院の大激論

前記の如く憲法の草案は伊藤以下二三子の名によつて脱稿したので直に樞密院の議に附せらるゝ事となつた當日は天皇陛下も臨御在らせられ、伊藤が議長と説明員とを兼ねおごそかに會議は開かれて着々議事を行せしめつゝあると、寺島宗則殿乎として發言を求めて曰く「此草案によつて觀るに、議會の權利の何れに

あるかを疑はざるを得ぬ、何となれば最も必要條件たる發言權すら認められて居らぬ、然らば議會は單に國政諮問の府たるに過ぎぬ、これ立憲政治の名實相伴はざるものにして憲法心髓何れに存するか」を前提として辯論攻撃完膚なからしむるに至つた。此第一警鐘に各員悉く緊張し均しく賛意を表したので、終に發言權を與ふる事に従事に修正された。而して第二警鐘として島尾小彌太が發言した「該草案中には議會の彈劾權を認めざるは何ういふ譯か」と眞甲より一撃を加ふるや伊藤は首を左右に振つて駭として肯ぜぬ、茲に島尾は其の頭腹に奮激しつゝ嗚呼一齊「彼の專制國たる支那に於てすらも御史の設けがある、我國が之に先だつて立憲制を採用せんとしながら國民より全然彈劾權を奪はんとするは何事ぞ」と辯論縱橫伊藤を究地に追ひ詰めて終に憲法第三章中に議會の上奏權を認むる事となつたのである。

若し此二要件を國民より取り去つたならば骨拔憲法にして且つ骨拔議會たるに過ぎなかつた、伊藤の草案なるものは只形式に止めた憲法であつて力めて民意に遠ざからんとする底意であつたらしい、と云ふのは自分を總理大臣の地位に假想して居つたので、さうすると議會の治め易きを本旨として草案を編成する事は最も自己の利益であつたから、空とぼけて此の二要件を抜いて見たのであつたらしいが、如何に迂愚な士もこ

れ位には氣が付かなくてはならぬ、況んや樞府に集まつた者は當時の一粒擲りであつてさう手易くは胡化しおほせぬ、忽ちにして事變露して伊藤の尻尾は押さへられたのであつた、佛し之に尻尾を巻いて逃げる程の正直な伊藤でなく、うまく通過すれば其れで宜し、問題とならば修正するまでの事と疾に腹は極めて居る又一方でも修正すれば其れで宜いので別に伊藤を憎むのでもなく涼風一過の有様で諮詢を終つたのであつたのであつた。

而して明治二十二年二月十一日振古未有の大典たる憲法發布式は舉行された、國民振舞して聖徳の無窮と國運の隆昌とを祝福した、黒田首相は憲法を拜受するや大赦令を發布し國事に關する犯罪人は盡く特典に浴し國民歡喜の聲は野にも山にも滿ち充ちた。

憲法制定の由來並に憲法

我が帝國憲法の如きは世界に於て未だ曾て其の比を見ざるもので實に世界の憲法史上に於ける赫々たる日暉の如き觀である、之れ本編の巻頭を飾るの所以であらねばならぬ。

政權武門に歸し王室の威徳振はざること幾百星霜に及んだが、時の推移は必ず事物の編重を許さない、さしにも専横を極め徳川の威力も決河の如き天下の大勢には抵抗の不可能を悟つて大權を奉還し恭順命を待たつた。而して王政古へに復し封建專横の弊制を打破し祖宗傳來の國是を遂行せらるゝに至つたのは即ち今日の文物進歩發揚の根幹を爲せるものである、此の更始に當つて段文殷武に涉せらるゝ明治天皇は先づ五條の御誓文を宣せらるるや、暗黒界に豁爾たりし國民は初めて光明世界に出て緊縛委痺の心身も和天暢達の感があつた、殊に「萬機公論に決す」の御聖勅は更に國民を欣躍せしめたが、議會は開設に先だち憲法の發布を見るに至つた、これに對し國土を擧げて一毫の反抗もなく、人民を壓する貴族の威服もなく、政府人民共に、聖天子の淵謨に遵まつりて、只其の時機に就いてのみの争議に過ぎず、上これを稱へ下これに和して憲法は制定せられ、議會も開設せらるる事となつた。世人これを欽定憲法と稱するは歐洲に於ける憲法制定と大に差異の存する處を明かにしたもので、従つてこれを日本の處女憲法と云ふので、又世界に比類なき點から言はゞ寧ろ世界の處女憲法と云ふべきものであらう、斯の如き憲法の世界に生れた事は日本憲法が嚆矢であつて、世界の處女憲法即ち日本の處女憲法たる帝國欽定憲法は實に明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰

を下してこれが發布の大典を擧げられた。

我が憲法と自治制とは當時主として佛國に範を採つたのであつたが大局に鑑みると、當時彼の普國が蔚然として興隆して國運競々歐洲に覇を稱するに至つたのは普佛戰爭の後である、其の新興帝國を完成したのは奈翁一世の蹂躪後、皇后ルイゼーは首相スタインと力を合せ普國再造の計畫を立てスタインは先づ自治制の大成を考へ全國民の結合を強國にし奉公の精神を盛んならしめんとして最も眼を國民結合の大本に注ぎ、さうして憲法を布き議會を設けんとするのであつた、其處で我が當路も我が邦をして新舊帝國たる宏謨を完ふせしめんには普國に範を採るのが最も妥當であると信じたのであつた。

閥族政治と政黨概觀

主として薩長の手に依つて、維新更始の大業は輪廓を爲したが、内容の施設構成に至つては、甚だ其の平を得ざるものが多かつた、茲に一世の偉人西郷先づ退くや、板垣副島後藤、江藤の諸脚袂を連ねて廟堂を去り、岩倉を支柱とせる、薩の大久保、長の本木と其の他の末輩に依つて、殘壘を保守するに過ぎず、廟堂

は殆ど空虚なる倉裏の鼠を呈した、此の隙隙に乗じて不平分子の騒擾は各地に起り、遂に薩南の壯舉を見るに至り、徒らに多数の國士と國帑とを滅却せしむるに至る、此の罪は斷じて他に嫁する事は出来ない、即ち岩倉と大久保等に依つて分擔すべきものである、然れども尙自ら顧視する事なく、依然として政權熱を逞し、君民同治の阻害を爲し、岩倉な清に轉がりこんで兇刃を免れたが、大久保は一閃の利刃に清水谷の露と消え木戸は京都で客死した、死以て罪を償ふに足る乎。

自由黨の萌芽

これより先き板垣副島等は兵力を以て政府に當るの不可能なるを悟り、輿論の喚起に依つて國政の刷新を企畫し、聖旨に基き民選議院設立の建白を爲すに至つたが、無論政府の容るゝ所とならず、而も同志は傍觀の態度を取つた、獨り板垣のみは一意心を傾けて機のを待たんと、郷里土佐に歸つて立志社を興し、子弟を訓陶しつゝ民權を研究した、西郷が鹿兒島に私學校を興し武を凝つた事と、手腕は違ふは志しは一つであつた。西郷は子弟に過たれて擧兵を餘儀なくされて遂に城山に終焉を告げたが、板垣は言論を以て起つ

べく銳氣を養ふにあつた。

廟堂の状態は如何んと云ふに、木戸は西南戦役中京都に客死し、大久保は兇刃に仆れ其の棟梁を失ふに至り、茲に第二流の内閣組織となつた。直に大久保の跡を襲いて内務卿となつたのは内務卿伊藤博文で、三四の更迭は海軍中將西郷從道を文部卿兼參議とし、同海軍太輔たる河村純義純義を海軍卿兼參議とし、特命全權公使たりし森有禮を外務卿に、井上馨を工部卿に、而して舊官を更めさりしは大藏卿大隈重信、陸軍卿山縣有朋、司法卿大木喬任の三名で新陣容を整へた、中にも伊藤、井上、大隈等の意見に依つて庶務は按排さるゝのである。斯くの如く武權は依然として薩長二閥の領有となり、文權は薩長肥の三藩に依つて把持し獨り土州のみ文武兩權より除外されて居る、これに見ても土州が擧げて反政府の態度を持し民權運動の策源地となつた事は偶然でない事を知るであらう。板垣が彼の立志社を興したのは七年四月で設立と同時に宣言書を發表し、民權の意味を敷衍して廣く天下に向つて其運動を興にせん事を勸告するや、風を望んで騰起し民權主義の結果をなす者が續々として國中に起つた。斯くの如く板垣の主張が國中に氣勢を揚ぐるだけ、政府の力は削減され行く傾向があるので、宜しく板垣を拉し去るに如かずと種々畫策する處あつて、八年の春板

垣を入閣の餘儀なきに至らしめた、茲に天下の民權運動は屏息せしも只一時の現象に過ぎなかつた、一方板垣は國家を權機に參與はしたが其の主張は容易に廟堂の容るゝ所とならぬので又々野に下つて畫策するところがあつた。

西南の役の鎮定して政府も稍息をつかんとするや、再び民權運動は擾然として海軍の一隅に光焰を放ち來り、天下の志士は皆士佐に向つて集中するに至つた、其の主なる者は越前の杉出定一、筑前の頭山滿、伊勢の栗原亮一、福島の河野廣中等にて氣勢は更に大を爲した、而して部署を定め天下遊説の大舉を爲す事となり、十一年九月愛國社を組織して大阪に大會を開き、諸縣の結社と連絡を取つて結束を堅うし、翌十二年三月第二回の大會を開き、同年十一月第三回の大會に於て愈々國會開設の請願を爲すの決し、全國に檄を飛ばし、有には諸方に遊説し請願書を作製に従事した、然るに岡山縣は十三年一月單獨運動に出で三十一郡各町村有總志代を上京せしめて、建白書を元老院に呈せるより、愛國社は大いに激成し一舉に事効を收むべく、十三年三月第四回の會合を大阪に開き片岡健吉、河野廣中の二名を奉呈委員と定め、二府二十二縣の總代九十七人、諸縣人八萬七千人の代表者として願書を太政官に奉呈した、其他個々の結社團體も同手段を

取り勢ひ次第に猛烈を極はめたるので、併しながら官は受理法理の定めなきを憾とし悉く脚下したが、却て民衆の憤激を助長したのである。

其れより益々白熱的猛運動を呈し來る爲め、政府は愈々根據を極め其の抑壓手段に汲々たるのであつた、其の結果として當時官憲の新參謀渡邊弘基に命じ抑壓法を作らしめた、其れが即ち民衆を暴に導ける、因をなさしめたる集會條例である。内容は、政談演説は三日以内に所轄警察の許可を受け、屋外集會を禁じ、政治に關する結社は官憲の許可を受くる事、軍人、警察官、學校生徒は傍聴を許さず、甲結社は乙結社と連絡氣脈を通じ行動の謀議をなすを禁する等の條項で十三年四月五日に發布した。加ふるに八年六月に發布した新聞條例と讒謗律と併せ行ふのであるから民衆は見るも聞くも呼吸するとの外は何物の自由も得られざ事となつた。斯くして官憲は僅に其の城壘を堅うするのであつた、此の時より巡査は威力を發揮し大に職權を濫用し暴力を揮う惡例を作つた、當時の巡査は西南戰爭の殘物にして武權の政行を助くるが如き條例の出づるは實に彼れ等の好有物で、其の蠻勇の業て即ち民衆の頭上にて、撲る、蹴る、突く、而して縛り上げて獄に投ずるを本領として得々たるものであつた、其の病根が尙ほ現代にまで遺傳して民衆を苦しめ憤らしめ

却て紛擾を大ならしめるのである。

爰に於て愛國社は組織を變更し、國會期成同盟會と稱し素志の達成に力めた、政府も亦民黨運動に度に応じて各條例の施行を嚴密にし、一人も殘さず投獄するの氣勢を示した。同盟會も官憲の兇暴を避けん爲め、個々の結社を一九と爲して當る事の得策なるを以て忽ちにして大日本國會期成有志公會と稱する大團體となつて起り、十三年十一月十日の東京に大會を開いた、集まる者二府二十二縣十三萬人の總代六十四名であつた、然るに議論は三分した、一は請願の再行、二は請願却下難詰、三は別に一個の政黨を作り訓練統一ある團體を以て政府に肉薄せんと主張する者であつた、此の政黨論者は別れた、而して自黨主義を奉ずるに基き自由黨と稱し前二者と分離した、これが間もなく板垣退助を總理として起つた自由黨の萌芽である。

閥族の私曲暴露

十三年二月二十八日内閣と諸省とを分離し省卿の兼任を廢する事となつた、此の權力の分配と組織分子を示して改進黨の起る原因を明かにしやう。

太政大臣	三條實美	左大臣	陸軍大將	織田仁親
右大臣	岩倉貝任	參議	伊藤博文	大隈重信
參議兼議長	大木喬任	參議	伊藤博文	大隈重信
參議兼開拓使長官	寺島宗則	參議兼參謀本部長	山縣有朋	河野義典
參議兼外務卿	井上清馨	大藏卿	佐野常義	山田義典
司法卿	西郷從道	陸軍卿	松方正義	大隈重信
文部卿	田中不二麿	內務卿	大尾正三	山田義典
海軍卿	河野敏鎌	軍務卿	山尾庸三	山田義典
宮内卿	德大寺實則	工部卿	尾庸三	山田義典

此の權力は何うか、薩派には黒田、西郷、寺島、河村の四參議。長派には伊藤、井上、山田、山縣の四參議、而して肥前は大隈と大木の二人しか無い、大隈の手腕力量は他の參議で劣つては居ないが、威力に於て常に壓迫を受けるのである、或場合に於ては異分子の如き觀を爲すのである、これ大隈が薩長に對して日夜悶々の情禁する能はざるものであつた、故に何時かは彼等の弱點を捕えんと力めた、又大隈の部下に於ても政府の内情を民黨に通ずるのであるから、知る可からざる秘密が暴露し、爲めに政府は色を失ふ事が頻々と